业海道議會時報

第 4 卷 第 3 號 昭 和 27 年 3 月



北海道議會事務局

北海道議会時報第4巻第3号(昭和27年第1回定例道議会)

──第3號目次-

資 會 議 雜 條約第三條に基く行政協定及び交換公文 日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障 書室便り 昭和二十七年度道費當初提案豫第節別集計について...... 風俗營業に關する條例等の制定狀況について…………… 昭和二十七年度道費當初提案節刑豫算比較について…… 緊急全國都道府縣議會議長會...... 各省大臣·政務次官·事務次官(各廳次長)一覽表....... 地方行政疑義問答集...... 第六回定例道議會の議決を經た條例の經過調について...... 全國都道府縣藏會議長會參與會……… 一回定例道議會------任 の 動 き 六 五 五 一 九 八 七〇 六二 pq O • 表 紙 寫 眞 • 魚 春 告 北海道新聞社提供

北海道議会時報第4巻第3号(昭和27年第1回定例道議会)

議會の動き

第一回定例道議會

私もま

た

この左右分裂に關

しては、その政治的、

思想的立場からいた

本會議

〇二月二十二日午 挨拶を述べ、 の報告を終り午後二時五十九分暫時 開議を宣 -後二時| 五十五 豫め 時間 蒔田議長登壇、 の延長をなしたる後 第 回 定例 會 道 署名 會開

ります。

演說 農)より趣旨辯明あり、 議會運營委員補欠選任の件を議題とし、時口政次郎君(道政)を選任 委員 T することについて諮り、 本六太郎氏 つぎの 後六時二十 會に付託の行政事務及び機構の簡素化について、本會期中も繼續調査 はいり、 程第二、意見案第一號を議題に供し、 如き演説をなし、 八に對 先ず政治的所見と道行政に對する所信、 し哀悼の意を表 五分再開、 原案通り可決した。 異議なくこれを可決して日程にはいり、 午後七時二十四分散會。 議長より去る二月八日逝去された衆議院 Ĺ 弔詞を贈呈した旨を報告、 次に日程第三、知事の施政方針 提案者農政委員長宮本議員 施策の大要につい ついで總務 日程第 した。 員 松

知事の施政方針演説

政明 所見 **度施策方針の説明を申し上げるに當り** を明確にして、 議員各位 の御理解と御協力を まし ~ 仰 此 の際、 ぎたいと 特 存じ VC. 利, 李 Ò

に至るまで滿五ケ年に亘つて黨に所屬して參りました。 は、 詂 政黨と同 二二年 рù 月選擧に際し 様 K 本 社會態も Ę Н また幾多の變遷 本 泚 倉鎭に 此 強し を見、 の開 7 變動期の 以 逐 來 K 昨 今 中 华 E

> 反省 至 を打 つて一應 を促 \$ ち出 から 7 左派 しつゝあることは、 ح 旣に左右兩 Ø 會黨に所屬 分裂するの 左右分裂の嚴しい批判の 派の分裂的傾向の幹部 しつい、全國的 事 議員各位の御諒承の通 が態に逢 私の所 な社 上に立ちな に對 會民 して、 主主義 学る北 りでありま がら、 大きな衝 魔の統 本年一月 動 運

感情的對立を除けば、 しま して参りましたが、 的な統一工作に盡力して参つた次第であります。 即ち私共、 しても、 甚だ遺憾に存じまして、 社會黨四知事は再三に亘つて會同し、 4、それ程の思想的相異はないと受け取つて來たの私共といたしましては、その政治的見解について 沚 會黨所屬 の四知事協力の下に積 分裂兩派幹部 とも會見 つので は

あ 會主義も左派が依然と 主義インター 主義を唱えておりますが、 會民主主義の立場に立つて参りましたが、 ると信じているのであります。 それを具體的に ナシ 申上 ヨ ナルを支持しておりますので、 して主張する社會民主主義も全く政府的 げ n その ば、 いすれる Н 本 社會黨は立黨以 西歐民主主義を基礎とする社 右派社會黨は 右派の主 來 いその後、 年 張する民主 1. K 月 は ま 同 主 で nt. は で 社

政治力結集に ζ によつて八府縣連の のことは、 開する決議し 過般の 一月二十八日 共同提案として萬場一 Ø 中に おい Ð て 社會黨大會三日目 致可決した 「社會民 10 お V 7 公主主義 道 連 Ø

主張する一切の勢力とは提携しないこと一、日本共産黨とは明確に對決するものであり、且つ共産黨と共同戰線を一、日本共産黨とは明確に對決するものであり、且つ共産黨と共同戰線を

を蹴の は 勢力をな 產業革命以 從つて、 社會主 基本方針として採擇して 100 ح 義インター 來二百 れを具 は、 機的に 英國勞働黨であり 年 Ó を支持して自 歷 申 史 的 上げるならば、 た事によつても、 血験を通 [主中立政 まして、 C 7 策を 樂 社會主 ż 御承知の 上げ 堅 Ħ 办 6 ~ -j-明ら るこ 來 如 1 でくた た か 玔 夕 想 英國勞働黨 1 で 主 中 義 þ ます 心 的

唱えられ 鳣 rc げ 萝 た るも 主 主 ル いる社 一義とい ク スの で 會 ります。 >, いわゆる科學 0 立場 主義的思想は 主社會主義といゝ協同社 10 かゝる意味に 並 0 ,的社會主義とは明 Ъ 何等の相異がないと私は理解 ので あ おいて ŀ, は 1 會主義という表現 確 ッ 今 目 1 抗 10 その思 の段 緰 理 階 いたし ïC 忘 的 0 元をもつて \lor 系 7 7 7 譜 おる だ 異 き 上

O

で

しあり

であり 議"園 流確 治 家の の理想 を建設する處に 깘 的 私 な目標は、 しようとする共産黨と明 は 建設をもつ ます。 力, 主義的、 > る思 即ち共産主義 にあつて、 ζ 經 'n 的 臉的 ح 立場 常面 Ø 加上 JU 10 四の私の日の それはイギリスにおいて試みられ 會 力年 立 による暴力革命的行為によつて共産 主義は、 つて 確 に對決する私といた 1111 英國勞働 おります 途といた 民 主的 753 黨の施策を對象と してお 議會を通じ 枚 K, しま 私の行政 るのでありま して平和的 して つつある 官 的 主 논 nに社會主 イギリス 参つたっ す。 義國家を 碿 Ø 祉 政

主張 解に基い が敷 道政 **延年以** 7 いるからであります。 來、 10 おいても、 民 生の安定、 特にその重要施策といた 生. 活文化の向 Ł を通 して じて稲 おるのもか 加社 會の建 ゝる見 設 を

Ø

ŗ.C. 私はと

あり

生 Ø

私.

O

政

治

的

立場

を

表

明

L

次第で

御座い

杢

す。

ガ

向

は

TE.

しいと信じます

えし、

その實

現を待

望し

7

己

实

な

V

じて 守する決心で おいてもこ 斯る見地 おり KC の私の \vee 立つて、 る 今後 Ø でありま 政 治的 私は日本社 も私の政治 思想的、 的 會態に属して参りましたが、 立場を充分に理解 理想を實理するために、この立場を嚴 して臭れていると信 ift 會黨道連

Ø 堪 が てととは、 一人つて 生 充 本 な 會黨 で よう 私. てし であ は、 共のように とする過渡的 Ò *ነ*ን ゝる立場に立 自立. .地方行政を擔當する者にとつて の簡 かゝる現象は、 過制 な姿であり みであり、 つているにも拘らず、 \emptyset 確立を巡つて當然政治的 かっる 戦後に - > る惱: みの おける日 中から、 左 仗 右 本の に分裂 μj. 極めて遺憾 t編成の段 政黨が講 新 いたし た たなも

ح つき 政 一選の ま 對 立. T は Ø た 吉田首 め 劜 會黨の 相御自身も自 强 山黨總 \lor て言 えば、 裁として 社 の立場 會主義 政黨 K お

> 動の主 一義協同 時期が必ず來るであろうことを期待し私としましては、 求めて來たので を要望され 社會主義の社會主義を主張する廣汎な社會主義政治力の大同團 たと同 あります。 様 ۲ 近き將來に において 泚 會民主 これを道 主 連 主 Ø 泚 活結

立にて 10 まして、 おりますし、 V にその おきましても、 と の つ廣洲な民主政 るようであり ため 社 去る二月十六日の 會黨道連に の具 道 ます 惿 連 的 治力の結集をはかるための特別 自 社 すが、 會民主主義者、 對 準備の段階に入つて 體もその して 現質 は、 道 一義者、民主社會主義、一連執行委員會、十七日 現 KC は、 質 世 を肯定し、 Ŀ 右派 俗に 左派一 いるようであり 的 立場を採る態員も多 十七日 その上に立つて 邊倒 委員 協同社會主 の全道支部代表 だ との 會まで設 ま 非 \bigvee 難 るの を浴 置 莪 败 存 立場 一者會議 在していせて ζ で あり 鮱 YC

結され、 な 易な道では を踏み出そう る. 所 昭 いと存じま 御 以上をもつて |信を卒直 産無知の 和二十七年 近く批准を終えると なく、 ĬĬĹ に被 とし b 度第 去 -7 附 瀝すると共に施策の大要を申上 いるの ح 年. とて 秋汇 団 定例道 困難 -C. VJ. 共にわ あ わ な装の Ò 扎 議命開育にあたり ますが、 われ國民が待望久し が日本もいよいよ自 道 ,tc で その前2 あることを覺悟 一げたいと まし 途は決 7 かつた講 L 主 獨立 思 私、 T 坦々と な it \lor 和條約 ます。 **△** け 道 12 政 した安 第 17 で なら 一步 炒 對 -1-

助 そ ば Ł 和 のた 歩を踏 な. ずく駐兵費分擔、 墼 を Ill Ø 通 45, \mathfrak{B} ľ K み 7 は賠償 #4 産 な 過 和 は即 業經 一去の ど尨大な義務負擔 す E 支排 日本が 濟 本 な 國內保 \emptyset の基 る は勿論 再 新 建 礎 30 4: を固 安體制 をどう礎くかということに かした罪をつぐな H 本 こと外債管 b を處理すると共に、 Ø 誕 の强化など巨額な財 國 生 民 を意味 生活 理 に不安を則 Ĺ い諸外國 連 ۲ 合國財 礼 を喜 ゖ 政 あ パえず 措置を行 H 産 信 る *.*\$5 米保障 を高 ح で Ł かも確 あ .t わな 餱 約 す 新 þ に第 10 Ħ Ъ 援 7

ħ. ح る 5 ð: は ま ح とに 容易 な 楽で は、 な 1-书 え Ė,

う 炒 た錄 濟 け め ح 10 な 至 Ø な 10 ~ 仕 が た 難 貧 τ け M 承 5 なら 義 ょ 3 T: L 亿 ふ 心上言力礼 埋 務 あ t 度 V 負擔 ó こると考 よう 李 な 8 國 6 1 ても昭 \mathcal{V} ~ 尺 あ -j--<u>t</u>-1-か、 ゆくかということを一 と國民生活の Ø 思うの えたけ テー 华. $\cdot c$ 活 L \lor ÚP. 水準 かも前 る ジ \mathcal{T} であ ればなら は O Ø \$ 昭和 六 一は上昇 であ H 民生 b ことを一切の施策の基本低下というギャツブを如 述の る 走 九十十 度 b H され 东方 よう 活の ・す 艢 本 L 經 行 一年平 業生産 が、 政 な ītii るどとろ 執 11 K 施策の基本的 行 擔 13 昨 Ō が V 均 1.t 年 職 さら 度 任: 7 Ø 確 7) 前 一二六% rc 現 は 71 發 未だ 表 あ 狀 1 K ひされ を維 何 伸 た 加 的立場とし にるもの か KC 汇 7 とい 國 戦 拤 25 昭 4 2 前 民 5 -j-논 る Ø Ò 二 十· えならば 玔 L ح 臌 政间 7 八 と自 考 解 割 T 字 Ħ. 府 に満 えな を求 は を 华 Ø を illi. 記 度 ح

> 望に滿 を頂

ち

tc

ď,

信

致

している次第

でごさい

ま

いて

今後

共努力

た傾倒

با

てゆくことによつて本道

前

歩

步希

途は

位

Ø

の御協力

ふ

からぎさし 昨年十一:

おり、問般なの

道

議

兩議員

方をはじめ道

の再開

k.t.

本道

的

制

約

を著

じく

改

 \mathfrak{B}

る

の指様さ

スラ ح. ょ \checkmark いう も支援 て、 るところ る Ø 1 H H 、ことは関家的 σ を 介經濟協力の とし M 提 办》 な を興えてくれるもの は今日 . 要望 さなな で よう Œ 貨 あ İ て再發足するためには徒らに ïC b さ いてとで でを発 東十〇 の質態に強調 至難 1 15 丰. 質態 つい で T おり、 124 行 いめいろな面 な業であると言わ つの 地 を考 は決して日 L 7 されており たが 方自 も世 島に限 と考えて П えてみまして 5 だ困 本國 治行 民の な 本の將來を明るくしない 6 難 ますが、コンマー 政 で がな事 おり \$2 Н 枣 10 た な ぉ 眞 本を もその 情に にこれら Ħĵ. H 地 5 劍 來 建日 。 援助 方自 ても當然と 寸 \$L な にあるこ 努 75 ば 經濟 本の 力が な 治 0) してく 清海 5 Ø 援 協力に とは 排わ 温 'n 助 和 朩 な ぅ ャ 批准 化 K 1 11 \lor 논 n 11 プ を促 t 1 走 どい 논 存じ ζ なけ • え自 は を終 た 情 常 た 進 L 勢下 うっこ 7 ます 者の 1 ら並 た月 Ļ 11 1 贴 T は Ľ シ 女邦 ・ジネ 0 スに とは ゆ ち 4 目 指 10 È Ŀ 徬 7 お さ 揺

政

7/.

-1-

る

業

まり

飶

産

業の

を脱

 \lor

选

0

な

か

ō 反

)かも府 始產

縣

17

くら

べ

4: 次

一活水準

*†*i\$ 段

低 階

abla

特

东 な

地

Ö 業構

Ħ

治行

を

T

Ø

10

Þ.

ば

な

5

な

 \lor

ح را

ろ T

K

お

がきま

L

て

は

さ 殊

5

T

困 域 産

難

な

條

が 政

加

Ø そ ることとな 事 た本道 匠施段階 の全國 つて しとう さしが見えても、十一月、厂 對比 執 b b; に入りま 行 合開 た條 は Ø 亚 昭 = 任 和二十七年度 41: にあ が國 L Ø ・三%と徐 るも 下 たことは皆様 の政 iC. にありをして 策 々に高まつており、 の開 논 な がら て常 し 御承知 て本 酸 公共事 も多年 年度 の通 業費は より b L 政 7 りであります。 扣. いよ B いるところ 愈大第 一〇六 れ道 びよ 民 一次 િ T 影 圓 施 で Ъ. C ケ年 段 で あ 階 額 あ 'n 計造れ 化入 りま

御協力を得られいという念願さ 分分析, えて 闘り賠 を 目 1173 標に おる次第 和 Ĺ 償 二 十 を得られると存じます 生活 そ ح (T) 七 より獲 の苦 年度 のにな Ċ 他 環 の義務 ございます! 境 の整備 雛 (T) に満 した 施策として私の ることを確 負擔 Eちた悪條! もの 改善に努め、 に耐 た共に、上に外なられ える明 件 を克服 企闘 一充分の御批判御檢討をらないのでありまして必明るい希望のある道民生 産 業振興を通 L ている施策は L たがら福 じて生活 泚 こ う て必ずや皆 肿 生活 を頂 會 内容 北 L きた を確保 海 10 の充實 道 保 | いと考| Ø 建 を を

ら行 例 þ な 一 H つの ま Ø 施 ば ゎ L 環 産 れ 果 D Ø 本道 業が他 なけ 水を考 地 全體 民 實 L 加 生. 施 'nΣ て考 えて 6 n 工 Ø 10 衞 Ø) 加 Ø ば あ み考 えられ、 業が高 ならな 殖 蓙 單. 水 4: た 民地性 霊と全 産對 りまし 純 勞 えら α 度化 働 策 V 行 又樂事工。 水として取り を克 Ø 11. ζ は 6 され、 切 甦 れるこ で る /J ح 服 築な b あ 7 とな 雕 b L 和. 總體的に向上の職された形で効果 はどの各種 小上げられ きすっ とな ൂ てゆく體制 Ŗ の振興も道 0 進 方. Ź, から 丽 加 社會に従 るば して 策が總 11. かゞ いかりでなり 産業の とられ ると 果をあげ Ļ 産 蘠 ~) 業の 合的 た 泚 從 いう を増 具 にることが 振 ーつ 來 に均衡を保 よう 小から言 る 興 進 策 るという シレ へに営 し 1): てゆく rc た て單に衛 必 小 0 だ へ そ・ っても、 それぞ 耍 と ちなが 企 ġΊ. て参 で、 第 #1. 1ċ

という まし よく え方 とら 意念 てそ n な ければならないと思うの 0 度 化 4 殖 民 地 性 であり 圖 5 ま 7 行 <

科學化、 V **計** またこ 畫性ある總 'える次第で 能率化が闘 考え方が 體的施策が職員 あり られ よく施策 ます。 なけ 索質 れば の面 の向 ならないのでありまして、 で徹底するためには道行政 Ŀ を岡 b 九 がら行 ゎ な ければ 機構 このためにも Ø 民 ならな 主化

とではなく、 終戦直後の Ł |ある發展を見るような方法 格を强く で は 勿論ありませ B 0 持たなければならないと確信するものであります。 ような緊急的 施策 年行われたことが次年度には更に發展し完成して d 跙 Ы な課題 に本年 Ļ 今 1 解決 ょ 後 度 つて推進 K に重點 年: ついても更 だ H を置 され 行 わ なければなら いて行政を行うと IC #1 これ ば 完 が基礎 成 す るとい とな ず、 行くと 5 いち つて永 ح 性 Ø 質 S

に

一努力致

したいと存するのであります。

寸 Ł 以 上のよう な基本的考え方に從つてその施策を更に具體的 门 L Ŀ げ 去

組合が發展 えます 々にはそれぞれその環境を克服す ょ Ŀ 'n を目 つてその環境が整備され、 第 1途とす 課題 完全雇傭、 る民 で ある 勤勞者に對する福 ifit: 失業不安の 政 會福 が公共福 証の増 また 利厚 母子身體障碍者など特殊な條件 一般施設の强化、衣食住等生活 の 進 ない勞働條件を基 る方法が K 生 1 施設 \lor とら T が増强 **以**: 賍 れること に道 され 礎にして民 民全體 が妥當 な け N Ø 主的 であ ば 4. な にある人 活 改 な勞働 ると 水準 ŋ 善 卖 K 世 考 间

なく 出 にまた常 なければ KC 活を なら \$ な 都 び いと考 市 ds. 中心 713 7 えま で 疾 なく道 葯 10 0 V 内 地 てはその豫 域 全般 (に亘つて、) 豫防處置に 汇 ま 欠くこと 荒べん

K

より勞働

關 元

係は一段と複

一雜多難化することが豫想され、

ح

九

17

對處

す

る

勞働對

策

翮

しまして、

明年度

は

澗

和

條約の發効、

國際勞働機

構

復

歸等

で 13 れます。 住 |宅が増强され住宅難 展を見ない住 宅間 題 が緩和 ic ろい され 7 Ŋ, なけ 財 n 政 ば 上 にならな Ø 間 題 M b Ø あ は営 i) ま 然 す

を 連の n't 朇 福 加 0 增 進 K 0 V てその 考 え方の な 7): から 欠 よう

と思うの

で

あります

た \vee と思います。

加 で つた あ る住 ので 宅間 あ の安定向 ります。 『題の解 決 L についての最大急務はいうまでもなく、 でありまして、 との問 趙 には常 に私の 念頭 から去らな 4: 活 0 本據

努め、 10 建設 建 本年 椠 ح 致 致しまし 度 しま 礼 T K お Ū よりますますプロツク構造の きまして 7 て、 北 V 方寒冷積雪地帶における生活様式の基盤確立 b は ゆる耐寒耐火用ブロツクの生産普及とその指 久しく特望 され τ L おりました かも安い家賃の住 ブロ ツ 宅を試験的 のた 指 導 B K 所

れるもの 結 最近本道 ح Ø Ç. ような住 が 'n ては K あると思うのであります。 に於ける 森林 宅改 保健衛生對策は、 資源の保全とその總 革の方向 は燃料費の節 てれ 合的効果には大きな期 ŧ 約 で の立 郡 市 退. Ø 不然化 n. を 取 等の問 b 戾 待 が則 全國 題 へせら と直 的

底に努めたいと考えます。 境衞生設備の 保健所の整備 に高く評價されつつあ 整備、 **撒**充、 醫藥品の 醫育および醫療機械の整備 りますが、私 生產增强化、 は さらに 性病對策の强化 か ^ る對策の强化 擴 充 結核對策の强化、 衛生教育の を圓 るた Ø 徹 環 8

したいと考 いては漸進 つきましては 道民生活の安定向 えて 的 に計畫 後に强調いた おります。 を質現 上の た したい Ļ %VC 本年度 4 と思いますが、 活 蒯 10 新 於いて 對 策の は特 强 毗 化 に社 會保障制 が 必要 會福 논 され 度 祉 の推 會館 ふ を設 進 ح K と

業者に 勞働 を設置し、 は |施策も一層强化 (勞働行 勞働者福 る履 政 用 機 周 知徹底 する必 啊 祉 Ö 策を强 確 と重 要が 保 て開 要施策 化 あ ると考えるの 卖 自 0 諮問 主的 ては總合的な對策を强化 な勞働 を爲すた でありま 一教育の徹底 B を闘 致 b した 審

北海道議会時報第4巻第3号(昭和27年第1回定例道議会)

びつけその効率的質施 1/5 以 0 私はこれらすべての政策を、 策が 生きた血液となつて道民 を囲ることは 常然のことと思うの 道民生活の安定向上という目標 人生活 の上 に影響と効果とを持 で あります。 0 に 結 た

機的 ح あります。 の問題 に何を爲すべきか、 を消えますと私は現在 その課題について深い考慮を排わざるを 道民自身が總合開發の推進 にあたつて、 得 な V

で

して 運 B 盛り上つて ح 道 のような自 民自身が共 でなければなら し高まつ て 水る、 ば 一般的 て 阿 方積雪寒冷地帶 ゆくことを期待 15. ないと確信 4: π 運動 活 何 を爲すべ 合理化 が道民 の運動 产 O た の特殊性に基づく生活の實態を科學 して止まない次第であります か、 人一人にいたるまで -で お あ 7 .p る 扎 は道民各位 \emptyset であります 生活刷新運動 の日常 波及 E. あり 生活 Ļ か 運 0 新 ح 生活 Щı 動 n 的 ᅸ. カン

念願 私はこ する次第 Ō た で Ø あります。 17 欇 Ø 連絡 亡 つく b) 2 Ø 運動の 強展 へに資 した b と決意 Ļ

思います。

総合的に把握し、

そ

の具

體

的認識の

上

に立つて生活改善向上

一を闘り

た

S

ځ

開しまし

なら ح による貸付 れら一 ないと信 業資金貸 (生活の安 連 正するの 付制 生. 住宅に對しては、住宅金融對策がとられ (定向 活關係資金 度 であります。 の外、 上 一のための金融的措置として、 新に母子金庫による生活資金の は有効適切にしかも高度に活用せられなけ 道民に對して 7 い るの 鵺 貨 であり 勞働金庫 は、 ま 從來 n ず。 ば

維

工業の

面

から見ましても強く要請されておるのであります。

利用することは本道の爲のみならず、

に及ぶ森林資源を有効に

おりますハード

ボードの

工業化を完成致

したいと思いま

す。 は昨

す、 わが國の織 全國の三○%

6

たけ

扎

ばならないの

でありますが、

ح.

しれにつ

きまして

华來研

究

して

進 豊富な天然資 あ 化 た 本道 代化 います。 産業の 12 7 瀌 て絶對的 よって がを基礎 合開發の 振興につきまして 促 な條件でありまして、 にした原始産業と、 進 されると考え、 一環として取り は、 只 この線にそつて各部門 上げられてい 肵 得形成率の 今申 前 述の し上げまし 通り本道 る基 低い道民 した脳 一礎産業の 産業の特 Ø 生 瀘: 對 活 址 質が 簸 擴 1 會建 を 充 あ

楽に 0 V て は從來行つてきた有畜化、 機 械 宱 温床 H 八 耕 土 改 良 な

ま

N

に要す

る工場施設の

强化並びに水産加工

Ø

研究

を闘

るとともに

處置を構じて 在 確 た ΤĹ を間 改良普及の 强 化 問題になつておりますビー上糖 であり たいと考えますが、 ほ 参りたいと存じます。 1/3 ます。さらに今後豫想される農産物の統制撤廢、な 必要を痛感し、 17 存 殊作 物を奬 と礼の 農試の擴充及びその成果の 鄺 Ļ 振興に對しては各地 寒地農業經營特 粉等の諸問題につい K 普及 斜地 K ても適 指 け る農業技 業經 導 を U. 强 切 K ħ 現

問 私 わんとして \lor ならないのであり は大き 斯 のであり 題であります。 森林資源の Ø 加 でき造林 な 去 期 い るの 待 して、 確保と國土の 業の をか 之に對して ますが、 であります。 推進と更に森林資源の節約を け 本年は T おるもの 適作地であります長野縣へ 保全とから造林は强 その最も隘路となつて は、 とれの であります。 畫期的な方策を採ら 成果は道 五 内苗間の强 おりま 目 汇 的 推進 苗木 なけ 2-た高 もの 化 育 N τ と相俟つ 成 ば 行 度 Ø 解 は か 委託 利 な 捕 苗 け を行)得な ~~ 圃 を \$ 計 O H

の維 お 產資金對 弘 著しいもの 積 z K ける最 しなけ 漁業經 極 お 本道 九 ŗ V 的 K 5 ては全國の三〇%を超えて居るの 産業にお 済は 北洋 نے も有望な産業として積極的に振興させたいと考えております þ かゞ ば ならな は、今後大いに考慮 击 今日 あります。 漁 -c 業円 居 v て、 のままでは窮乏化の一途を辿つており、 り、その發展は大いに期待 て水産業は大きな使命を持つものでありまし いと考えております。 崩 漁民の生活と漁業の健全化のため充分なる對策を樹 の準備を促進 凶漁に對 しなけ しては勿論豊漁に對しましても常に魚價 したいと考えて れば であります。 魚田の開發、水 けべきもの ならず、更 おるの K 近く北洋漁 が 水産加工 一座資 あり、 經營の でありま 私はこの際 て、 一は本道 零細 業も再 培養、水 化 開

業制 ますっ 度の 改 革につきまし Ī は 忻 重 17 鴐 全 を期

に依 ○%を占める中小工 業は健全な發展 葉は極度に苦しい立場におかれ であります中 げて居ります 小工 業 Ø) 閒 反 題 河、 Ċ 40 おります。 あ 工場 b 击 敷に 3 水 お 州 V 竹 7 九水

より、 は、 であります。 こそ産業の 上を希うもの 地下資 ح K 工場の誘致に積極的に乗り 本道獨特の産業及び高度な技術の導入によりまして道内産業の Ø 源に 方針に基いて實施致したいと思います。 等の であ 機 つきましては皆様御承 版械貸與、 J. って、 Ų. **薬が健全な發展を遂げ、** ては所得の増加、 中小電源 これ等企業が本道の豊富な資源を高屋全な發展を遂げ、本道全體としての 川そうと考えて への補助、 が知の 通り 生活水準の 本道 さらに信用 おるの Ø 叉試驗研究機 向上 埋 一臓量は 保證協 一が達成 で ありま 生活水 甚 協の だ豊富 會 Ø 5 活用る 活 用準 で 育 用 Ø 有 成 12 等 Ø T 面

う態勢をととのえたいと考えておるのであります。 望なもの は地 が多 下資源 いのでありますが、 の調査機能 を整備し、 その 調査が今日 國の要望に對し、 (望に對し、萬遺漏ないよ)でおいては不充分であり

め開發の第一歩として道路の整備、河川の改修基礎施設の擴然し乍ら本道産業の立地條件は必ずしも滿足すべき現狀では 化こそ急務 の第一歩として道路の であります。 充施設 設 のと 擴の

を充分考慮 . න 昨 年七 お り 月開 底 年度 を期 したのであります。 - 酸電所は-民 發局設置 さな は 道 この再建に意を注ぎ、 け きあげていく事を念願して止まない次第 としての 向上を質現するためには、 ま4能率化について申し上げます。 十二月 に件 ればならな Λ 惎 に發電を期するよう最善の 電源 ű 一礎施設の \lor Ø ことは 1. 開 末開 蓌 施工の面 亿 特に人員、 いち ついては從來よりも尚 挧 Ø までもありま Mi が、 部は まず 機 械 道 開 弱 行 後局 努力 體化 政 政 の窮極 諸 の民 と相 た裁し 施設 반 Ċ の目 あ 7 λz 主 ります。 提 Ø 参 化 提携して たいと 整備 私、 腁 b は公 で 重 ま あ 點 等

> 近く: 5

ĭC

府

縣等

質態

調査

を實施

Ļ

去る十八日

ĭζ

辘

育を

催せ

n

ľζ

御承

知 it

Ø 公

ことで

あり

公務 Ø H 17 つめ 眞 しくな い高い知性と深い徳性 以前 度 の強化 てそ H ただ行 より大いに意を用いて來た Ø 精神 b を體系的 れている些細な業務の中からでも に徹 にとりあげ、 するためには、 を涵養し得 單なる断片 るよう職場 員 Ø 研 修 かき 絕

その目的にな 京事務所に多大の 定期に成化、 論者 巡回 分化にあるといえます 繒 1 1 化された行 るために最も必要で 存じます。 ある中堅以 務委員 央を初 さらに 7期間 よる いる 研 務處理方式を簡素化すると共に、 專門知 所間 修 夫 を積 烕 M K のがありますの 知識の 果を收め 酸の 狴 Ø かなうよう致したい所 T. 道議會に 分 指導を目 Ø おきま をより おける模寫電送の實施、 Ø 野の 幹部 的 特色は各種 简 養成 減 專門 研修に あります 質施すると共に、 1 水 おか につきましては職員中 層促進したいと存じております。 途とする新 て本廳を始め 能率的な行 でこれ 的 波無電と併行して、 道 に れましてもいち早くと 新 適 垂 研究に從事させることと ń\$ 法令の施行に伴う事務量 IE. 點を置く方 おきましても、 な質施は職員の執務 に對處して不要、 存で 研修の闘行と相俟 政 3支廳、 執務の いゆき方の考 特に、 一昨年の開通以來行 廳内電話の あります。 針 を強 上木現 た 本年 本廳、 より、 25 最近の事務 力に推し進めて参り 0 在制 d 業所 機 擴 不急事務 な Ø つて、 に對する意欲を昻揚す、 間 構 致 お、 優秀な者を選 支廳間及 の増 等 度 題 \mathcal{O} たの また行 戰後 を強 Ó を 各出 採り 等事 量 力に で K 増加は特 先機 あ の迅 ける民 Ð 五場に たいと ますo 質 となる して一 廽 門化の機 速化 は勿 的 さに 17 1.t.

針 を堅 揻 する 結論を報告せられることは、 持し ため、 たしま 極 カ しても、 入件 财 政 聖 înî 0 17 餔 おきましては事務費は勿論 以 上の 減 に努力 間 指樣旣 逦 につ 致 しま きましては tc. 外行 道 败 機構 特に 合理 欠員不補充の 偩 顶 で $-j_i$

色的に現 r|a 籄 て参ります。 であります。 態 分析 再配分並びに 叉、 問題に生産、 これらの施策を進め ح れに 流通、 基く 、職員の 金融 の三つの問題があると て行くにあ 合理 的 配 たり 10 まして 0 き Ħ

び 9 いた資金計 0 第一は、 產 業の高 であります。 度化 を闘 るための 資本投下、 即 (to 生 一產對 얥 と結

存じます。

問題 さら 全體の所要額とその調 即 心であ K Ø П 最大を期待することが難しいことは皆樣御承知の通りであ ij 小企業金融 ま 一般のための して、 この 資金對 長期資金 選の總 ح 合的な見透 策を無計畫に散發的 礼 をは らの じめ、 資金をどの して 農 林 立つて効率 漁 よう 業長期 に考 VC. 慮したの 調 資 的 達するかとい 金 な運営を圓 Ø 增 で 額 b 導 入 そ 6 孜 *i*5

推進 1t ح して め廣く各層各界の らの資金の調達と活用に一段の 多り たいと存 じます。 方々の御 協力を頂 工 き、 夫を致しますため 有機 的 な金融對策 17 は を 總 金融 合的 界 を 17.

なけ

ればなら

ないと存じます

得さ れましても、 結びついた勞働力の確保の問題でございまして、 勞働力、 生 一産手段の勞働力が確保されない限りて [1]] がち雁 傭の問題 でござい ます。 雁 W.F 對 生. たとえ資 策 産 K を期 ح żι 金が も生 し得 な 獲 旌

11

理

Ø

常

然で

ありま

b É 淮 さら 一める上 その 酮 7) > ら致 加加 對策を考えてゆきたいと存じます。 會建 しましても、 一般の問題とも關 先に述べました資金對策と同 連しまして完全雇 俯體制 じ考え方に を强力 K ょ 推

水産業、 ん 金 産物を道外に移出し、 市場 調力との ī 四折と外 結び 道內 11 つきから必然的 各産業に亘 市 貨獲得にまで發展させなけ ますことは 場に對する購買力の その販路を擴張するだけではなく、 つての生産の向 販 に結果され 路 確 增大 保 るものは を喚起するとともに、 市場 ればならな の擴大で でございます。 業 さらに進 いと存 ござい 林 業

います。「即ち、市場の恒久確保のために總合的な市場對策を闘りたい所ない。」

6

٣

ざ

たいと存 以 上の 三つ ま Ø W を支柱 ŀ. 7 產 業振 艇 劉 策を最大限 10 7

とは、 交附 萬 萬圓となつた次第でございまして、 でありまして、 て經費の重要點配分と効率 人件費を極 の方策を構じて、 現狀より þ ح ^税の増收 圓 きし N な なお、 金の の増額となつております。 につきまして 最近、 様旣 して今次豫算は、 增 力縮減 を圖 額が 每: 度の に御承知のことであります。 豫第 b 地 全國 方財 は 入の確 一方國庫 縋 事務量の減 額 知 地 政 體の 事會議の際にも强硬な意見が出 方自治體の Ø - 的運用 歲 普通 保 疋 を間 支出 **美面** 大きな問 命 合計、 を 額 金 汇 る一面、 10 制 長の等 現計豫算額に比較して二十一億六十餘 萬全を盡し、 おきましては道民の負擔力 する 起債、 題と 特別會計を合せ、 欠員の徹底的 地 歳出の このような窮乏した地 しく悩 して取 方 地 稅 方財政平衡交付金等、 法 收支の んで 不上げら jřtí 改 不補 にお ĪΕ おります を 二百五十八億九千 均衡を圖 きま され 充 \$1 ŧ た関行 Ż 0 7 おり しては經常費 办 おり を勘案しつ け 方財 つた次第 K しま ます 種' 政 で 炒 々 Ø 衡

ます。 業再開 な お 準備促進 ζ. の際、 間 Ŧ 題と關連 島及び歯舞諸島 簡單にその經過をお話 の返還懇請運動につきま し申上げたいと思 じて、 北 洋 摦

さ 7 頭 参つたの 體の三者が一 の盛り上る世論 本運動 な ンフラン 繆 を呼 K シシスコ講和會議とのでありますが、と つき 言明等となつて現はれ、 體となり 东 す を背景とし で至 7 Vit. 强力に國會、 た この道民の絶えざる熱意と努力は 便 おける吉田 Ø て數次に亘る決議がな に皆様御承知の如 ~ あ b 政府 Ϋ́́ 首相 に國内の の演説、 或は關係 みならず、 され、 道 あ 方 るい 育に ĪĤ 請 は同十一月の お 際的にも大 昨年九 願 'n фL 陳情し 道民間 ても道 Ħ

8

關して 権原な を述べておるのであります。 と考える点(譯文のまま)、と、 二月七 をも含ます、 列 K 員 おい 島 Ŕ いかなる權利および權 て、 磁 現在 舞諸 ま 日本が保有したところの條約に、 のように述べております。 利をソ たソ連に對し、 17 色丹島、 おける外電 摵 を可 0) その 決すると共に 利益において減少ない このようにはつきりヤルタ協定不承認 展 との地域内におい 傳うるところ を興える意味も一さい含まれていないもの 他の領土に對する日本及 にその 即ち『この條約に 條約批准に關する決議案 V て、もしくはこ し制限 わゆる棹 アメリ び連合國 いするい は一九四 カ かなる意味 Ø の 汝 び手品 二年 にの見解 主權と 地 域に の 1-中

らの 商舞諸島返還懇請 い必要と考えられますので、 Ħ 最後に今まで 從つて平和條約發効も間 國際情勢が 心に一層 化してゆくかということ、 ぎの 1|i 積極的 同盟の活動 げ ように推移してゆくか、さらにそむにからんで、 ました施策を質施するにあたりまして、 な御協力をお願い致す次第であります。 近 本道 一に今後とも期待するところ多大であり本運動 ∇ 今日 民運動の中 iC お またこのような環境の下にある地 いては、 10 份體 更 に强 であります。 力 な んる運 應 Ŧ 動 島及び ح 0) 威 展開 M. 内 办

Ø

うちに ح Ó い二つの對立が解消 は仲 必らず明るい見透しがもてるものと考えられます。 變の 々容易ならざるものがあると考えます。 7]5 和解 が決には、 し恒久的平和がくることを期待 梦 少の迂餘 ıllı 析はあると致しましても、 して止みませんが、 世界における冷 近 V

得たいと存じます。

がどうなるかということなどについて、

私の所感を申上げ御批判

えますと、この二つの對立がいろいろな形で、 する立場にあるものとしまして、道内の秩庁維持には最善の努力を拂 考え方で 政執行 いつて講 にわざわいする一切の障害を排除して行きたいと考えます。 ĸt 和 絕 條約が批准 に乗り切れ されたあとの日 ないと思いますが、 本における諸般の H あく 本の進路に影響し、 きで 道政 複 解な Ø 執行を擔 情勢を考 . 安易 共

> 對處致したいと考えております。 所 對策の徹底などによつてその素因を防止すると共に萬一の 黨の 信 禍 融の をもつて望み、 企畫 增 して 進 を固 いる暴力革命的 り生活不安を除去 て う したことのないよう事前の措置など今後共研究 行爲 に對 Ę ま L. た民 ま して 主 的 は産業の | 勞働組 ときは断乎た 合の育成、 を 汕 じ 失業 7 批

い所存でございます。 協議連絡しつゝ地 て おりますが、 また最近戦 前 ح Ø 方自 ように Ø ととにつきまし 治 この强化 中央集權 を眞 的 ては、 な行政 に徹底す 而 措置が色 るための努力 じ立場にある各 一々な 形 で表 を續けて行 府縣ともよ ゎ įυ は きた ľ

念願する次第でございます。 以 上卒直に私の所信 を申 上げ、 皆樣 Ø 格段 の御 協力 をお願 致 した S

ての知事の信念について質問 長宮坂議員 指定を報告、 川人議員 〇二月二十五日午後一 (道政) (民 日程を變更 Ø より①知事の政治的立場について②道政を行うに | 趣旨辯明原条通り可決、 峙 Ĺ 七分開 意見案第二 とれに對し知事より答辯があつた。 護 諸 |號を議題に供 般 の報告の ついで緊急質問 のち、 議席の 提案者商 には 部 I. 一委員 變更

時間延長) 立 T らに知事の答辯があり、 で福島議員 質問知事よりこれ 一場について再質 なお川人議員は知事の政治的立場の矛盾について再質問! (公) より 簡 に對する見解について答辯さらに福島議員より政治的 ①知事 ,知事の答辯があつて質問打切り、 人議員は再質問を保留して質問を打切り、 の政治的立場について、 ②知事 (議長あら され の施策につい 17 っかじめ 對しさ

T '質問を打切つた。 一井議員は知事の答辯は了承できない旨をのべ、 次に笠非議員 (農) J; i) **(1)** 政 (治的立 場につ V て 別の機 質問、 一會の質問を保留 知 事 Ø 答辩 あ b

つた。 次に立原議員 自 ょ i) **(1)** 政治 的立場等に 0 V τ 質問 知 事よ 答辯が

あ

があつた。 (正)議員 より **(1**) 知 事 の政治 的立場等に こつい C 質問 知 41.

長より會議に諮り異議なく午後三時三十四分暫次休憇した。 | 關する調査特別委員會設置の動議を提出、 いで時田議員(道政) (自) より暫次休憩の動議があり、贅成あつて動議成立 t り議事進行について發言、 賛成があつて動議成立 知 事の政 治 的 と の 立. 議 場

いと散會を諮り晁議なく午後六時二十六分散會。 午後六時二十五分再開諸般の報告ののち、本日の議事はこの程度にした

二分散會。 し午後二時四十八分休憩、午後九時三十分再開、 〇二月二十六日午後二時四十七分開 議 2再開、諸般の報告の後、諸般の報告の後、 圃 同三十 を延長

質疑、 答辯、 道連の態度の解釋について②決議案の内容に盛られた事質の指摘について る旨の發言があり、 議員より知 〇二月二十七日午後二時五十一分開 (道政)の趣旨辯明があり、 高田議員より三たび發言があつて、とれを打切り、 若林議員より答辯あり、 事の政治的立場に闘する調査特別委員會設置の 日程第二、決議案第一號を議題に供し提案者の若林議 高田議員より再質疑があり、 通告順により高田議員 議 諸般の報告の (社)より①社會黨 つゞいて新川議 動議は撤回 Н 若林議員再び 程 によ b す・ 時

があり、 て 討論終結について諮り異議なく、 ついで新川 員(等)より①決議案提出の意間について②決議案の撤回について、 決議案第一號は原案どおり可決された。 勞農偽議員は退席 若林議員より答辯 議員三たび發言、 (白) 赞成、 した。 三浦議員 、新川議員より再質問、 ついで本案の討論にいり、 この決議案の審議には同席出來ない旨をのべ 起立の方法により採決の結果多數をもつ (提) 賛成の 失々討論あり、 若林議員より再び答辯、 西村議員 議長より (社) 反 質疑

つづいて知事の發言があつて、 午後三時三十七分休

後五時二十

Ŧi. 分再

開

Н

程第三、

議案第

號 より

第百

七號報告第二

號

築審査のため二十八日より三月 び第四 午後六時五十一分散會。 を一括議 題 に供 野 Ŧī. Н П ま MI で 知事の説明 休會を諮り異 あ b 議なくそのことに 終つて議長より議 决

知 事 說 明

つきまして、 に提出 いたしました昭和二十七年度北 その大要を御説明印上げます。 歲入歲出 豫算案その他 ic

いては、 あ 施策に重點を指向し、 Ø 福祉増進と、本道の總合開發並びにわが國の經濟自立とに直接寄與する今回提案いたしました像算につきましては内外の諸情勢に鑑み道民大衆 これを思い切つて縮減する方針の下にこれが編成に當つた次第で 総額は 人件費、 聴費を含むいわゆる、 經常的既定經費に

りまして豫算の 是通會計

一百二十四億八千

一百三十

ŲŲ

萬

特 刊別會計

二百五十八億九千六百十 三十四億一千四百七十六萬圓

と

なるのであります。

S

と存じます。

先す始めに産業經濟費についてでありますが農業關係から逐次申 以下普通會計の主なものから順次御説明申上 げます。 Ŀ げた

種苗の 助 īħī Ь 闻 Ŧī. τ 萬圓 以上 先ず 金変付の見透しを得まし 上の上からも常面解決を要する重要課題でありまして、 本道農業の特殊性に鑑み有畜化された多角的農業經營の確立を目 7 心土 Ø 認 Ø 生産普及を闘ることは、 世ら 変付をみた次第であります 諸點に重 排 Żι 泚 た結果、 ·耕による射土改良施設費についてでありますが、 點を指向して、 昭和二十六年度に たの で 食糧増産確保の見地からも農家経濟の安定 これが豫算化をはかつ が、 ١ ・ラク 本年度も引續き前年略み同 ター おいては國庫 及び附屬農機具の つ寒地に適 補 たのであります。 本年度において 助金六千 購入費一 した優し えの 額の 百 途とし -15

億二千七百三十 萬圓 を 計 上いたしたのでありま

酸性土壌改良のための石灰購入助 成費三萬屯分で

74 百四 + 嶌 Ш

布機購入助成費、 旭 一十台分 Ċ

偱

斜地

排

土保全の

ためヒルサイド、 プラウ及 びヒ ルサイド、 九十六萬圓

十五萬四

を見込み畫して、 カ ルチペータ 各々五十台の購入助成費 地力の維持增進を闘りたいと存じます。

更に優良種苗の生産普及により増收を同 りますため

道直營の十四原種農場の經營費

飞五百七十

JU.

İД

種 間經營委託並びに管理委託費

水稻外十五品種 分

二千五百六十二萬 闿

水稻、 麥類及び亞麻の採種 開設置費 補助 千三百四 十五萬圓

を計上いたしております。

千頭分五千五百萬圓を見込み、これに旣往の貸付のもののうち本年度仔返 した牝牛貸付についてでありますが、 次は、 有者農經營の確立のため昭和二十三年度以來繼續實施し 本年度は一般及び開拓農家を合し一 -C おり 未

ますの しされるもの、一般及び開拓農家分を合せて、千七十頭が豫定されて で、 合計二千七十頭の貸付を實施いたします外、本道畜産資源 の改 おり

良増殖を闘りますため 行種牡牛十八頭

の購入費

千八十萬

Ŧi.

百萬圓

じく種牡馬十頭の購入費 種 安牡馬三十頭 の購入費

三十五萬圓

おい

て購入す

41 してそれぞれ に對する助成費として 貸付いたします と共に、 更に 民 問題體に

四百三十七萬圓

· 牡馬購入費補助七十頭分 **牡緬羊購** 入費補助百 補助三十五頭分 鼠分

千二百六十萬圓 二百五十萬圓

> 助 Ŧī. -|-竌 分

な、 また民間團體の經營する人工授精所の健全なる運營を期するため、

統合を闘ることとし、 九カ所 分に對 する補助金

二百十六萬

Ŧī.

百十九萬

圓

八十萬圓

立家畜人工授精所運 營費

鷄場設置費補助五 カ所分で

を計 更 に家畜の保護育成を闘 上いたしました。 来 +

b

た ds

寮畜保健衛生所の運

千二百

鸾

また、 家畜傳染病の豫防檢診等の經費 これと並行して家畜衛生の徹底を期し だとして 畜産資源の 保續に努めること

同じく流行性感冒豫防費

二百四 二千二百

十三萬 -

百

九

澌

牛の結核檢診費

の傳染性食血症檢診費

豚 同じく流行性腦炎防疫費 コレラ及び雛白 痢等の豫防費

千三百

十四萬圓

九

百

---Б.

萬圓 源

を、 せまして また、 模範牧野、 管理牧野及び保護牧野等の改良を闘るため 萬圓 の經費令

三千五百四十四

種

を見込んだ次第

で

あります

が

な

洁

費

二千四十七萬圓

三千三百六十一萬

以來整備を續けております種畜場の復售費三千百十七萬圓を見込みました を計上し種畜の改良増殖の機能を七分發揮させますと共に昭和二十三年度

のに鑑 る備畜農薬購入資金として北海道購買農業協同組合連合會に對して また、 み、 病害虫の被害による農作物の減收はまことに甚大なスものがあ これが防除の徹底を圖るため、 病害虫の緊急異常發生 一に對處

四千萬圓

を貸付いたします外

ح

七十

Ŧī.

I

虫防除機動班活動 費

> 五百十 Ė. 一萬圓

馬鈴薯輪爾病防

百三十五

合施設費補助金十カ所分 (業機械化促進のため全國農機具博らん

同

配

等を見込みますと共に、肥料の適

會毀補助金 百五十萬圓

三百七十五萬圓

正な施用と合理的配合を固るため肥

料共

苗經營委託料として苯果その他三十萬本分

農村生活文化向上を圖るため、

講

和 記

念自家用

セツト

Ø

七百四十萬圓 百二十五萬圓

また、 生活改良普及費

農業技術の改善向上 を闘 りますため

普及員の活動費

普及員訓練講習

白會費

農畜產技術改良獎勵界

農村の中堅層養成のため、

三千二百八十八萬圓 ĮΨ 百 Ŧī. 鴻

四百八十五萬國

青少年クラブ活動獎勵費

百六十五萬間

<u>Б</u>. 百九十四萬圓

を計上いたしますと共に、農業試験場につきましては、 一百萬圓

業經濟科學研究所對

業講習所

究を質施することとし、 谷支場並びに岩宇圍藝試験地を設置し、 これらの經費を合せ 、地域の特性を活かす營農方式の研につきましては、本年度より新に宗

/五千九百五十七萬圓

ŋ を見込み試験研究機關とし 7 の機能發揮の 十全を期したいと存ずるの で あ

以 上の外

稻溫床苗代設置費補 助金

いつか、 亞麻等輸 ΪÏ 農產物增 產獎勵費

菜增產獎勵費

千三百三十七萬圓

百五十二萬圓 千四四 一萬

> スパラガス、 **ぶどう等の園藝作物増産奨勵**

村副 業振興

百五十二萬圓

三百二

萬圓

等農業振興の ための諸經費を計上 し、その遺憾なきを期したいと存じます。

農業協同組合連合會より一億圓の融資をなさしめ、これに對する利子補給 に對し、一億間を貸付することとし、また經營不振の組合に對する對策と しては、農林漁業組合再建整備法の對象とならない組合については北海道 る農業金融硬塞を緩和するため前年度同樣北海道信用農業協同組合連合會 次に農業協同組合の育成強化對策についてでありますが、端境期におけ

補助金三十五棟分 をまた、北海道厚生農業協同組合連合會の經營する醫療施設の圓滑 次に農業協同組合の基本的施設である農業倉庫の建設を促進するための 七百萬圓 なる運

の措置を講することとし、二百五十萬圓を計上いたしております。

營を圖るために前年度に引續き補助金二百萬間を見込んだ外

農業協同組合の檢査指導等の經費

同じく再建整備指導費

一業協同組合講習所費

等を計上いたしました。

二百三十六萬圓

適用を受ける組合については、それ自體再建の足場を得たてととなるか:業協同組合對策についてはさきに觸れたところでありますが、一方同法: なお、 昨年四月施行を見た農林漁業組合再建整備法の適用を受けない農 それ自體再建の足場を得たこととなるわけ Ø

組 道はてれて對し二千四百萬国を限度とする損失補償をなすことにより常該 組 し、これだけでは十分ではありませんので、これまた北海道信用農業協同 の借入等に伴う利子補給を受ける程度でありまして、現下の經濟事情 でありますが、同法による恩恵といたしましては、 合の速かなる再建を期したいと存じ別案をもつて、これが損夫補償契約 合連合會より向後三カ年間 に概ね一億二千萬圓程度の融資をなさしめ、 固定化資產、流動化資金 に服

. 關する豫算外義務負擔の件を提案いたした次第であります。

五百二十三萬圓

二百四十萬四

開する經 費について 申上げます。

ところであります。 りまして、 境からしてなお幾多の困 と漁業資材のアンバランス或は漁場入會による漁場秩序の相刻等 への途が開かれることとなりましたことは、 一面漁村 この間にあつて、 今後との新しい課題に對し十分檢討を加え、 再建は、 つて民主的生産體勢もその緒につい 難に直面していると云わなければならな 過般締結されました三國漁業協定により北方 水産資源の減耗、 經濟事情の變遷に作 まことに喜びに堪えない たの で 遺憾のな いのであ あ 生產環 ラ魚質 ij ま

特別基金の資金源を充實することとし、 金融對策特に著業資金の圓滑なる流動化 **ず漁村經濟の安定を目途とし、** 丽 してこのような事情の推移の下において、 漁業權證券の資金化を足がかりとし これに對する出資金並びに を闘りますため、 昭和二十七年度の豫算は 北海道漁業共濟 て漁業

いよう措置を致したいと存ずる次第であります。

業に備 會に對する 更に協同組合組織を通じて資金並びに資材の入手を容易ならしめ適期着 久 北海道信用 漁 業協 同 組合連合會並 び に北 海道漁業協同組合連合 五千萬圓

付金各々

付金 各

五. 千

あ 築

をそれぞれ見込みまして

水産業の振興に

、寄興

tc

したいと存す

水產

技術普及員設置助成費.

を計 方水産物就中鮮魚の消費流通の調整は魚價維持上必須の施策で とれがため重要角族の出荷総合對策費として Ŀ いたし操業の促 進 を 圖 b 生産の増强に 遺憾なきを期するとともに 百十八萬圓 しあり まし

見込み、 田 次に資源の保護培養についてでありますが、 改良を闘りますため、 産、販賣の兩面よりその圓滑を期したいと存するのであり 促進及び魚菜市場の指導費を含めて 投石、 岩礁破碎、 魚礁等に對する助 前年に引續き荒廢せる沿岸 百八十七萬即 の成費並び ます。

更 K 海上、 海增殖 陸 適地調査及び増殖指導の Ŀ 7 お ける漁業取締の强化によつて漁場秩序を確保するた 經 十八萬頃 10

貝

頹

殖施設

費を合せまして

五千

萬圓

Ø

等、 を 上いた しました

漁業協同組 舒 券資金化 合育成强化對 對策費

「の開

發

74

百九 百

圓

八萬圓

Ъ.

以 來工事を進めて おります。

前

年

漁業制 館の建 度改革推進 のた 8 Ø 經

Ŧī.

百

Æ.

-|-

Ŧi

Ŧ

鸾

區漁業調整 會費

產試驗場費

三千五百七十八萬圓

千六百

千三百五十萬

阗

百

八十

萬圓

五百萬圓

產孵化場費

産 練習所費

水產 倉庫建設助成費 道水產會館設置助 成

1/4 百萬川

二百 六十二萬圓

つります。 次は商工 業の開 係についてであります。

においては工場誘致並びに工業立地條件の調査等工業開發の促進を闘るた 却 して高次の加工への轉換なくしては望まれないのでありまして、 本道總合開發 の推進は、 資源の開發と相俟つて、 原料生 產 の段階 本年度

の經費

め

を

產業高 化調查費

のための 助成費

前 關連して中小企業に對しましては機械の購入貸與並びに資金の斡旋等を 年に引續 き機績 なる検討を加えてみたいと存するのでありまするが、 いた しその振興を圖りたいと考えておるの

び

萬圓

ح

16

であります。

二百萬圓

八十一萬圓

る次第 K 北海道議会時報第4巻第 3号(昭和27年第1 百

4.

萬

 $\ddot{+}$

先ず産業振興機械貸付については各種産業關係を含めて

七千萬圓

融資强

對策といたしまし

ては北海

|道信用保證協會に

對する貸付金

二億圓

li を

を計 上 いたしております外

用保證協會との損失補償契約にもとずく補償

中小企業相談所費 率相談所の經費

經營合理化促進並びに企業診斷費

| 業技術指導並びに熱管理等の經費

上の外前年に引續き中小電 貿易振興費

源施設 助

成費

四千

萬

九百五十

·六萬圓

百

四十

四萬圓

百四十四萬題

Ŧ

萬圓

等を見込んでおります。

觀光宣傳費 商業振興費

產業會館設置負擔金 同組合共同施設助成費

商工組合全國大會負擔金 工團體育成指導費

百二十萬圓

百萬圓

十萬圓

百

|萬圓

北海道產業振興博覽會助 北海道貿易會助成費 成費

一口本觀光連盟總會助成費

物產斡旋東京事務所 北海道觀光連盟助成聲

產業會館商品陳 剱所

大阪事務所費

百百 三百十 九十 八十三萬圓 萬圓

百三十萬圓

二百萬四

百萬圓

三百五

計

Ŀ

いたしておるのであります。

電力對策諸

百

四十

阗

四 Ė.

二十七

萬圓 一萬圓 萬

驗

及 Œ 嫝

鶴業振興費

な お工業試験場費においては、 電氣ガス火薬類指導取締費 新にホー DЦ 百

の人工乾燥等に關する試験費を含め、 調査用機械整備費を含めまして ムスパンの整理仕上 四千六百七十五 一萬間 試

三千四十四萬四

绵 を 計止 いたし商工業の進展に資したいと存じ 量指導取締等度量衡檢定所の經 て おります。 九百三十萬圓

次に林業關係の經費について申上げます。

御承知の通り現下の木材事情は需要の增大に反し、その供給

は盆

通過

百二十七萬圓

二百五十萬圓 百八十三萬間

二千萬

百

九十

Ŧī.

萬圓

これが强力なる推進を闘りますため は の度を加え、 昭和二十七年度においても以上の諸點を考慮し、 の高度化による消費の規制に徹底するの必要を痛感するところであります 7, 今更多言を要しないところでありまして、 森林資源の培養著積に努め或は奥地林の開發を促進し他面木材利 産業の振興或は民生の安定に大きな影響を及ぼしていること 森林綠化の方途を强力に推進 政府の施策に順應して、

造林振興の經費としては

林資源造成事業費 人工植栽二萬八千町歩、天然下 種補整一 萬町歩、 億四千百五十四萬圓 學校植林二千町歩等森

を見込み、一面、 造林臨時措置法に基く五萬町歩の認定費 優良古木購入調整費 造林奬勵の 基盤となる樹苗の 確保對策費として 四百 億十萬回 萬圓

養成委託す ふための 經費

からまつ苗木を長野縣に

千七百三十六萬圓

一千四百六十八萬圓 二百八. 八十萬圓

道直營苗圃の經營費

民營苗圃獎勵

費

iji ì۲ 林資源の保續 Ø tc γ'n

野火災警防費

鼠

四百三萬 圓

の防除等森林保護の經 費

Ŧ 七百二十三萬圓

地 魔地の復舊その他治山事業費

億九千三百四 生産費の低減、木材利 + ДŲ 鸾

用

奉化 ま た を圖りますための 森林經營の合理化 經費として 並びに植伐の均衡、

Ø

薬經營指導費 林計畫編成費

道施設費

《術普及事業費

二千 六百 七十四萬川 七 冝 萬圓

千二百五十 萬圓

Ŧ 七百 四 74 一萬圓

公 關 뇬 な お して林業指導所における林産工業中間試験その他の經費を合せて 未利用木材資源加工の 高度化及び企業化等についての 研究指導

億

一千五百七十九

八萬圓

計 上 V たしまし 外

道立公園費 立公園費

森林觀光施設

政

公諸 費

IШ Eī 八 1-薦 圓

すため

二百三十四 六 百 ĮΨ -|-一萬圓 萬

三百十二萬圓

百四

-八萬周

配 備 調 我を合せ

百 三十九萬圓

防霧林應用調查費 安林調査並びに同

六 百三十萬圓

素材及び木炭生産指導費 地防風林施設助成費

> 二百 国第二

等を見込みまして林業の振興を圖りたいと存じております。

よる新規入植者は道 次に開 拓事業關係についてでありますが、 外八百戸、道内千二百戸合せて二千戸の決定を見てお 昭和二十七年度の國庫助 道の代行する五

百六 るの

-|-

七

幅

の開

でありますが、

この入植戸敷を基本といたしまして、

建設工事費とこれが施行に要する經費を合せまして

を見込みますと共に八十一粁の

住宅二十戸の建設費 配

入植施設といたしましては

三千三百九十

九戶、

小學校三十

-棟及

び 標 心配分費

電線の延長による電化促 三億一千二百二十四萬圓 進施設

狸

千三百六十 萬圓

を計 上 いたしております 外

び ح 開墾作業費補助 性: 土壤改良費補

れら事業の計畫調査等に要する經 費 億二千四百四 七千三百二十 · 一萬圓 ·六萬圓

三億六千

六

百

ĮЧ

-|-

تا٠

萬

圆

Ø) 豫算化 をは かつた次第であります。

\$

地元入植の關係でありますが、

N

の補

助對象とならな

い入植者に

對 する開墾を助成するため、 一千萬圓を計上いたしました。 前年に引續き三割の補助金を変付することと

誵

般

Ø

4

|薬の側|

滑

なる促進

を闘

りま

以 上の如く新規入植者の受入に伴う

未墾地の取得及び賣渡し等の經 費 Ш-Ŧ 川 百 七十 六萬

入植者選衡部會費

百四

十萬

一十六萬圓

内二、三男人植對策費

拓地區及び道路計畫等の經費 拓者の資金對策に要する經費

地元入植增反用地配分費

拓審議會運營費

たように、 牝牛の貸付を繼續いたしますとともに 購入費五十頭分で

成 KC

べ

ま

74 Ħ 百六十

七十 萬圓 七百三十五萬圓 三百九十六萬圓

更に入植者監農の合理化と、生活の安定向上を圖りますため、先にも述

二百五十 萬

四百五十萬圓 三百六十萬圓

。作物種子購入費五割補助で

指導員百五十名の活動

費

DЯ

億五千八

十二萬圓

百五十三萬圓

營農指導農家の設置費百五十

六十 萬圓

黼 習講 話等營農指導の經費

> 几 百 八十 萬間

子弟の養成機關である釧路、 勝拓 殖實習場費

七百八十萬圓

更には花嫁の斡施等文化更生の ための經費

開

催

た開

拓醫、

保健婦、

助産婦

の設置或は巡回

文庫の増設並び

に映畫の

一千七十一萬圓

あ 計上いたし開 りますっ 拓事業の 推進 KC 遺 極の ないようにいたしたいと存する次第で

に土地改良事業につい て申上げます。

ず道營の土地改良事業といたしましては

溉排水事業費、 繼續四地區、 新規四地區

軌道客土事業費は繼續分二地區 で 億 三千七百三十三萬圓 七千八百三十三萬

溫 水溜池 事業費繼續 一地區新規十地區で

二千五百三十九萬圓

であり て施行することが適當と存じ今回これを取上げることといたしたのであり したが施行に當りかなり高度の技術を要する點がありますので道營をもつ ます が、 ζ. のうち溫水溜池事業は從來補助事業としての扱でありま

を見込んでおるのであります。

て四千萬回を見込んでおります。 道 | 營事業の回滑なる施行を闘りますため土地改良機械整備費とし

による團體營の事業といたしま

T は

一千八

百

萬

公共事業とし 排水事業助成費 て國庫補助

Tab.

畫整理事業助成費

普通客土事業助成費

渠排水事業助成費 道客土事業助成費

危 一千七百四十 千九 百十 ·五萬圓 五. 英圓

七千 干 ·六百 八百 八十 五十八萬圓 Ħ. 萬圓

6

業助 成

を計上 およ びこれら いたしました。 **Ø**) 事業に伴 5

Ŧ

七

百

七十

七

萬

圓

七萬國

Ø

以

土 地改良事業契勵 地災害復

功組合共濟施設助 成

> Ŧ 百 百 四 「萬圓 萬

二百

二十七年度の義務負擔額各事業分を合せ 本年度借入金の利子補給金として 業について 等を見込んでおります。 おり償還元利相當額を負擔することにいたしたいと存ずる次第であります つて事業の施行を闘り總額一億六千七百萬圓の限度に於て、 も含め前年度と同様農林漁業資金融通法による融資等を活用することによ 地改良事業を取上げたのでありますが、 渠排水事業並びに普通客土事業と本年度より新に農地改革に伴う小規模土 この度提案いたしております豫算案に於て前年度の議決にもとづく は、 從來どおり同樣事業費の二割を補助することとしての額を なお、 道單獨の補助事業たる灌漑 更に公共事業としての軌道客土事 二千五百六十二萬圓 三百三十四萬以 排 別に提案のと 水事業及び暗 昭

の総耕地 て大部分の排作農民が自作農になつたことになり生業の基礎に安定を得い 開放において二十萬町歩に及び農家の大部分は自作農となり、 るところ大であると存ずるの 堅農家として增産意欲を高めていることは、今後の農業の仲展に寄興す 果本道におけるその實績は農地の開放におい に農地關係の にと對する割合は僅か五・五パーセント程度となつたのでありまし 經費について であります。 であります が、 て三十四萬町歩、牧野等の 劃期的な農地改革 實 現在小作地 施

を含め賣渡未濟の三萬五千町歩の賣渡しを質施することとなつておりま 更 一十七年度に K 自作機の 小作器に轉 おきましては買收洩れの農地 落を防止す っるため 八千 の所要經費を含めまして 町歩の買收 ح

				多一// 5里賞客がイエーロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	八百五萬圓	水防費	萬圓を合せ一	費、公共事業費分七千百萬圓と道費分四
	一千二百三十九萬圓	河川管型費	費には漁港修築に伴う作業船整	を計上いたしておりますが、土木機械整備
	一千二百六萬圓	河川調査費	五億一千百萬圓	上木機械整備費
	一七百六十萬圓	道路管理費	億七千四百六十七萬國	漁港修築費
	百二十五萬圓	渡船場費		を見込みました外
	萬	建設業諮費	六千萬圓	砂防工事費
	經費,	政その他の	三千四百萬圓	海岸堤防修築費
	五千萬圓	まして新たに土木現業所費と	一億三千七百四十萬団	河川局部改修費
を企園	現業所の應舍その他の整備	のでありますが、この外土木	四億四千八百萬圓	河川改修費
	三千萬圓	土.		を河川事業といたしましては
	一億五百萬圓	縛簡	六百萬圓	災害防除費
	七百萬团	河川小破修繕費	千萬	路
	五百萬回	河川指定修繕費	漢	道路指定修繕費
	八百八十萬圓	橋梁小破修繕費一		橋
	一千萬圓	橋梁指定修繕費		水久橋架換費
	三千萬圓	擂	一億七千萬圓	道路改良費
	四千萬圓	路指定修繕	道路橋梁關係におきましては	業費についてでありますが、
	八千七百十七萬圓	破修	٠,	次に土木費について申上げます。
	こては	外、道單獨の事業費とおたしまし		上いたしました
	-	-	百五十萬圓	農業委員會道連合會補助
	四千八百萬圓	河川改修	七千百五十萬圓	市町村農業委員會補助
	三億回	害土木復	一千三百十四萬圓	道農業委員會の運管費
		なお災害公共事業費闘係として	百六十八萬圓	農地改革史の編纂費
		の増加と相成つておるのであります。	十萬	るための質態調査費
	五億五千五十八萬圓	擔において ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	して今后の農業政策策定に査す	地改革前后における農地等の狀況を把握
	億五千四百三十四萬圓	いて	二千二百十七萬圓	農地の交換分合事業を促進するための經費
業役に	れに比較いたしますと事	以上の一般公共事業費を通じて前年のそ	整費 百六十六萬圓	を見込みました外、農地調整法に基づく調
		含んでおります。	一千十三萬圓	

港灣調査費

バ 百 九

+

萬圓

三千

七

百五

十萬 百

市計畫衝路事業 市現況調查

札幌都市區調整理事業費

町村道路改修費

補助

村河川災害防除費補 水道施設費補助 助

定期航海費補助

Ŧ

萬圓

Ξ.

百

七十三萬圓

萬圓

百 八 十二萬圓

千

三百萬圓

六百 一萬圓

等を夫々計上いたした次第であります。

次は教育費に關する事項についていありますが、

本道の總

合開

一般を推 進

ありますことについては、今更改めて申上げるまでもないところでありま Ļ 道民の生活文化の確立を期します上において文教施策の極めて重要で

共に同委員會と慎重協議をつくしたのであります。 ては充分この點に留意いたしまして財政上能ちる限りの考慮を拂いますと よつて教育委員會から送付を受けました歳入歳出豫算の見積につきまし

鑑み一般職員に對する人件費と同 ものは教職員の人件費でありますが、これにつきましては現下の諮情勢に mi して教育費豫算七十三億七千九十九萬圓の中最も大きな部分を占める 一様欠員不補充を原則として豫算を計

次に學校關係經費として

した次第であります。

を 小學校費において

三十一億一千二百

九十

萬圓

教員講習費

また中學校費において

高等學校費において

盲ろう學校費において 定時制高等學校費において 信教育費に

において **計**· 六十八

十二億三千二百三十 九億六千八百二十四萬圓 三億九千二百十二萬圓 - 六萬圓

億二千八百二十四萬圓

億三千五 百五 百 七十一萬圓 -|-、萬圓

ましては

を計上

V

たしたの

でありますが、

උ ආ

中人件費以外の

主要なものとい

た

幌北高等學校外二校の改 樂費

億一千

萬

三千萬四

高等學校屋根及び校舎等の修繕費

高等學校防火施設並びに内部施設整備費 二千四

百五十三萬圓

千五百

1萬圓

野幌定 札幌盲學校外四校の校舎寮舍改築費 時制高等學校災害復舊

豫算外義務負擔に基く高等學校校舎寄宿舎等の買收費 札幌盲ろう學校高等部設置費

一百六十八

萬

圓

五.

千三百萬圓

ĮΨ 千四百四十一 二千百四 + 一萬圓 溉 Ш

高等學校實習

であります。

室、 等教育の機會を與へるため新らたに町村立定時側高等學校十五校を設置す 託による建築工事費八千八百四十四萬圓を計上し、また勤勞青年に對し高 案をもつて提案いたして居りますが、これに關連いたしまして教室等 るとととし、これを定時側高等學校費に見込んで居りますので御了承を煩 なお、 運動場等の買收費一億五千百六十四萬圓の豫算外義務負擔について別 以上の外生徒の 増加に對應して高等學校校舎の整備を圖るた Ď . න

わしたいのであります。 次 に教育内容の刷新充質を圖ります

教員檢定試驗費 教員養成費

教育研究會費 教育調査費

教育獎勵費

教科用圖 書採擇費

> 百 . 六十二萬圓

ため

六百九十八萬圓

八十九萬間

一百四十二萬圓 三百五十萬四

百九十五萬圓 二十六萬間

教育指導及び教育 研 究旅 費

をそれぞれ計上し 產業教育振興賣

また教職員の厚生施設費として 教職員共濟組合給與金

億九千四百七十二萬圓

教育弘報費

を見込みますと共に教育の質相を普く周知させるため

を教育行政事務の能率化を闘るため

教育公報費

を計上いたした次第であります。

その緊要度を累加いたして参つて居りますの 次に社會教育の滲透徹底を期しますことは世相の で、

人並びに青少年教育費

二百三十二萬圓

五百八萬圓

二百五十萬圓 この經費として 現狀に照らしいよい

會教育指導費

會教育施設費

文化振興並びに文化財保護費

聽覺教育費

教育研修所經常費

圖書館運營費

を計上して遺憾のないようにいたしたい所存

であります。

八百四十三萬圓 二百五十七萬圓

次に保健體育に要すを經費として

結核檢診等を行う學校保健費 學校體育並びに社會體育振興費 保健體育指導費

千三百二十八萬圓

百四十九萬圓

九百九十九萬圓

員保養所費

學校給食貸付金

三千七百八十九萬圓

第

青少年の不良化及び犯罪増加の傾向は洵に憂慮に堪えぬものがあります

次は兒童並びに婦人の福祉のことについてゞありますが、

最近における

0

をそれぞれ見込みまして學校體育並びに社會體育の萬全を期します外、

二千萬

六百七十四萬圓

百 二百 六十三萬圓 六萬圓

を計上いたしました。 九回國民體育大會誘致準備費として

次は社會及び勞働施設費に關する事項についてゞありますが、 即應して生活困窮者に對する保護に遺漏のないようにいたします 社 向情勢

生活保護費

+ 億

一千六百九十八萬圓

六百三十八萬圓

ため

保護施設費

二百九十三萬圓

七百三十三萬圓

を計上して約七萬六千人を對象とする各種の扶助に萬金を期しますと共に 保護對策費 四百二十二萬圓

養老者保護のため

ょ

を計上いたしまして聞舍の增築を圖りその運營の適切を期します外投産場 に對する運轉資金貸付金として一千五百萬圓を見込みその機能發揮に資せ 品和國費

めようとするものであります。

次は本道において約二萬と推定せられる盲ろう啞、

障害者保護のため

二百十八萬圓

六百二十萬圓

身體障害者福祉 費

身體障害者更生相談所並 びに身體障害者更生指導所費

二百九十九

を計上いたしました。

また引揚者の援護につきまして

引揚者住宅設置補助費千戶分 億五千六百八十 ·萬圓

は衞生室の設置補助費七十五萬圓を見込みますと共に

計上いたしたので 更生資金貸付事業费 あります。

二千四百三十三萬圓

を全額國庫補助を見込んで計上し更に引揚收容施設の保健衞生對策として 一千五十一萬 千六十二萬圓 肢體不自由等の身體 萬圓 圓

百

護 でこれに對處いたしますと共に見捨てら れた幼児、 兒 重等の教護並 び M

保

一層徹底いたします ため

(重福祉措置費

七千六百 Щ + 萬

消

雅

會 禍 舢

事業監查指導

业

フターケア施設、養護施設及び兒 童遊園設置補

談所、 裥 海弱見施設等の經費

百八十

萬圓

をそれぞれ見込みました。

見重相

四 Ŧ ·Ŀ 百二十七萬圓

JU 千萬圓 7

いたしました。

見童不良化防止對策費

肢體不自

由見施設設置

た母手衛生並びに婦人福 社對策に萬全を期 します た

母子家庭職業技能習得費補助 姙産婦、乳幼兒保健指

二百九十萬四 一千萬圓

四

百八十九萬圓

母子寮保育所等の設置費補助十 ・ケ所分

六十萬圓

保母育成費七十名分 季節保育所設置補助費 二百四十四萬圓

人の 萬圓を計上し を見込みますと共に、 世帶を對象とし、 た次第であります。 これに應急生活資金を貸付する母子金庫事業費 **全道に二萬一千世帶と推算せられる子弟を持つ未亡** 二千

て五千萬圓貸付することゝし、 な成果を收めて てゝありますが、 次は生活困難者の獨立自營の資金となります生業資金貸付事業費に 居りますので、 昨年度及び一昨年度の實施成績を見まするに極めて良好 本年度においても市町村の上置きを期待し つい

會福 祉事業の振興を闘るため民生事業費

百十八萬圓

これを計上いたしますと共に

う 會福 祉 祉 蒯 温能館 事業の 事務所費並びに社會福祉事業職員指導訓練費 の設置費 センター Į, L τ ñĿ 會福 社に開 連する各種の事 三千萬間 業を行

二千萬圓

ますの 次に國民健康保險の運營の に鑑み、いよいよその強化徹底を闘 如何は道民大衆の生活に切實な影響を與へ、 ります ため

直營診療所設置費補助四十二ケ所分

[民健康保險獎勵交付金

四

Ŧ

百八十 九十二萬圓

邁 圓

八千五十六萬圓

四千五百

萬 III

險者事務費補助

保健婦設置費補助二百六十八名分

保健指導醫設置費補助二百名分

國民健康保險振與强化費

二百七十八萬圓 百六十萬圓

を計上いたしました。

じますため た .遺族に對する援護の制限緩和に伴い國の施策と相俟つて積極的方策を講 次は遺族福祉對策についてゝありますが、終戦後殆んど顧みられなかつ 二百十二萬圓

を計 上し、また未復員者、 未復員者調查費 未引 揚者等に關 4 Z, 經 費といたしまし 六百四十六萬圓

7 は

復員處理費

五百六十六萬圓

八十

萬圓

を計 上いたしたい次第であります。 未引揚邦入調查

百 七 四 一額に達して居るのでありまして、本道における昨年の火災發生狀況をみ 次は消 ても逐年減少の一途を辿つては居りますものゝ、 六町歩を灰じんに歸して居りその損害は質に十六億八千八百萬圓と 建物千七百二十棟、 防に闘する事項についてゞあありますが、火災による災害は 燒失坪數五萬七千三百四十七坪、 發生件數千六百七十 山林一萬一千 每:

「千三百八十七萬 圓

1萬圓

費生活協同組合育成助長のための運轉資金貸付金 二百六十 萬圓

なつて居るのであります。

從いまして、 これが防っ ΤĘ 輕減と消防士の教養訓練に努めますことは

喫

を計上

要事でありますの

火災豫防思想普及等の消 防振

一びに消防學校界

[74] 百八十三萬

二千六百三十二萬圓

その質効を學げますためには、 を計上いたしまして、 次は保健衛生費についてドありますが、衛生行政の强力な推進を闘つてい いよいよその萬全を期そうとするものであります。 これが第一線機關でありますところの保健

所の するための 整備擴充を先決の要務といたしますので廣尾及び紋別の保健所を新設 一千六百八十萬圓

健所經費並びにその醫療機械等の整備

四千七百五十五萬圓 を

計 Ŀ S た 5 しまずと共に醫療に惠まれぬ無醫村部落を解消いたしますため たに診療所を五ケ所設置いた しますための経費

三百四十 萬圓

びに既設三十 五ケ所の診療所經常費

二千二百五十五萬圓

りますが統計的にも漸く結核患者は減少の徼を示して參つて居りますの 次に本年度は北海道結核撲滅五ケ 年計畫の第四年次に當つて居るのであ を見込みました。

の機にとれが對策を更に强力に推進 いたしますため前年度に引 で

結核豫防接種費

ح

千三百九十四萬圓 一億二千萬回

间

結核醫療委託費

五千百七十二萬圓 四百七十七萬圓

Ø

で

食中毒對策等に科學的、

技術的な指導監視を要する面が尠くありません

一康診斷及び施設整備諸費

家訪問等の指導諸費

をそれぞれ見込みますと共に既設の結核療養所の整備運營費

小 牧市 に百床の結核療養所を健設するための 七千五百五十六萬圓

Ø)

外

五千三百六十五萬圓

ろうとするものであります。 いたしまして現在結核對策上最も困却している結核病床の緩和を圖

並びに市 居りますので、 傾向にあるのでありますが、 次は傅染病豫防對策についてどありますが、 町村傳染病豫防費補助として これが防疫のため保菌者の検索を主とした豫防對策の經費 寄生虫、小兒まひ等の豫防費として 獨り赤 痢のみは昨年末より増加を示して 近年急性傳染病は漸次減 五千百八萬圓

を計 Ŀ いたしまし た。

をまた、

トラホー

ム 頫

四百十一萬圓

患者の早期發見及びこれが完全治療を行うための經費 次に性病像防のことにつきましては、 性病の檢診を强力に實施して性 葯

五千八百五十二萬圓

を計上いたしました。

投として また、 公衆衞生思想の普及指導並びに衞生教育技術者再教育に要する經 三百七十七萬圓

優生結 婚 相談所費等の優生保護費

精神

病費

10

びに帶廣精神病院増樂費とし

千二百十一 萬圓

干 七 巨 四 萬

をそれぞれ見込みました。 上を示して居るのでありますが、 上を見つゝありまして、 次は環境衛生のことについてどありますが、 殊に食品衞生の面につきましては頓に衞生的な いまだ食品等の取扱、 道民一 般の生活環境も逐 その設備、 派び

をまた上下水道の衛生管理、 これに要する經費として 旅館業等營業關 |係施設の向上を期するため 千二百八十萬圓

を更にそ族昆虫膃除及び汚物處理等の清掃事業指導に要する經費として、 指導監視に要する經費として 九百七十四萬圓

干 四 百 七十五 萬 回

常額

補

助 を

S

to

して参つたの

でありますが本年度

17 お

V

τ

B

萬圓

犬病像防に要す る經費として

рġ 百 八十 29 萬圓

 \mathcal{V}_{2} たしました。

液製造のための醫藥品指導研究費等を含め藥事諸費として 染病患者の發生防止のための防疫薬劑配給費及び現下各界の要望する人血 **藥用植物の指導研究並びに不良醫藥品及び毒物劇物の指導取締乃至は傳** 次に本道の重要査源で ありますところの薬用植物の 生産助長を闘 るため

七千七百八十六萬圓

を計上い たしました。

た各種衛生試験研究、 食糧榮養研究等 Ø 查. 研究事業並びに 衞 牏 係

術者の教育等一般衞生行政經費として

食糧榮養研究所 衞生研究所費

三百六十八萬圓

九

百

十三萬鳳

一百八十

四百

萬圓 萬周 萬圓

三百十

榮養改善指導並びに榮養調査 人口動態調査等の衛生統計調査

醫療監視等の醫務諸費

保健婦養成所費

し豫防費

二百四十四

百

一萬圓 一萬圓

七百十三萬圓 1四十二

學校衞生教育指導費

を計上 いたしまして保健衛生の萬全を期そうとするものであります。 三百九十八萬圓

諸情勢に鑑み最も緊要事とするところでありますの 合簡素化して新に北海道勞働審議會を設置することゝし、 は一 平和な態勢を推進して自立經濟の達成に寄與いたしますことは内外の 般勞働行政に要する經費についてゝありますが、勞働者及び使用 で、 各種諮問機關を綜 とれが運 一巻に要

する經 **働りますため昭和二十三年以來各地** また勤勞者の社 鄶 的 文化的地位 O 向上並 12 ぉ て建設した勞働會館及び海員會 びに勞働 者に對する福利厚 三百一 萬圓 を

> ح 札 聖三ケ所

者の福利厚 生施設設置費補

勞働 化指導等に要する經費 |組合の規約協約の分析改善及び締結促 進進 び に未組織 ·四萬圓 運運

二百八十

働

署

0

勞働 勞政 脱勞働會館並びに登別勞働者保育所費 《事務所 實態並 0) 經常費並びに廳舍建築費 びに勞働事情調査費

> 百九 四百十

四萬圓 七萬川

四 百

八萬四

勞働科學研究所

をそれぞれ計上して勞政行政 次に勞働教育に闘する事項といたしましては、 の頃滑な運營を闘ろうとするものであります 教育施設の 六百八十八萬圓 一部擴充と内

容の 充質を圖ることに重點を指向いたしたのであります。

を見込み、 即ち北海道中央勞働學校費として また勞働教育上最も効果の顯著な視聽覺教育を強化するため 三百九萬圓

九十七萬

計 上 いたしますと共に

職場巡回勞働講座開設

信勞働教育講座開 設

勞働文化祭及び展示會開催費

二百十三萬圓

六萬

二百十九萬圓

百五

+

萬

Ш

北海勞働」刊行並び に勞働文庫費等

勞働教育資料諸費

を

計

上いたしました。

情勢はいささかも樂觀を許さない見透にありますので前年度に引續き本道 次は失業對策に闘する事項 についてでありますが本年度にお いても失業

情と國の計畫とを勘案しつつ所要の經費を計上して失業者の解消

を期そうとするものであります。

0

特

殊事

ち先ずその應急對策といたしまし ては 昨年同様の失業對策事業費

億八千二十萬四

を計上 業應急事業費及び失業土木事業費を一本にまとめて、 年間 延四十 八萬名の失業者を吸收し、 また前年度までの 機動化に富んだ應急 地 方失

失業事業費として 三千萬圓

を計上して中小都市及び那部の失業者約十六萬五千名を吸收しようとする

ものであります。 た失業狀態を打破するため、 また新規事業といた しましては 失業者に對し賃金助成を行い雇用の促進を圖 日雇勞働者並びに一般失業者の) 膠許化 L

二百二十五萬

ります。

次は住宅行政についてであります。

總合的 を計上し年間二百名 な運管を闘 る の恒久就職化を企圖い た しました外、 失業對策業務の

ると共に恒久的な就職の機會を與える目途をもつて

二百 $T_{\mathbf{L}}$ + 萬 圃

を計上 失業對策運營費 いたしたのでありま

次に恒久的な對策としましては

二百

三十五

萬

圓

底を閊ろうとするものであります。

就勞配置に萬全

期 を見込んで年間三萬名の求人を開 ます ため日原勞働者寄場施設々置補助 拓 しまた日 愛四 龎 カ所 勞務者の

二百

並 びに Н 雇勞務 一者集合所經常費

を計上 いたしました外、 雇用狀態調查、 移動勞 働者需給調整等の 二百 九十四 萬圓 經 費

O

を見込みまして失業對策事業の完璧を闘ろうとするものであります。 二百九十五萬圓

設整備並びにてれ | た職業補導事業闘係の經費といたしましては一般公共職業補導所 が維持運営のため Ø

施

を行 連 L で生 政整理等による離職者に 時職業補導を行うための經費 ずる新規學卒者の就業對策として 對して再 就職 を圓 24 滑 Ŧ なら 七百六十 Ď 八萬圓 またこれに闘

八百二十五萬圓

臨

るための經費 身體障害者に對する職業補導の緊要性に鑑みこれが補導所 萬圓 を設 置す

ŀ. いたしますと共に、 工場事業場等における監督者訓練の徹 底に

四

百二十八萬圓

要す

を計上いたしました。

る經費として

共同作業所に對する運轉資金貸付 以上の外内職斡旋相談所運營費

金 五百萬

萬

をそれぞれ見込みまして産業の振興と民生の安定に登そうとするもの 75. あ

て の三つに大別することが出來るのでありますが先ず第一の啓蒙指導につい は、 本道の深刻な住宅問題の解決策としては啓蒙指導、 住宅對策費として百四十三萬國を計上いたしましていよいよその徹 住宅建設、 住 宅改

を 圓を計上し、 より百二十戸の建設を計ります外ブロツク式簡易住宅獎勵費として八百萬 費. し國庫補助による住宅千三百五十戶の建設を促進しまた賃貸住宅建 であります。 として一千四十九萬圓を計上して咋年度に引續き住宅金融公庫の融資に 第二の建設面については、 簡易なプロツク式寒地住宅の建設を普及奬勵しようとするも 公營住宅建設指導費として四 百 七 萬圓 一設促進 を計

とれを一般に普及しようとするものであります。 いて冬季における居住性、 て五十戸の農漁村向寒地住宅の建設助成を行いますと共に旣 次に第三の改善面においては住宅改善費として六百六十六萬圓 燃料經濟等の點から防寒の具體的方法を探究し 存の住宅につ を計 上し

髙度化を促進することが緊要でありますのでこのため道立プロ **寄與いたしますためには特に道産資源による建築用プロツク** また本道の住宅改革を推進して木材資源の保全、 一下 萬風を計 上 して所期の成果を擧げようとす 燃料經濟の **, るもの** 合理 ツク建築指 でありま 産企業の 化等に

きその啓蒙指導を一層徹底しようとするものであります。 樂指導費六百十六萬団を計上いたしまして咋年度に引續き建樂基準法に また建築物の | 興と相俟つてその質的向上を企闘いたしますため 建

六十五名下廻つていることとなるのであります。 要するものが八百九十二名ありますのでとれを見合つて年間 先す最初に道職員において十九億三百四十九萬四を見込んだのであります 五名分につき措置いたした次第でありましてこれは現行條例定數に比 事業に伴う職員並びに結核療養所等施設の完成等によつて、 原則として年間千三十八名を縮減することといたしましたが一面土木別拓 が豫算の計上に當つては、 次に道職員費並びにその他の行政經費について御説明申上げます。 極力人件費を壓縮する意圖の下に欠員不補充を 新たに増員を 一萬二百四十 し 百 百

千五百萬圓を計上いたした次第であります。 道總合開發第一次五カ年實施計畫」を基盤とする產業開發計畫、 計畫等の早急なる立案のために必要な基礎調査を行うこととしての經費ー の結果に基く問題點を更に繼續して調査すると同時に國で決定した「北海 次は北海道總合開發調査費についてでありますが本年度は前年度の調査 文化厚生

として千五百 .及びその他の河川の電源開發の基礎調査等を行うためこれに要する經費 また本道總合開發の先驅をなす電力資源確保のため本年度も引續き豊平 萬間を見込んだ次第であります。

以上 一の外

道 **远議會費**

監査計費

報

高齒舞返還懇請運動費

公安委員會費

本廳及び支廳の

白旬 E 用

行政調査費

通

九千百四十 千二百九萬圓 -九萬圓

三千百三十九萬圓

千七百九萬圓

短波無線電

話の保守運營並びに模寫電

涉外勞務費

學管理委員 會聖

旨西四十

八萬圓

九 百三十萬圓 T_{1} 十萬圓

> Γ $\bar{\mathbf{E}}$ 闘害館運營費等の特定教育事業費

職員研

私立高等學校補助 聖

道職員共濟組合給與金

恩給基金並びに學校職員恩給金特別會計繰出金

七千五百五十五萬圓 一百二十八萬圓 百六十萬圓

千七百十八萬圆

億三千八百七十二萬 百 直萬圓 圓

北海道學生會館設置補助費

本廳電話交換機新設並びに暖房汽 |鑵取替等の經費

五千九百三十七萬

三千二百三十六萬

賓くじ發行費 統計調查費

公债償還費

| 億九千六百七萬

千八百九十萬

廳舍、公宅の維持修繕費等の財産費 六千九百萬圓

北海道總合開發促進費 北海道大學職員住宅建築資金貸付金 二千三百七十五萬圓 四百九 一萬圓

徴稅諸費

貯蓄奬勵並びに市 町村行財政事務 般 の指 億七千五十 導連絡に要する - 萬圓 經費

千九百萬圓

一千七百萬圓

四百二十萬圓

四百三十七萬圓

一种費

三百萬圓

青年會館設置交付金

自治講習所增築並びに運營費

地方行政協議會並びに地方振興委員

方振興獎勵補助 '村恩給組合補助

費

百五十二萬圓

送施設費

一千四百七十萬圓

千三百十三萬圓 千五十一 萬圓

4 委員

助 費

京事務費

百 萬圓

Ŧ

七十二萬

口

一千二百二十八萬圓

Б.

百萬圓

F たした次第であります。

上は普通會計の歳出の主なもの についてその概要を申

Ŀ.

げた

Ø

であ

b

生

で

先ず順序として道税收入豫算に關連する道稅條例の一部改正 次はこれに見合う歳入について御説明申上げます。 條例案につ

いて申上げたいと存じます。 今回 |猶豫の場合の規定を整備するの外家畜稅については小家畜 の改正案は さきに改正公布を見ました地方税法に基き法人事業稅 である豚及 Ø

Ø

次

に税外收入といた

L

まし

7

は歳

114

需

要に對應する國

庫

負

婚金

國

庫

補

ものに 億七千二百十六萬圓となりこれは前年度常初豫算に比し二十億八千六百九 重な檢討 りましたもの び 次に道 緬羊を課稅客體より除外し牛及び馬に對する稅率を從來一頭二百圓であ ついては極力收入の 前年 税收 た加え課 度既決豫算に比べ 人について申上げます先ず稅收入については各稅目に を三百回とし併せて非課税規定の整備を圖つたのであります |税標準の完全把握に努めると共にその増收を企闘し 増加を圖りました結果との道稅の總額は五十 四億四千二百六十四萬回 Ø 増加と相成るの 更り 得る įц 愼

ますの る見透 特別所 人は税目 年度當所豫算 得稅 と地 で事業税特別所 しにありますの に引續き質施す は共に昭和 方稅法の K 關係に 比 と中 しその るととに 二十六年 得税として豫算を計上いたした次第であ ・央の つい 坿 豫算 度限 加 7 つきまして地方税法 0) で 主 編 りとなつて あります なものとい 成に闘する考え方もまた が現行税法に おります たし 中所 まして 要の が. おい 改 ut. 机 同樣 i) īΕ を 7 ます が 昭 は 6 九 和 事

であります。

興飲食稅 Ħi. 秘

> 三千 億 八百 二千二百 五十

百八十

Ŧi.

萬国

點を置き

詂

年の三倍の事業を計畫いた

し過去に

おけ

る過伐に

ょ

漁

+

八億百

70

+

萬

千二百

Ŧī. 七

萬 萬

П M

百二十萬圓の減少となつております によるものでありその 次に舊法による税は三千七百五十 で ありまして家畜税 ありま 別所 得 稅 Ø 增加 他 心は課税 は 主とし 祝標準の がこれば滯納繰越の減 六萬圓で前年 ح. 課稅方 自然増加に因るもの 法 Ø 度當初豫算 變更と課稅客體 千二百 少に基因 で Ŧ. に比 あり 萬 しし一千 ます。 Ø 增 するも 加 六

企闘い 財政平衡交付金匹 及び手敷料につきまし 金及び國の委託費 たしまして 總 おいては六十億七千八百九十萬圓を見込みました使用 一六十四億四千三百六十七萬圓を計上いたしました外地 額七億六千二十七萬圓を見込んだ次第で ては物價騰貴の經濟情勢に即應し て極 力そ ありま の増 收

物品賣排作 ります。 **圓道有林野**事 收 費 十 び肖轉車競技費會計の益金一千三百 八億一千 人及び財産資排代を二千三百八十七萬圓特定の寄附金九千七百四十二 次に公營企業收入といたしまして 道營灌漑排水事業費等の負擔金一億八千八十三萬圓を見込みまた財 代等の雑收入十四億七千十八萬圓前年度繰越金十萬圓並 九 百 、業費積立金繰入金等の繰入金九千百九十 萬圓 をそれぞれ見込みまして收支の均 萬圓を繰入れますと共に港灣簡易工 VJ. 資くじの發賣による收入三千萬圓 衝を圖 萬圓を診療所收入 つ た次第 びに 起 であ 41 及

公有 K 亿 おきま 以上 0 ち道有 いて道 費 は して 兩 會計 有 通 林野事 は 野六十五萬町歩の管 を 計 統合し、 森林收入は林地に還元することを原則とし、 IT 業費會計から 0 いて 運營 大要 を中 合理化 **迎經營** 順次御說明申上 上げ を闘 については前年度 たの つたのであります C 上げます。 あります 炌 10 #3 次 が 特 は て模範 て造 特 本年 舠 會 厞 計

方針をとりたい所存であります。 存するの現状に鑑みてれら廣楽樹の粗悪林分の樹種改良を目的とした造林 偏したため針葉樹の蓄積が漸次減少の傾向にあるに對し、 荒廢より急速なる恢復を圓り たいと存じます。 な お從來の伐採が針葉樹 不良廣葉樹が殘 12

の伐採を加え約十 りましたプナ材の開發に着手すると共に、 次に斫伐事業におきましては、 萬石を増産し木材需給調整を資したいと考えます。 從來採算上未利用 近時慢延しつつある虫害木 材として 放 任 ż Ħ な 7 お

しますとともに造林その他道有林野經營の利便を闘ることといたしました に重點を置き前年度の約二倍程度の新設を計畫し、 更に森林土木事業においては、 お 繊維板工業については、 昭和二十六年度において工場の基礎施設 林道網の擴充を計り、 木材生産費の輕減を資 特に奥地林の 開 發

る過剩廣葉樹の利用開發に新しい分野をひらくものと期待している次第で 業を開始いたしたいと存じます。 は概ね完了し本年度上牛期において諸機械等の施設の整備を了し本格的操 本事業は木材利用の合理化と本道におけ

たしました豫算は 以上主な事業につ V τ そ Ó 槪 膌 を申 Ŀ. げ た Ø で ありますが かく 7 綩

成

 \mathbf{v}

となつております。

その他の經費

あります。

件投にお M -C

そ

の他の経

二億二千百三十三萬圓

九千七百四十五 一億三千三十五萬圓 萬圓

般會計えの繰出 て十四億四千九百 DЦ 萬圓 柑 成 るの でありましてこの 千五百 1萬圓 うち

一千五百

回延六十日間 次は道營官 たしました外積 町村変付金 Ø 轉車競技教育計についてでありますが、本年度も前年同 開催を豫定いたしておりますが、 立金三千萬四を見込んで **これが經常的運營費を見** おります。

込みまし

旣

設 根

取付等の

經費

一千四十萬圓を見込んで居ります。

て の

すと共に、

の觀覽席は木造施設なるため安全保持上これが改修を要

ょ らって しして 編成い た ま を 豫算

事

は

前

述の

改

修

]_

事

まして

七 1-20 萬

投を含め Щ 億五千三百二十

千三百 Ŧī. 萬圓 萬

一千七百十 九 萬 H

億八千三百十 九 萬圓

成つた次第であ b

相

を含め

そ

0

他

般

會

計

えの

繰出

一回延八十八日間の開催を計畫いたしておりまして、 次に地方競馬費會計におきましては前年同 様 小姆外 これが運營の 五カ所 K お いて二十 經費

億八千四百

と相 成つておりますが、 ح れが内澤としまして 休

、件費に おい τ

事業費におい て

億七千 七百三十四 三百二十 萬団

萬

三百四十

九

萬圓

所の基礎工事も進捗し、 行つて本道の電力事情の緩和に本事業は前年度迄に既に假設工事 域の開發を目的として、 提體本工事の基底部分の築設と内原工事及び取水塔工事並 鷹泊電氣事業會計についてでありますが、 堰堤を築き農業水利を闘る傍ら道 水車發電機等の製作も完了を見て居 本事 業は雨 るの びに發電 C あ 一切完 下流 りま 業を

びに發電所本屋の建築工事を、 よつて、 年度に おいては本年十二月發電開始を目 質施しようとするものでありま 三億五千萬 途として堤體 てこの 樂設

六十六萬圓を電氣事業收入並びに普通會計繰入金を見合に計上いたした次 中道の負擔に屬 質電開始に伴う發電所經營費百九十六萬圓及び公債費二千九百 する一億五千萬圓を全額起債を財源として計上 いたしま

第であります。

ます。 もつて計上いたしました外、 四年次計畫に基く校舎八百三十坪の建築工事費一 まして醫師の養成確保並びに本道の文化向上に努めようとするもの 次 は醫科大學費會計についてでありますが、 學校の維持經營費一億二百八十萬圓を見込み 札幌醫科大學の校舍建築 億三千萬圓 を起債財源を いであり 第

Ø 百 をそれぞれ計上いたしたのでありますが、 見合いに 圓並びに看護養成所費 五十 料及 であります。 整形外科病棟增築 また附属病院につ 及び手敷料 九萬圓 計上いたしますと共に、 W. O一億三千四百十一萬圓、 に雑收入一千四 **投五千萬**国精 きまして 一千百四十萬圓及び公債費等の諸費一千八十五萬圓 は 百六十 神病棟増築費四千萬圓をそれぞれ臨床教育並びに診療上欠くことの 病院の維持經營費一億六千二百四 四萬圓を財源として計上いたした 通普會計からの繰入金一億三千八 起債引営による事業費以外は使 紀しし 出 九萬 來 な

Ø

限りて 狴 道 + 事 きまし されまして未だ自賄 の醫療 六萬圓 一努力いたして参つて居るの 業費四千 次に病院費會計 百 ġЪ て人件費 機關 を普通會計から繰入れすることとして、 合計九千三百十 百五十九萬顕營繕費三百八十四萬圓公債費その他の諸費三百五 の整備計畫に基き羽 を含む經營的經費は概ねその收入をもつて賄い營繕費等に K の域に達して居らない現状 0 きまして 九 萬圓を計上いたしました。 でありますが、 は、 視明 その で あり に新に道立病院を設置するため 施設の ます。 地理的 にありますので本年度 整備 次に 職員費四千四百二十萬同 な諸條件等にわざわ 並. υĸ たおこの中には本 K 運 一番の 改 善 Ø M 10 經 お 鉞 in

產物檢查費會計 萬圓を包含いたして居るの て

いて

産物檢 おい

農檢查 一費會計において

を夫

Ŀ

5

た

おります。

いづれも人件費並

び

K

經常

的檢查

業務

Ø

運

幌滿川發電所

による電力の

供給と相

俟つて、

近時急激に製

稅

水産、 株式會社

化

振興が期待されておるのであります。

また本村における東邦電化

億 ĮΨ 千五. 六十七 干 萬 萬

Ŧ

六百三十三萬

ji 🏻

二千

四十二萬

特 營費を積算 に申 おきたいと存じ た たもの ます。 で b ます が、 な お以下一、 二の點について

業體の あり一面事務の簡素化を闘るため別案をもつて提案中の二分の一額を交付金として支出しておりましたが、 を見込んでおり 先ず農産物 直營生 の簡素化を闘るため別案をもつて提案中の條例の改正案のと 産のものに對する檢査手敷料は一旦、 ますことと、 計に於いて 林産物檢查費會計において從來國又は公共企 新 に檢査 員 の研修所 その全額を收 關係 の建築費三 の申出も の上そ 六萬

お り手敷料を五割減とすることといたしたいと存じます。 次に酪農檢查費會計についてでありますが、 昨年度における煉粉乳検

らの繰入によつて實施することとし、 廢止或 乳質の評定等酪農事業の指導部面の經費については、 は檢査陣容等の關係上、手敷料收入に限界がありますので乳質改 九十六萬圓の繰入れを見込んでおる 今回一般會計か

次第であります。 以上の外

恩給基金

學校職員恩給金 轉貨資金

印刷所費

一千二百四

九

萬山

億三千 七千五 七百五十二萬圓 八百二十 一百七十 ル 九 高問

をそれぞれ計上いたしたのであります。 上は豫算案について申述べたのであります が 次 に

以

今より三百餘年前寛永年間より漁場として開拓され、 千七百六十餘戶、 て、 先ず様似村は日高支廳管内の東南部に位置し、 様似郡様似村及び沙流郡門別村を町とする事について御 先進地として本道の開拓に多大の貢献をなして來たところで 今後におけるこの村の 人口九千二百七十餘人を擁し、 漁港の完備に伴い更に一層の iúi 太平洋の 積三百六十 爾來本道 説明 水産面に **旦ろでありま** 单上 Ŧī. カ におけ 1 料戶 面し ます る 數

れる次第であり としての形態を備えるに のエ 一場が建設 シます。 べされ、 V たり更に今後 樣 似市 街 地 を におけ 中 心とし ・る 一發展性も T 商 工業が順 確實 Ŀ KC 認 進 B 展 b

散地として は管内 後に るに至 めことに提案いたした次第であります。 並びに日高兩村の覷門として交通上の要衝にあり、 百 議決を經 「町としての要件に闘する條例」に定め I餘戶、 こな 次に門 おける本村の發展も確 おきましても兩村の 今後の伸展を期そうとする意圖のもとに村議會に つたのでありまして、 一を誇る馬産地 人口 7 て富川市街を中心として商工業面におきましても著し 別村は同管内の 村民の强い要望もあり、この際 道 一萬六千 に對し町とすることを申 餘人を て あり、 質態について 酉 監實に認 部 その市街形態も整備さ 雑し、 17 ま 位 められる次第で た有數の米産地であるとともに奥地平 Ļ 農 譋 水林産業をも 面 る諸要件を具備して をいたしましたところ、 請するに 町 積 となし 一百百 三十 至つた ありま 住 民の自 豊富なる農林産物の集 れるに至 Ŧ. つて發展 餘方 事 Ø おいて満場一致 粁 で 治意識を あり 兩 b おるも 戶 村 い進展を見 特汇本村 ,數二千 なお、 におきま V まして、 Ō 1 層昂 と認 \$2 4 4 取 九

十五町歩、 上げます。 次に、 虻 關 洞 囯 1郡豊浦 係戶口 爺村より豊浦町へ編入しようとする地域 七戶、 町と同郡洞爺村との境界變更 五十一人であり まし て、 Ø 總べ 件 は 1 T つ が専 そ V 0 7 業農家 ΠÜ 御說 積約 説明 C 74 申 あ 百

所在する學校、 おける住 け ح 0 いよりも Ø 地 においても、 民の日常 域 は現 むしろ從來から小川 郵便局、 め 在所屬の ح 生活 ح K 圓 提案した次第であ 「滿に協議が整い、 洞爺村に 質態に副うよう變 商店等を利用し をもつ おい ~ 7 T は最北東端に 申請 ります。 距で 更 方に があ る隣接豊浦町字 めで 0 0 \lor たもの て强い要望も ありまして、 あ る關係 で あり 大和部落に 上 切: 今後に あり關 村と ま L \emptyset

詳 細 以 上は 0 きま 豫算案その ては 御質問 他についてその概要を申述べた 17 應じて御答辯申 Ŀ げ た S Ø 논 C 存じ あ ります)ます。 が な 13

> 内容よろし しく御審議の L 適 當 なる御 に議決あ 6 んこと を 屻 望 Ś た

L

何

意見案第 號

心政委員 熍 本 松 君

出

從來通り 道産 甜菜糖の 11 繼續實 海 道 施 政 產 府買上 せられた 甜菜糖 6 Ø) 政府買 昭 和二十 上繼 -1 年度に 續 實施 おいても暫定措定として 13 關 る す

由

とが 大なる支障を招來し看過し得ないところである。 り本道甜菜糖業の立場からだけでなく、 伴い、 政 北海道 豫想され、 府においては、 てれは從來の 廉價な 甜菜糖業は、 る輸入组 斯業の經 粗糖 國内糖の保護の一方法として 來る 一
管が危殆に瀕しようとしてい 〇%に對し二〇%としたのみで、 糖を原料 四 月 とする精製自糖とは、 H ょ り質施さ 本道畑作農業全體 九 輸 んとする 入關稅 な。 對抗 引上 て の ح Ø 砂 の程度 經 Ü 棋 を行 營 ح 統 とは獨 上 な 制 の關 解 つ 17 た 重 ح 除

0 あ で、 つて、 しかるに甜菜は ぜら 和二十七年 本年作付の應急的對策とし 蒔付は焦眉の急に迫る今日と Ø 度 6 亿 般農作物と異り、 ある。 Ja いて b って、 甜 菜糖の 丸以 秋期生産の甜菜糖の 蒔 付 政 上 前に 一遷延 府 買 價 上を繼續 を許さな 格 契 入約を要 い質 價 る 1 保護 情 る にあ 作 めた 物 7

相當時日を要するもの

논

推察される。

政

府

に要望中なる

6 别

これが制度化は

現

段

降の

進捗狀態

K

邾

Me

T

は

今後

消するに至ら

事

10

砂糖法の

制定に

より消費税減免等の措置

税引上では輸入糖價格と

道産甜菜糖との

價格差、

一ピク

ル

當

ŋ

上について

地 昭 九條第二 項 Ø

右

方

自

+

规

定

た

ょ

Ò

提

田

-g-

る。

和二十 七 年二 | 月二十三日

北海道

議 會議 蒔 田 余

衆參北經通大農

安 院院道定產

長長事官臣臣臣

各

遜

定 本業 大大

議議海濟商

議議知部大長

工委員長 宫 坂 美雄君提

出

物 連賃 割引 が措置に 關する意

道貨

打切られるに 立運賃の とし、 來藁工 質施 鐵道 品 おい 貨物 主 でと 石 ては、 灰石、 運 の運 賃の 賃割 これ等物資の需給に甚大な影響 特別割引が實施されているが、 木 材 引期限 鮮魚介等 を延長せられたい。 に對 しては本年三月末日 ح を與えるの Ø 特 舠 上迄を期 措置 で 適

理 由

運 物資 O ≡ 賃 は 昭和二十 0 價格に 又は生活 倍に近い運賃 一性施 占 まで特別割引制度がとられて Ŧī. 必 B る運 需 物資の需給 となり運賃負擔が物資により 月 鐵道 賃割合が五〇%以上 貨物 に重大な支障を生ずること 運 賃 Ø 孪 來たの となり、 割 値 である。 甚だ不均 上げに伴 叉藁工品 一倒となっ Ŋ なるの Ø 如き 石灰石の つて ū で 原價 適 重 IF 頭 如

地 本 T を與 然る 方 Ø 道 打 自 Ø 切 前期限 重要生 治 えることは 5 77 法第九十九條第二項 れようとしている。 適 正運賃 七年二月二十 を延長せらるるよ 産物乃至は生 必至である。 の決定を見な ŦĹ El |産資材に急激な價格變動を招來し、 斯く 0 規定により 5 依 いまゝにこの つて 特 さ 別なる は藁工品 ح の際適正運賃が實施さ 意見書とし 措置を講ぜられ 割引は本年三 石灰石、 て提 木 たいの 材 田 月 す 未 甚 れるま る。 鮓 Н 大な影 魚介等 で を あ 以 で 0

海 道 議會 議 蒔 田 氽 吉

> 議案第 號

北衆参經農通大運 海議議 安林 產 藏輸 知議議本大業大大 事長長長臣臣臣臣 官

各

通

赘 成 出 者議 者 議 員 菊 武 宫 若 津 П 地 林 三之助 恂次 治

太郎

作

知 事 0 政 治的 立場 表明に關する警告決議

ざるところである。 を ·治 深 的 知 刻 立. 事 な 蝪 田 る不 Ø 中 妻 敏 文君 安 圓 17 17 害 當 は つて 논 左 派 L は、 \Diamond H 本社 朴 腰床 會災に 疑 模糊 怒 を Ъ たる言辭 連 っつて見ら なる道 を弄 連 ÅΙ 汇 所 るとと L T 屬 眀 L には、 確 な がら を 深憂 欠 Ś さ、 K そ 道 垅 0 久 民 政

重 · T T は 重要なる立場 視 うに 本道 7 知事 本道 一の行 に對 政並び にあり L 强く反省を促す K 防衞上憂慮 て の とき 17 17 あ 拋 ğ た えず b Ø 7 斯 あ 依 0 る。 って 如 き 本 知 事 議 會 0 態。 は 度を以 ح. Ø

惟

の政

治

的

經

齊

的

地

位

は

現

下

Ø

複

雜

な

る國際情勢

K

照

極

め

點

特

K

つて と

議 昭 和二 一十七年二月二十六日 決議を以 つて 警告す

右

本

會

Ø

s る。

北海

道

議

會

議

長

蒔

Ħ

氽

吉

事 Ш 11 敏 文宛

北

海道

知

い議する。

北 海

道 議 會

常 任 委 員

會

〇二月二十二日午前十一時二十五分、

委員長(自)より、

道政クラブの新設に作う議會運營委員の選任まで、

議長室において開

議

冒頭岩

本

質

Ŧi.

日

6

乜

Ħ

恋

で三日

間

と

す

と れ

を 才 蒯

了承。ついで第一 ブザーバーとして、時日議員 回定例會の運營について議事を進め (道政) の出席について了解を求め、

道政クラブ新設に伴う議席の變更指定について諮り三案のうち議長席 明三十三日の本會議の開會時刻は明日の議運できめる。

に向つて右より 勞農黨、

公正クラブ、

社會黨、

農協黨、自由黨、

民主黨、

午後三時二十七

分散。

道政クラブの新設に伴う議會運營委員の更迭について 政クラブの順とする第 一案に決定。 は 酢

會態、 道

る。 クラブと打合せの上、 行政機構 簡 素化 に關する調査繼續については、今會期中、 明日までに決定の上連絡する。 、繼續の 議決を

午後零時 七分休憩、 後 時二十分再開つぎの事項を決定し to

員 意見案を提出する。 (農) 三室委員(自) 演說前に緊急質問を行いたい發言があり、坂東(浩)委員(公)山内委 知事の施政方針演説の 知事の施政演説について諮つたが時田議員、 西田 (正)委員(民)井野委員(社) 笠井委員(農)より強言があり、 前 道産甜菜糖の 政 西村委員.(社) 武田委員(農) 府買上繼續質施に關する まとまらず、 より知事 武田委員

午後三時五分再開

る。

知事の施政方針演説は二十三日とする。 提出議案の説明は、 點は明日の議運まで持越した。 二十五日とする。

Ŧį.

社會

道政とする。 今回の順位は、

日とし、

民主、

2公正、

3 筹農、

のための休會は三月二日まで三月三日再開代表質疑は三日、 4 自由 5農協 で再度お諮りしたいと述べ、 棚川委員 岩本副委員長より昨日決定の議席について公正クラブより異議があるの (農) 山內委員 (勞)より發言があり事務局より昨日の多數態 平野委員 (公 公 坂東委員 **企** 三室委員

午後四時二十五分再開。

十、三月二十二日に本會議を持つ。 九 乜 一、地方公務員法第八條第一項第二號及び第三號に依る道人事委員會の 緊急質問 豫算特 別委員會の質疑 通 般質疑 **指順とす** 峙 るの は十五日 間 制 腿 は ま 後 でとし、 の議運に ŀ お 七日から小委員會を持 M て割営 τ る。

る。 報告及び意見の取扱いについては、 新樂の議事堂附属建物の 使用については、 書類を見てからきめ 現在の 使用計 計 を了承す

憇 諮り① 時間の都合により直ちに本會議を開會することに決し、 午前十一時十五分休憩午後二時四十分再開。 **會議を開催する②** 岩本副委員長(自)昨日保留となつた、 〇二月二十三日午前十一時十分、 會議の順序は、 との件については休慰後各黨とも議員會議を持 **①** 再開議運は午後二時を豫定する。 諸般の報告、 議長室において開 議長挨拶② 緊急質問の取り 時間延長の後 午後二時五十分休 進 Œ め ガに 4: 議員會 休 -) 憇 10 长 7

北海道議会時報第4巻第3号(昭和27年第1回定例道議会)

農)よりそれぞれ發言があつたが決定に至らず、午後三時三十分一旦休憩、 野委員(公)棚川委員 扱い方を如何にするやと諮り、 岩本副委員長より議員會長會議を煩わし一應の線が出たので緊急質問 委員(民) 坂東 (農) 三窒委員(自) 時田議員(道政) 武田委員((浩) 委員(公) 議長より議長會長會議の結果を報告、 森川委員(社)山内委員(勞)平 西田

ح

決め事務局に提出することとし、 た熊内連絡上議席の位置 は結局從來行われていた慣例による原則を確認し、 えるため少數黨より順次左右交互に議席を定める原則につい (黨内枠の個人の位置)については黨内において 午後五時一旦休憇、 な 午後五時三十五分再 お 昨 日意見のあつ 7

政次郎君 岩本副 委員長より 道 政 の補充について報告した。 井野正揮君 (社)の議會運營委員の辭任の了承と 時 田

五時五十五分休憩を宜した。 これを認めることに決し、 その細部については、 **お熊と或る熊の間に変換の話** 緊急質問の 取り扱いについては施政方針演説後に行う事に決定し 本會議後の議連で諮ることとし、 本日の本會議の運營はつぎのとおり決して午後 が成立し他黨に影響のない場合については、 議席について、或 た が、

議長より松本代議士逝去に對する弔 諣 附呈の件報告す *Z*,

行政簡素化調査の繼續決議をする。

意見案第一號上提。 (提案者の趣旨辯明を行う)

政方針演說

二十五日 Ó Ы 程報告。

議席決定。

七 事より二十五 H 付送付 Ø 議案を便宜配 付 ナ

午後七時五十五分再

ることを諮り異議なく午後八時三分散會。 二十五日豫算説明の前に緊急質問を行うということだけで本自 は散會す

休憩。

委員 西田 の議を經て とに決し、 より、 〇二月二十五日午前十前三十分、議長室において開議、 (E 緊急質問の件 よ 緊急質問の取扱いについては、 委員 行うことを再確認 發言があつたが、 を議題として諮り、時日委員 西村委員 (社) 三室委員 本會議の運營についてはつぎのとおりに 結局豫算説明の 從來の慣例どおり通告の上議運 (自) (道政) 前に緊急質問を行うと 武田委員 山内委員 副 委 (旁) 笠井 且 長

> 決して、 本會議は午後一時開議すること。 前 -|-時十分一 旦休憩した。

協力する。 が、 質問(順位は通告を受けた後さらに議運できめる)、①一旦休憩、 制限は行 て報告及び議案を一括議題とし豫算説明を聽く。⑤緊急質問には時間の 議事は①議席の 施政方針に渉ることがあつても、 わない。 變更② 意見案第二號上程 ⑥緊急質問には議題外ということが根本方針ではある 或程度は仕方がないということで (趣旨辯明をする) 再開し 3

午後零時四十五分再開

一、緊急質問の通告を報告したる後、 農協、 申 民主の順に決した。 獲言順位は、 道政クラブ、 正にクラ

二、意見案第二號の宛先に、 H 本國鐵總 裁及 Q. 巡輸審議 Ŷ H 長 钇 TE 誤表 を

つて加えることとする。

議席の變更は指定朗讀を省略す

方につ .(民)山内委員(勞)西村委員(社)より發言があり、 まとめるため一 取扱いについて 踏り、 午後四時三十分再開、 いて發言があり、 旦休憩し午後五時半再開のことに決し、午後四時四 三室委員 山内委員 副委員長より、 (j (勞) より緊急動議の提出及 時田委員 時 \mathbb{H} 議員 (道政) 薬としての意見を 四田 Ø (E) びその扱い でつ 十三分 委員

の各類は結論に至つ まりつぎの事項を決定して午後六時十五分散會。 午後六時 分再 開 こていな た が、 いいので、 社會黨、 本日はその程度に **労農黨は** Ĺ 間 こて明 Ø 必 要は H K な S 7 他

定時勵行とし、 とれに間 午前十時本委員會を開 に合うよう開催する。

明日の本會議の日程は①特別委員 報告第二號及び第四 會設置の動議②議案第

七

四、本日の本會議は午後六時二十分再開する。

ることとし、午前十時二十分休憩。(自)より特別委員會設置動議の扱い方について諮つたが、(社會、勞農を(自)より特別委員會設置動議の扱い方について諮つたが、(社會、勞農をの工月二十六日午前十時十五分、議長室において開議、岩本 副 委員 長

警告決議の提出があつた旨報告、 員長は岩林議員 會議を開くてとをきめ、午後二時二十五分休憩、午後九時五分再開、 (社) 西田委員 つぎのとおり決定した。 後二時二十分再開したが、なおまとまらないので、時間延長の (道政) (民) 笠井委員 より決議案第一號知事の政治的立場表明に關する 山內委員 (農)三室委員 (勞) 時田委員 (自) より發言があつた (道政) 森川委 ため 副 委

一、決議案については明日に持越すこと。

一、直ちに本會議を再開すること。

Eされていると答へ、午後九時十五分散會。 配委員長より慣例として、道政記者クラブ、議員、それに理事者の一部がさらに西田(正)委員(民)より、本委員會の傍聽の範圍について質し1、特別委員會設置の動議撤回は、明日の本會議にて行うこと。

、本會議は午後一時開會する。

取) 、日程は第一、特別委員會設置動議の件(時田議員(道政)の撤回獲言) 、日程は第二、決議案第一號若林議員(道政)の提案趣旨辯明、質疑社會 財政に対し、決議案第一號若林議員(道政)の提案趣旨辯明、質疑社會 は高田議員、特農黨未定の豫定終つて起立による採決を行う。日程第 は高田議員、特農黨未定一名、討論、反對、社會黨西村議員、赞成、自 と記述の一、共議案第一號若林議員(道政)の提案趣旨辯明、質疑社會 は一、日程は第一、特別委員會設置動議の件(時田議員(道政)の撤回獲言)

0

いでさきに決定した會期中

Ó

Н

程にすれ

が生じたの

で、

休會等

Ø

取

扱

後 b 時五分休憩 の小委員會を二日つめ、 結局三月四日ま łC つき 川(正)委員 で休食、 三月二十二日本命議とすることに決し、 五日再開、 (民) 山内委員(勞)三室委員 それに伴い他も二日ずつ繰延べ、 (自) より發言 最

午後零時五十五分再開、議長よりつぎの發言があつた。

1 この種の動議を、議運を通さず強言し、直ちに取りあげることは混倒と思うので、つぎの點相談の上取決めしておいた力がよいと思う。は、會議運營の將來についてもいろいろ考えなければならないことがあるや回の時田議員の特別委員會設置の動議に關連してこの種動議について

2 動議成立の確認は、現在のままでは確認困難の場合があるので何等かを來たすので、必ず議運を通して行うようにしたい。

三室委員(自)西田(正)委員(民)森川委員(社)山内委員(勞)時の方法ではつきりするようにしたい。

とし、 田委員 問について、たまたまとのようなことが問題になつたが、 議なく了承した。 と考えた場合、本委員會に語つていくよう協力を願いたいと了解を求め異 のようなことに一線を畫したことはなかつた。今後お互いに自贈し、 あとは議長において適宜扱つて行くということで了 (道政) よりとれについて夢言があつたが、 なお動議賛成の取扱いについては議長の確認 副委員長より、 議進と 承し によること して、 緊急質 重大 ح

があつた旨を報告了承した。副委員長より、決議案第一號につき提案者より字句の訂正について申出

つぎに決議案に對する質疑、

討論

はつぎのように決した。

反對池戸議員(勞)贊成三浦議員(農)とする。 2 討論者並びにその發言順位は反對、西村議員(社)贊成三室議員(自) 1 質疑者並びにその發言順位は高田議員(社)新川議員(勞)とする。

の後知事の發言を許し一旦休憩することに決して午後一時二十分休憩。とを報告、三室委員(自)よりこれに關し發言があつで、結局決議案採決後知事より所信を述べたい旨の申入れがあるこ

事進行について強言あり、 よりも、西村議員の渡言について、 三室委員(自)より西村議員(社)の褒言内容について、蒔田委員(道政) 決し、ついで西村委員 時三十五 崩 (社)より三室議員 副委員長よりこの問題に限り保留する旨諮りそ 知事の發言についてブリントを要求することに 應答があつたが山内委員 (自)の發言について、 (勞) より議 さらに

事の豫算説明を聽くことに決し、 言があり、 るが、議案について十分検討したいので、三月五日まで休會したい旨の發 ついで西田 異議なくそのことに決し、本日の本會議は午後五時十五分、 (正)委員(民)三室委員 午後五時八分散會。 (自) より先程決定し たてとで 知 あ

のように決した。

務 委

告の上、 の報 さらに委員長より上京中地方行政簡 より先般行政簡素化について道外、 (自) 〇二月四日午前十一時三十分、 告を求め、) 林委員 午後十二時四十分休憩。 糸川委員 (民) 中野委員 (段) 柔野委員 (社) 塚田委員 社會態控室に 素化本部等について調査した事項を報 道内三班に分かれて調査視察した狀況 (自) より道外について、 おいて開 (勢) より道内について、]E 委員(自) 安達委

野委員 餘裕をおいて、つぎの部門につき檢討意見開陳することゝした。 午後一 高田委員 時五十分再開, 塚田委員、 委員長より本問 林委員より意見の 邁 論 開陳があり結局二日 を出 1 つ V て裕 ò の 桑

道行政の 特殊

中央出先機關の關 係

道行政機構改

政 機構の基本方針

廳機構 の簡素化、 各事務局の

行 政 ・廳機構 事. 簡素化能率化 の事務配分

> 各種 委員 諮問 機關 0) ħή 素化

定員の問

否

分散會。 員會に委員長、 七年度豫算編成に當り簡素化の精神を織りこむこと」を知事並びに教育委 (社) かについての發言あり、 つぎに桑野委員より、 高田委員 副委員長から希望を申し入れることに決し、 (社) 林委員 二十七年度 西田委員(自)吉田(定)委員 (民) 安達委員(自)より意見があり「二十 豫算編成に簡素化を折り込んで 午後三時四十 齊藤委員 いるか

及び教育委員會に對して申し入れをしたことについて報告した。 和二十七年度豫算編成に當り、 ついで委員長より行政簡素化に關し本日は意見の表示を希望 〇二月七日午後 時 議長室において開議、 行政簡素化の趣旨を折り 西田委員長 込むこと を、 Ŀ 公聽 þ 知 昭 事.

午後二時四十分散會。 についても、 吉川 (定) 開催について發言、 會開催については明日まで持越すことに、 委員(農) 本日は社 公職會開催については、 塚田委員 (勞) 桑野委員(自) また簡素化に關する意見の開陳 林委員(民) より意見があり公職 高田委員 (社)

素化に闘する公聴會開催の件を議題に供した。 0 委員長より本委員會としても、 二月八日午前十一時四十五分、 本問題について公聴會を開催 議長室にお Vて開 議 委員長、 する 行 こと 政 mi

するかを踏り、 は 地方自治法上多少の疑義があるので、 である。 その回答により公聴會を開き得るものとなつた場合はどう 全員異議なく開催に決した。 東京事務所を通じて自治廳と照

二、一旦休 塚田委員 高田委員 協議會の形式で行政簡素化に關する各委員の意見開陳を求 社 (社) 吉田 太田委員 (民)安達委員 (定)委員(農) (社) より、 (目) 岡田委員 それぞれ卒直な意見の開 桑野委員(自) 中山委

自 的 T 廳 ガ ょ 法 i) を協 公聽 議 曾 開 つぎ 催 ŏ 可 とお 能 Ţ. 'n あ 决 るとの 定 た。 回 答 _. 7)\$ あ 0 た Ø ٠. 開 催 1 0

き

べ

Ė

か。

(3)

現

Ø

た

75

本

廳

H

先機關、

學

校

Ø

八件費

冗

員待

꾎

等

VJ;

適 行

IF.

で 道

あ 行

る 政

か。 17

Ø 「づさわ

西

囯

委員長案に賛成多數にてこれ

1

决

定し

- 辘 會開 催 一月十 Н
- 2 濟界 る。 加人の範圍 企 融界、 は 農林漁業界、 法曹界、 言論界、 公共團 體界、 教育 婦人界, 勞働 界 學界 Ø 小 1-企 一名 掌: 界
- 3 条 作及 び)人選は 明 11 決 定定す

午後五 時十 分散

見 た結果、 委員 ては T Ø 發言これ は 定 る より先日 進めることに決し、 名を選定す おる 間に でする方 例の か否 且. to 疑 を 0二月 ф が、 後一時三十分再開 Ĩ 場所は議事堂議場、 野委員 から 例 意見及質疑應答が行われたが、 办多 取 ħ, 簡 決定 九日午 素化 **(1**) 酉 ΥC あ 法 K + ic よりと 塚田 |對し林 るという ح Œ る によるべきで、 15 る 0 行 でので、 旨を踏 5 さるべ 政 n 委員長より意見もつきたようであ いてきめ した公聴會公述人の (社) 林委員 機構 一委員 前 十 K い公聴會の れ 委員 ついて賛否を問うことを諮つた結果、 K 申出入の 公聴會を開催するにつ 昨 かその 0 Ė (本廳及び出先機 時三十 ii の 力。 てもらい いて疑義を生 (民 時間は、 午前に 桑野委員案に 委員會 告示により ととに から意見があり、 (2) (足) 桑野委員 中から選定せられるようにしてもらいたいと 行 ijI た 胶 桑野委員 午前十時より午後五時ま 續 が豫め、 決 いという申 人選方法 Ø した 民 き、この問題に Ļ 開 結論に至らず午 ĘΙ 室 (自) 塚田 並 賛成者が多 茁 Ø K びに學 たもの で K いての、 公述人を選定するということに お Ħ. 自) 二つの案について賛否 うい 糸川委員 委員より國會及び市 出があるので、 \vee るか これ 7 太田委員 て協 校 から委員會が公述人を選 開 硶 具體的 いた 5 を議題と を含む) つき意見の 化 議し 後一時十分一 **Ø**) (農) λ'n 各界各層 た 大體三つの (社) め で、 間 た H いが、 題につ その 及び委員長と 委員 は 塚田委員 し 17 条件 変換が行 如 て取りあげ 如 決定通 吉 から十 會規 何 ٠JĘ 何 家が いて諮 Ħ. 塚川委 K K H K な (自) 則 (定) 休憩 合理 うい あ 間 Ø) 意 111 h

> 廳公報 5 0 度にすることに決し で 道 告示 新 Ø 北海夕 \vec{J} 法に イムス 0 V 7 10 þ 揭 載 意見 全 道 が 市 あ ШJ 0 村 た K が、 支應 結 を通 局 ラ ジ Ľ. てやつてもら オ 放 6 送及 び 道

認 は公述人に對し質疑が てよいことに申合せることを諮つてその たいと述べ委員長より①②は で 塚田 委員 (勢) より① できるか。 公聽 で きる。 ③公述· 脅に 道 通 ③は委員 人の代理 議 り決定。 會 議 員 會 を認めるかの は O 出 同 席 意 H 來 た場 る 三點を確 合は (2) 委

員

80

で公述 人の 人選に þ 塚内 つぎ Ø とお ij 决 定したの

經 法 金 界 川大 英 守 夫 穂 基 1),

公 醴 原岡 Œ 14 作則

界 界 新 鄓 t

Ηı

小

企

業

界

涫

勝

林 育 漁 業 界 小 高 畑 見 信 16 愛弘

八 日 O 開催の公聴會の 二月十 ぎに出 述人に送付する資 示案文に 日午後二時、 運営に 9 -C 語り 0 議長室に V --決 諮り 定 お Ø 0 V 上 て開 害 Ō 午 占 後 議 お 西 時 . i 决定 旧委員長 會 した。 自)

ょ

ŋ

定し 公述 人中不 坂 伅 鋽 Ó た λ'n Ø 補

井

始

充

1

齊 界 栗 原 览

界 牝 岛 鄰

農

林

漁

界

勝

太郎

4 3 五分以 公表は道廳公報を利用することを決定した。 發言 文付は 内 午前 順序は 公述 九時 人 抽 その他 二十分以 簽 6 決める。 出席券の發行、 內 出 出席中公述する者十 席者の發言申込は午前中に受ける。 休憩等につき決定、 分以 內 質問 なお結果 一人

ぎに今後の委員館の運 営につい て諮り塚田案員 (勞) 糸川委員 (農)

0 とに決し 發言により十六日 7 午後二時五十分散 4 後 時開催、 會 十六日以降は本會議開催まで繼續する

-1-る Ó 二月十六日午前十 (門別村長、 様似村助役) 岐 自由黨控 、陳情を聽取した。 室に おい 7 開 議 頭 町 儬 施 行 に開

ことに決 で、 次に二十七年度豫算の事前説明について、理事者側からの申 0 V そ で公聴會開催の準備に の 目 午後 程につき諮り、二十二日午後及び二十三日午前 時散會。 ついて細部的な打合せ を行 った。 中に聴 Ĺ 113 地東する があ る

より公聴會運営につ 〇二月十八日午前九時三十分、 いて諮りつぎの 議長室に ように 決定した。 おい て開 議 四 田 委員 長 (自

定、 安藤とよ6北勝太郎7岡山成則8高倉新 公述人の發言順は、 界 ょ b の栗 原寛は 1原田與作2松下利男3大塚守 111 席不可 能 Ø 旨 即9宮本義勝10 迪 知 で あり 午 穗 前 4 九時 小畑信愛に決 坂 并基 五十 始 分休 良5

を求めることに決 圍 から 零時二十 腿 反定され 分 Ĺ た形なの Πj. 開 [ii]委員長より 零時 で更に廣く強言を求 五十分再 般出 度休憩。 席者中の Ď る意味では 獲言希望者六名だが 休憇 #1 Ħı L 113

で次の公述人により意見を求 主道勞組 時 協議會事務局長 尃 崩 休憩 中更 に發言希望を求めたが、 めたいと諮 大 槻 ŋ 祐次郎 異議なぐ 別に希 順次これを許 中望者が な Ś

Ø

能率化、

-1}-

1

ビス化の問題、

髙

等學校の

道立.

移管

の問

題

1

ついて桑

(自)より公僕精神について、

執務態勢と民衆との

つな

b

たつい

新聞 組 泚

松小 山林

明武

長 谷部

廣

一知支廳

官公勞組

事務

局

職組

吉 增 田子 德次郎 治

おつぎの公述人より補 書記 足公述 Ø 胄 出 あ b, ح żЬ を許 順次そ

Ø

な

をもとめ午後四時四 +-分閉 會。

O 原田與 二月十九日午後一時、 作 大塚守 穗 岡山 自由黨控室において開 成則、 髙 倉新 息 議 酻 囯

長

(自)

t

b 論を得、 及び教委側の行政簡素化に關する考えを聽く必要があるかどうかにつき諮 ついで理事者側の出席を求めて打合せの結果、 委員長よりこれを諮り全員異議なく理事者側の考え方を聽くことに決した D, 委側と懇談し、二十一日及び二十二日は自由討議を行い本會議 中山委員(民) 公聴會もすみ、 各委員會議案付託前に報告を爲し得るようにしたい旨を告げ午後 安達委員 大體結論を出す段階に來ているが、 (自) 塚田委員(勞)より意見の發表 委員長より明日知事及 て の 蝪 脅中に結 が 细 人び教 海側 たあり

簡素化、 より、 二時二十分散 В Н. 央の決定後 があつた。 體的な考え方を聽きたい旨を述べ、 ても結論を出す段階に達している。 〇二月二十日午前十一 してあるの 膨大複雜化 行政機構並びに事務簡素化に闘する調査 民主化については、 における簡素化との二つに分けて考えなければ ついで酉田委員長より、 でそれぞれ、 についての考え方、 時三十 强い關心を持つてやつていると前 進行していると思うが、 分、 田中 廽 知 簡素化は現段 4 14 事者に對 先機 室に 知事より、 關 扫 の一元化、 しても本間 について Vh 階におけ T 道民のため 開 との際 議 は、 支廳 る簡 Įij 題 ならないこと、 ○理事者側の具個に關する勘告 本委員 H 素化 0) 提 にな 委員 行 ٤ る行政 政區域 會とし (長(自) 說明 ļΊ

對十 缑 田 談 委員 ~ 長 より本委員會 賞 育委員 猞 (必罰の 肵 機關を設ける必要ありやにつきただし、 欲 0 との關係について、 權 Ŋ 題 の結論の出し方について希望があるか、 强 諮問機關は設けない 化 豫算の謫 とつと 7 期 配 質 分、 闸 開 會計年度の 一發本部 旨を答えて、 知事の答辯が 7 1 知事より今後とも V 午後一 あ -Ď, 林 委員 ح 社 時三十: さら Ø 會教育施 間 (民 匹四 題 分 10

從職員 つい て、 力 よりそ たい旨の答辯があつて午後四時散會。 委員 ~ の給 汇 時 だれ答辯 委員よ 長よ 希 74 望があるかとただし、議會の b + 年間退職者數、 權 Ξ. あり、 腿 分 給與原籍、 Ø 議長室 一部を道に ついで西田委員長より結論を出すについ 地方勤務の教員待遇について 一におい 、授業を擔當し 地 に移管するについ 方事務局 て明 意思に副つて出 議 長 ない の出張取扱 敎 育長よ 教員 て、 數 地 h 方事 水るだけ Ŋ 0 ただし、 #1: 考 膱 費 猞 え方 員組 周 Ø て、 約 Ø を 教育長 合の事 改革 努 聽 1 時期 劧 0 取 17 後

委員 (民)桑野委員 り委員 〇二月二十一日午前十一時三十分、 でも 告に 會 との -1b 논 L 間 きであるとの 行政簡素化問題の討議について諮つたが、 て 本間 していくべきだというと に意見の交換があつたが、 中野委員 題の が結論を出 意見 (社) 太田 动 あ すの 第一 b) で とで 委員室に 委員(社) ح は 大方の意見が委員會とし 11 なくこう 汇對 あ るので、 おい با 高田委員 いう 、塚田ヶ 委員 その 意見もあ 長 委員 ように決し (社). 糸川 四 林 0 111 (勞) 委員 てあ たと 委員

畑野 四十分再開、 員 委員 て意見の開陳が (当 自 糸川 三に分類、 委員長よ 太田 委員 委員 行 (農) b わ 各別に審議す 討議の方 (社) 塚 田 委員 [委員 より 法を諮り① ①本廳 ることに は 抻 企畫 野 機 委員 決し 構問 <u>(1</u> 廳 題2 た。 出 林 先す機 先機關 能 委 毠 員 化

> とし午後三時二十五分散 鸰 Ø 安達委員 で えつい 研修④ 第二の 一委員 て意見の強表があり 信賞必罰制 自) 能 0 (自) より①文書決裁の簡素化の方法②適材適所の 率化 題(5) [11] 林 2 委員 民主化、 蒯 の確立⑤給與改善 知 一域の間 (民) 事 定 -1)-П 明二十二日 高田委員 1 O ピ ス化 周 10 (3) <u>つ</u> (社) き具 ⑥執務環境の改善器械器具 機 を議題とし、 は第三の 棉 改 畑野 的 荐 な意見 及 人件費 一委員 び 委員 執 (自) が開 務 を問 長、 ιįι 崩 塚川委員 され 配置替③事務 -野委員(ا-او-1111 題④ ること 整備 配 勞 0

岡田委員 つたが、 十分散會。 よいから 員 3 より①國の 員 長 致を見ているの |教員の定員問題について④土木事業面の人件費の 長、 會の簡素化について意見の開陳が行われ、 〇二月二十二日午前十一時十五分、 1111 中! 事者側の より本日 委員長よりやはり Ш (農))行政 次回 委員 中野委員 (簡素化方針との關連につい これに對する考え方を一 は .(民) 吉田 で、 抽象論 は人件費、 小委員 でなく具體的 (社) 高田委員 個人の (定) へをあげて、 事務費の 委員 意見を出 な意見を出すよう 間 第 (農) 問題につ 應参考として説明 試案を作製してはという意見もあ (社) してもら て②人事の 委員 原則的 加野委員 塚田 'n 室 て自由 K ý 委員 間 にはそれぞれ 13 題 刷 (自) 太田 希望し その 計議 新 について国各種 (清) 7 Ø 開 た。 間 上 を行う 議 林 一で考 , <u>-</u>C 題 見につい 委員 委員 4: 忆 0 西 後零 に意見の えて M 旨 H ۳. を退し Æ 紀 衣 τ

室闖工 比 \lor 明が行われ、 豫算について、 〇二月二十二午後二時十分、 気に て、 ブ 大 つい 1.1 ツ 7 ク建 西 て質疑があり、 售 10 製に つい Ш 電話変換 事務的な説明 築指導所の 委員長 うらい て、 機新 て職員住 公安委員 Ĥ のを求 設工事費につい 職 それぞれ答辯があつて午後五時 質しい J. 第 完建 か、 會の り二十七年 委員室に 負擔金及 ついて各委員 쇪 務部 資 金貨付 ζ 废 長 お び Ô Vη 東京事務所 補 財 金 財 て より 政課長 政 開 助 學生 (規模 議 金 17 會 Ø 0 ょ 昭 との 館 總 Ŋ. 和 度 體 そ = て 像算 内容 弘 1 n ろい ぞれ 報 七 ٤ 年 K 0 7 訛 隻

小電源開 それぞれ答辯 肵 補助率と事業事 K 特別會計につ .]]1. 六れ 比較について、 木現業所廳舍の き二十七年 た場合 在について、 度 ζ, 伐採計 二十 發助 收入減の らて があつ 成につい 七年度職員對比 漁業强化對策費の貸付對象について、 桑野委員 建築計畫につい 務 : 價格差があつた場合の |費について産業振興賃付機械購入費の 導所の利用度について、 題を議題とし 明西 た。 問題につい T -|-時二十 Ш つい (H 二十六年 委員 表の提 で豫算案の て: より道税並 て、 分、 抸 財 政課長 (自) 第一 職員をおいている特 農地改革に誤り 度開 出 とつい より 委員 より 以 豫算上の對策につ 拓土木の機械整備 灌 外 び Ø て安達委員 K 溉 起 昨 室 總務 使 排水事業と軌 K 用料手敷料 十八億圓 お があ 委員 電氣事業の施 内容 會關 別會計 つた場合 (目) いて質 r|ı b <u>=</u> の前 係議案の 10 道 より の昭 0 七年 疑 年 Ø 士. 度との び歳 和二十 て、 事 755 道 行 貴 17 說明 事 あり 有林 が遅 業費 任 度 ӈ 中 士. O Ø 入

大建 〇二月二十六日午前十 設助成について同 校學長より 時四 -|-分、 陳情を聽取した。 第 一委員室にお ្រា τ 開 議 冐 頭 室 闙

工

を聽取午

後二時散會

員 的 會 自 議 匈 |L|全ま 委員長 K より V るに伴 つて審議することを諮り異議なくそのことに決した。 提 出 申 いこれに要する資料の希望なきやについて諮り、 出が より行政機構並びに事務簡素化の調査 あつ 500 なお其體 ٦-桑野 は、 委 議

戍 髙 Ø を 手 委員 ぎに 理 を つ必要 室 7 社 **蘭工大建設助成陳情をとり** H 頭 より意見があつたが、 なきやを諮り桑野委員 申 し入れすることに決し、 結局室蘭工大建設費に 自 あげその 午後一時散會。 中山委員 完成に (民) 20 7 林委員 ことの際に 對 道費助 (民) 何 等 מנל

T 長 9 〇二月二十八 で 午後 の具體的な意見の發表について諮 翰 が多く 時四十五分、 て、 員 原則的な意見については、 より 第一委員室において開 本日 結論をまと 0 たが、 b その 議 ることは まだまとま 西 致 田 困難 を見 委員

> くその 三月三日 で あ ると思 ととに決し までに各委員 かれ るが、 た ح Ø)の休會: 最 一終的 な意見を發表してもらいたいと諮 中 には結論を出 したい と思つて いる り異 議 で な

委員 7 0 長 5 璭 事者の説明 で様似、 一任に決し、 門別村の を聴き、 午後二時二十 ШJ 一時二十五分散會。委員長より現地調本 制 施行及び豊浦 町 香の と洞 爺村 時期 ۲ Ø 境界 0 いて諮 一變更 つた 問 題 が、 K

文教委員會

歌志内、 校移管 とに決し、 の現狀から、 (民) より、 樹について、 0 より、 月 に闘する調査の 四 日 午後四時十分散 道立移管問題の扱い方について飛言があつたが、 報告があり、 總務 機會を見 午後三時四 千歳校につい 委員會の て、 報告を求め、 十五. 高田委員 行政 て の て、 分、 簡素化調査と併 問 林委員 |題について教育委員會と協議會を持 沚 安達委員 會黨控室に **社** 民 西田 (自) 世、 より津別、 お (信)委員 V 道南、 より沼田、 7 開 議、 阿 道東 (自) 寒、 糸 赤平、 結局道 北 Ш 质 地 林 委 尾、 委 夕 顶 員 Ó 0 政員大 張 高 ح

和二十 のて 教委事務局の機構 順學校の設備 付金外の特 費の組み方につ b (民) 塚田委員 委員長、 の方針及び基準について活潑な意見の交換があり、 〇二月十六日午後二時、 につ 七年度豫算編 西田 いて 定財源について、 について、 は早 V (勞) (信) て、 について、 急 成問題を議題とし、 太田 委員 に決 査定の結果削減されたもの 學校防火の問題につい 定 委員 自山黨控室 知事側 特 され に高校道立移管 (社)と教委理事者との間 高田委員 るよう希 との豫算折 ĭC 教育 办 V 社 て開 委員 L て、 何の T 問題 ^對策 中 議 會總務課長より 午 經緯 後五時 教員の 山委員 につい 委員 糸川 について、 K 配置替 (長より ろい 委員長 散 に定員及 (民 ての て、 說明 敎 髙 KC (農) 杯 U 委と 盲 华 校 つ 委 が ろう V 衡 件 H あ 昭 交

民生委員命

〇二月二十二日午後二時、第三委員室において開議、本多委員長(農)

及 保補助 び民 に開 生常長より 報告があつた。 一般上立折 Ø 經 過 10 105 7 報 宗告を 求 ø 新 Ш 委員

回收狀 (勞) 昭 沉 七 ついてい 業資金貸付率引上げについ の定員について遺家族關係の法案につい 質疑があり、 について民生部 それぞれ答辯があつて、 7 長 より 松平委員 說明 自) が あ b より生 午後二時五十 て、 犷 井川 Ш 業資 委 委員 H

農政委員會

折衝する要あ を聴取、 いては委員長 員 十五分休憇、 土地の動態調査費について質疑があり、それぞれ答辯があつて午後零時四 び道農業委員會經費の國費、 ζ, 舊土人保護法による舊土人の土地の買收、農地改革に伴う訴訟 (機)よ は 定狀況について、 のち程 つぎに宮本委員長より、 術狀況について、 Ď, 林 より、 秋 委員 協議したい旨を述べ、 業保護助 肥料價格問題及び家畜導入長期資金融 Ш 土地の交換分合に必要な豫算、 午後 一任の發言があり、 りとの意見もあるかどうするかを諮り派遣委員、 剮 (社) より、特定財源、 豫算 永山試験場支場の畑作試験について平野委員 委員長より、 より報 一時五分再開、 一時、 關係部課長より說明があり、ついで井川委員 長問題 の査定について質疑があり、 岩林委員 心に闘さ 甜菜糖業助長對策 社 畑 道費の比率について、平野委員 ついで供出補正問 する中央折衝の經過につき、 (社)より報告があり、 會黨控軍において開議、 の石れき除去に關する土地改良、 直ちに農地部所管の昭和二十七年度豫算 異 經濟部關係について順次所管課長の說明 議なくそのことに決して、 土地の交換分合について、二瓶委員 市町村農業委員會の國庫補助及 市町村農業委員會の國庫 題及び砂糖法に關する | 資問題等について それぞれ、 委員長は、この問 宮本委員長 報告を求 答辯があつ (公) 二瓶委 (公) より、 午後五 H 一件數 (民) より 農村厚生 程 쑄 中 でつい B 央に 脖 1 Щ 補 ょ 作. 圖 夹 秋

五分散會。

ることに決した。 有畜農家創設事業實施要領による長期融査問題について報告が 山副委員長より、 (農) より、 ついで委員長より 〇二月二十三日 原案の通り決 甜菜糖保護助 甜菜糖の政府買上げ質施について、平野委員 甜菜糖の政府買上繼續質施に關する意見案について諮 本日の 成對策その 胼续 本會議に上程することを、 ħ. 分、 第二委員 他に開 室に し上京委員の報告を求め、 おい て開 議運に申し入れす 議 あった。 (公)ょ 本委員 b 秋 長

任に決 害を持 あ .(民)和 る。、ぶどう糖の物品稅全廢に關する運動展開について諮り、つぎに甜菜糖に闊連して、馬鈴薯耕作者、澱粉業者の育成助 つて上京の際、 し午後零時二十分散會。 平委員 (勞) 兒玉委員 委員を派遣すること、 (自) より意見があり、 その 人員、 業者の育成助 結局甜 日程等は委員長 菜糖の意見 長 井 策及び JII 委

衞生委員會

分散 管の 原委員 精神病患者數につ 犬病豫防豫算保健所支所の本所昇格についての 乳の檢査、 者の家族の接護、 究所の活動に 17 H 對 中委員長 〇二月八日午後零時十分、 會 昭和二十七年度豫算査定の狀況につき、 する監視権限 (自) 昨年度の傳染病豫防費補助金について平野委員 (自) より、 0 \lor t b τ, \bigvee 道立病院廳舎の修繕費について、二瓶委員 て質疑があり 温泉審議會の性格等について、 清掃事業についての調査費の分擔室蘭の性病院、 和平委員 醫藥品 社會態控室に 指導研究工場、 (勞) より、 それぞれ答辯 おい 藥用植物試驗 關係各課 中央の見透 食品衛生監視 て開 か あつて、 井川委員 議 長より説 しについ (公 頭 午後三 (民) **幽科用貴金屬** (農) 徿 食糧榮養研 明 より、 私 二時三十. より、 より牛 て、 總 各 癩恵 取 立狂

商工委員会

0 二月二日 午前 -時二十 分 Ħ 由態控室に お V 開 議 冒 郎 Ė 陳

観光博覧會に對する道費助成 平和博覧會に對 助 成 気について てついて(帯廣 (室崩市 市 助役及び平 商工課長 和 博 事 務 周

道營プロツク工場 設置反對及 び民間工場 に對する機械賃與 融資等に

ついて (北海道ブロツク住宅協會代表)

四、 工業試驗場内に織物加工試験施設設置につ いて (北海道織物加 工 業者

十分一旦休憩。 委員長 ついで最近の 朝日 電力事情とその見透 委員 (農) ДŪ 1. ·榮委員 L について、 (民 より質問 北 電 より があり午後零時四 說明 聽 取、 宮坂

からも補足報告するところがあつた。 **電話増設の問題に對する上京折** 後一時二十分再開、 委員長より、 術の 經 過につき報告があり、 靑 凾 貨物運賃差額、 命令航路設 三室委員 n 定

三時十分散 計畫している案を了解これを押していくことに決し、さらに明後四日委員 答があり結局建築委員會の道營案もあるが、當委員會としては、 負(社)三室委員 .(浩)委員(公)德中委員 げられた旨の報告あり。 委員長 その會議終了後工試、 より電源開 (自) 山内委員 發 について幾春別が採り入れられ ついでプロツク工業振興策について 諮 (自)朝日委員 地下資源調査所等視察について打合せ午後 (勞) よりそれぞれ意見の發表、 (農)四十榮委員 糠 平は第二次 (民 商工部で b 質疑應 森川委 に採 坂 東 b

紃

部は委員長一任に決し、

を聴取した。 〇二月四 Ħ 午前 ---時十八分、 自 由黨控室にお いて 開 議 胃 ÐΪ つぎの 陳

札內變電所管轄 の廣尾 送電 について **廣** 尾町

商工會館設置について (釧路商工會議所會頭

小水力自 メント工場再開促進について.(士別町議會議長) 家用發電 施設工事に對し道費助成について 標 茶町 長

0 道 交易觀光課長から、 大阪市で開催される、 婦人こども大博 壁

> ついて了解 を求 ₩_o Ħ,

より、 よいとの意見により、 察についての概況 (勞) 四 午後零時三十五 德中委員 各黨一名に正副委員長を加えることに決した。 十榮委員 (自) より、 説明 分再開 (民) 武田委員 を求め、 そのことに決し、 委員長より、 この問題は小委員會を設けて 制日委員 (農)と商工部長との間に質疑 北日本七 委員は四十 (農) より メ 祭沙員 流說 株式會社 調査研究した方 朗 (民 Ш の發言に 應答が 別工場 委 あ 員

委員 の後必要があれば特別委員會を設けることに決した。 且 いないので特別委員會を設け電力事情調査を行うことについ ついで三窒委員より、 次に委員長より公益事業委員會で指示している通りの (勞) より意見の開 消費稅 (社) 四十榮委員 の引上げ物品税の徹廢等について本委員會でも 陳あり、 (民) 坂東 砂糖その他道内産業に關係ある 結局電力對策協議會という現 (浩)、委員 (公 長澤委員 火力 生 産 取 いりあげ 一般記 品 機構を活 7 (社) 語り、 の關 が ては (1) 秕 進 内委 森川 引 荊 h

辘 會と適當の機會に合同 **らかと發言があり、** 取の上最後に道 更に昭和二十七年度 内商工事情視察について諮り二月十一日から十 武田委員、 | 豫算の概況につ 委員會を 午後二時五十分散會。 持 商工部長より意見が つてと いて商工部 に決し た 長 Ø あ 說明 b, を求 結局、 \emptyset 農政 H 間とし ح 委員 机 を

引措置について諮り、 長 7 の中央折 〇二月二十二日午後三時二十五分、 **民** ょ **衝委員については委員長一任に決し、** り藁工品、 石灰石、 期間延長方意見案を提出することに決定とれ 水村、 第二委員皇 鮮魚介等に對する鐵道貨物運賃の 午後三時四十分散 K お V て開 議 宮坂 にてつ 會 委員 鯯

勞 働 委

ず勞働 參 のため、 〇二月 部 長 一日午後 より最近 委員長代理として、 の勞働情勢 時 =分、 德中委員 自 汇 0 由 いて 黨控 室にお 説明を聽取、 (自 自 を選任議事を進行した。 いて開 三室委員 Æ 副 (自) 委員長不 J;

坂東 課長より答辯、 産等における講座の講師旅費の負擔、 各地勞働會館の利用狀況について、 勞働祭の趣旨の徹底について、坂東(浩)委員 て勞働部長より各課の豫算について各課長より順次説明 (自) より、知事の産 (浩) より、 方 委員 (公) より、 本年の失業狀況と、失業者の質の調査について、 つづいて昭和二十七年度豫算編成の基本的 る電力側 菜 限 防衞の問題を政策化する場合の所管部につい に關連する賃金支排 各課調査費の一本化について質疑があり、そ 森川委員 日傭勞務者の賃金算定基準について (社) より、勞働祭及び各單 市止 (公) 山内委員 について質 な考 え方に 三室 (勞) よ あ 内 り勢 委員 委員 0 V b 7 政

より勞働部國費豫算折衝の經過について報告、 り勞働部國費豫算折衝の經過について報告、同十一時十五分散會。〇二月二日午前十一時、自由黨控室において開議、四十榮委員長 午後四時二十五分散會。 (民

れぞれ答辯があつて、

b 狀況について説明あり、 位. 勞働者集合所設置の件を議題を供した。 委員長(民)より陳情審査を行う旨を述べ、 を諮り、 0 意見及び質疑應答があり、 〇二月二十六日午前十一時二十五分、 から、 なくそのことに決した。 急速に設置することは困難であるの 三室委員(自) 委員長より本件は道財政の狀況に鑑み優先順 第二委員室において開議、 勞働部長より、 西村委員 **康情第二十三號伊達町** (社) で 宮坂委員 不採擇とすること 同町における失業 (民) よ に日浦 рц 二十榮,

勞働會館使用 ょ より勞政 þ 0 で 昭和二十七年度勞働部關係豫算について、 より未組織 時二分散⁴ 支廳 内に設置されているものについて、 一管について質疑があり、 勞働者の組織化指導費、 炭鑛職業補導所について、 について語 それぞれ答辯があつた。 b 勞働科學研究所 各課長より説明 時期を見てというこ 宮坂委員 三室委員(自) の活用 お (民) **b**,

員

||月||十||日午後| 時四十分第二委員室に おいて開議、 昭和二十七年

Ш

度開拓部 時二十二 ·分散會。 豫算に つ 7 肵 徻 課 長より 崩 を 聽 取 疑 應 答 が あ のて午后四

林 務 委 員

經過報 去る一日林務關係豫算折衝委員として上京した大久保副委員長 よりそれぞれ説明を聽取 〇二月二十九日午后一時三十分第二委員室において開議、 :告があり續いて昭和二十七年度林務部所管豫算について、 質疑應答があつて午後五時十分散會。 開 議に (民) よ 所管課長 先だ

土 木 員 會

ぎの陳情を聽取 〇二月七日午後一時二十 自由燃控室に \$ いて開 議 審議 に先だちつ

ついで公共事業費及び建設機械整備について。 東旭川村役場より東神樂村役場に至る道路昻格について(神樂村長) 鬼鹿村港町苫前町三溪間 道路新設方について (鬼鹿村 長

の議長に 次長より説明があり、 [-] 定地域の具體的 川副議長 (民) 再開後本問題につき池戸委員 業船整備、 1 7 灣課次長より細部的説明あり、 さらに目 宮津委員長より中央折衝の經過につき報告、 ける港灣管理者設置に關する討議記錄、 及び昭和二十六年度港灣政策についてそれぞれ説明があり、 一會を招集す 改正道路 土木現業所の廳舎について質疑があり、 下中央において考えている道路法の改正問題について、 內容、 中 法 牧副委員長 ること に本道に限り特例を設けようとする趣旨及び内容、 委員長よりも上京中の模様に その他資料につき肌會、 化决 (自)よりそれぞれ發言があり、結1(勞)西田(正)委員(民)時田委員 定 新保委員(公) ついで港灣 |課次長より その結果により 北海道港灣管理 ついで・ より、 つき報告し一旦休憩、 土木部次長これ 土木部次長及 結局 一械整備 者及び關係 社 に答辯 在 京中井 び 作 指

全國都道府縣議會議長會參與會

の事項について協議及び報告があり、 〇二月十二日午後一時三十分、東京都議會第二委員室におい 午後五時十分閉會した。 開議、 左

協議事項

全國事務局會長開催について。

議長會事務局職員退職死亡給與金制度について。

醫療給付について。

縣外よりの視祭調査議員團に對する接遇について。

70 議員縣外視察にさいして事務局相互間の申合せ事項周知勵行方につ

自 治法改悪反對運動展開について。 地方制度調査會の構成員に地方議會代表を多數參畫方要望及び地

方

國會議員中地方議會出身者の調査方について。

(九) 機關誌(紙)の發刊について。

議會職員研修會諧議錄刊行費用の分擔金側について。

報告事報

國會の議事運營ひな型集の再配付について。

政府刊行の職員錄について。

緊急全國都道府縣議會議長會

〇二月二十六、七兩日、 東京都において開催、 、本道としては本會議開

中のため欠席したがつぎの事項を協議決定した。

全國市議會議長會の「全國の市に特別市實現方要室決議」についての 水利使用許可權を國に移管せんとする河川法改正案反對について。

本會對策について。

臨時大會開催について。地方自治法改正案について。

特別 市 制問題についての動き

の決議及びこれに對する從來の全國町村譯長會の動向について、 ているが、この問題は、全国的問題として發展する動きが强いので、 は、反對を表明し、現在自由黨でも特別市制調査特別委員會を設け、種々檢討がなされ ジオ、新聞を通じて餞表した。これに對し全国町村長會又は、これ等の市をもつ府縣 側はこの際全國二百六十余の全市に實施方を要望するとの決議を行い、その要旨をラ 出を要請したと仄聞する折柄、今回、全國市議會議長會特別市制調査會では、特別市 く論證されており、最近においては、これ等五大市が、今次國會にその實施法案の提 が質現を要望する五大市(京都、大阪、横濱、神戸、名古屋)と關係府縣の間に激し 地方自治法第二百六十五條による特別市設置問題については、よほど前 つぎに掲載する。 次に市長潘長會

〇全國の市に特別市の實現方を要望する動 ŧ

特別 市 制要望理由 (昭二七、二、二〇全國市議

別市側 た結 とを信 歸 τ. 以來、 b 业 地 民主 方行 我々は、 しめんとする を全國に亘つて實現することが必要欠くべからざるものであるこ 秱 政制 近代的行政原理 その早急な質現を要望する。 地方行 ス検討 とこに真の民主的地方行政を確立するための方途を研究し
 度の 一政制度に逆行し、 加えられている處であるが、 方に き、 である能率の増進と經費の節約とに則つた。 意見が仄聞されるのはまことに遺憾に堪えな ついては、 告年の中央集權的官僚行政制度

に復 シャウプ勸告による批判がたされ 最近國力の强化 に名を 特

地方公共團體 行 政能 は 都市行 飛躍的に充實 に、 を府縣と市という二重 全面的に擔當せしめんとするものである。 されて お b の團體に分割せず、 市域に對する行政事務

じ

れ現行地 るものである。 本旨を完全に樹立し、 れるであろう。 方稅制 にみる 何ら かくて特別市制の 度の欠陥より生じておる市財政の第乏は根本的 も特別市側の質施により、 府 - 縣の指揮監督を必要としていないまでに至 ひいては、 度現は、 民主政治の强化 市民は、 日本國憲法に所謂 府縣税の負擔を免が 國 力の充質 地 方自 に解 に寄興す お 治の 决

全國町村議會議長會の動向

による特別市制質施に對する反對の緊急動機が提出され、 念地方自治擁護大會開催の 全國町 村議會議長會では、 折 客年十一月九日、 兵庫縣町村議會議長會々長から、 中勞委員館におけ 直ちに採擇決議 次の理 和 山 記

到

された。

財政は、 現在、 である。 赤字に慣 平衡交付金の増額運動を行つている通り、 ますます困窮することゝなるから特別市制の實施は絶對 んでいる。 こう言う際に特別市制を布かれ 町村財政は、 たあ かつき ばく大な κţ に 反 MJ

が、 て取り上げるか、 長會々長から左 又本年二月六日開催の全國町村會館における總會の際大阪府町 更に同議長命では近く政務調査委員會に諮り、 の理由 どうか による反對動議がなされ、 を協議することゝなつた。 同その趣旨を了承した ح れを全國 的問 村議 闧 とし 會議

理 由

て賛成できな 殘 施を企闘しているが、 大阪市 「存市町村の存立を危くするものであつて、 が、 周邊市 ШŢ かくの如きは大阪府の一體制を根底から破壞 村を誘い、 合併を强行 地 せんとして、 方自治擁護の 見地 莂 īĦ か 捌 ら断 0) 75

地方財政平衡交付金・特別交付金について

縣並びに大都市分特別交付金交付額の決定について 昭和二十六年度地方財政平衡交付金及び同年度道府

圓追加増額されたので、その總額は一千二百億となり、 額にもとづいで次の通り都道府縣及び市町村への交付額を決定發表した。 昭和二十六年度の地方財政平衡交付金は、去る第十二國會において百億 地財委では、この

11,995,600	108,004,392	16,911,799 108,004,392	91,092,593	120,000,000	中
	32,295,284	10,195,450	22,099,834		市町村分
	75,709,108	6,716,349 75,709,108	68,992,759		都道府縣分
军在别父刊祝	라	今後交付日	究 竟 算 今後校付 合 数 付 题 足 込 額一合	年度無算額	(A)
data metal a di base	签	道	一件 道		1

である。(單位いずれも千圓) なお、 との決定に伴う各都道府縣に對する平衡変付金額は、 次のとおり

	E	副	Ħ	聉	严	霍	浊	-4	酒	雜	虎	終	霝	E	災	Ħ	班	渊	쓔	辫
																				岜
						次				-			-						旗	亞縣
	松	#	=	E	鯳	JI	迚	. 維	ЬН	H	¥	兹	Pari	振	H	班	41	從	造	光
	391,453	530,004	727,924	1.090,414	1,468,584	2,977,068	(14,074,323)	1,061,577	1,155,381		. 918,559	777,948	934,676	459,060	442,889	720,632	504,839	503,829	3,204,460	都 道 基準財政收入額 基準財政需要額
-	1,738,415	1,611,331	1,865,441	2,006,326	4,350,444	3,866,760	(9,290,548)	3,486,944	3,426,988	2,909,311	2,772,640	3,423,688	3,837,603	2,627,044	2,587,275	2,955,642	2,795,221	2,441,338	8,845,584	!_
	1,346,962	1,081,327	1,137,517	915,912	2,881,860	889,692	$(\triangle 4, 783, 775)$	2,425,367	2,271,607	1,953,440	1,854,081	2,645,740	2,902,927	2,167,984	2,144,326	2,235,010	2,290,382	1,937,509	5,641,124	府 縣 莊別交付非準額
	1,305,688	1,048,193	1,102,661	887,846	2,793,553	862,430	1	2,351,048	2,202,000	1,893,582	1,797,268	2,564,669	2,813,975	2,101,552	2,078,619	2,166,524	2,220,199	1,878,139	5,468,267	交 付 額
	536,895	679,830	921,820	1,218,832	2,136,207	4,352,124			1,913,441			1,434,716		893,643	877,730	1,025,705	802,826	741,316	4,095,337	市 - 基準財政收入額
-	995,389	1,008,668	1,368,215	1,403,367		4,653,529	13, 195, 867	2,554,682	2,632,964	1,876,034	1,740,101	2,329,580	1 2,490,075	1,635,902	1,622,984	2,015,444	1,681,097	1,564,120	6,383,728	町 装準財政需要額
-	471,328	356,042	451,533	332,879	1,062,941	641,011	299,886	863,046	727,770	615,850	613,007	902,729	1,029,492	746,390	766,597	990,685	938,991	828,798	2,462,052	村 差61交付某地額
	456,886	345, 132	437,678	322,680	1,030,369	621,368	290,696	836,601	707,409	596,979	594, 222	875,068	997,947	723,518	743,106	960,327	910,219	803,402	2,386,608	分 分 額

-			= :	:
16,911,799 108,004,392	2,593 16,911,	91,092	120,000,000 91,092,593	中中
450 32,295,284	9,834 10,195,450	22,099,834		市町村分
6,716,349 75,709,108		68,992,759		都道府縣分
全に	南 第一今後女心一合 第一足 达 第一合	配交 概件	年度無算額	· 三
付飯	通炎	井	10点が11一一・ナナ	i

2 括弧内法共型財政政人領が共型財政結驳額をこえる團體分であり、外書である。

				サイ 五井ぶれい	ツンを置ってかるない	交付率は0,969,357.73 	小率(全0,969,357.73	ა	舗総	
32,295,284	33,316,167	118,695,838	92,470,690	75,709,008	$78,102,341$ ($\triangle 7,071,397$)	132,360,455 (15,091,115)	54,258,114 (22,762,513)	11	□ >	
1,142,686	1,178,808	2,055,061	876,253	2,486,240	2,564,832	3, 195, 359	630,527	1	完	囲
584,767	603,252	1,311,285	823,532	1,173,239	1,210,326	2,110,207	899,881	鼁		IE)
670,164	691,348	1,525,952	835,648	1,681,944	1,735,112	2,430,550	695,438	<i>5</i> .		y
770,956	795,326	2,114,660	1,342,134	2,104,345	2,170,865	3,085,532	914,667	}.		200
868,145	895,588	2,142,682	1,313,558	1,614,332	1,665,363	2,670,558	1,005,195	奉		XIII
269,485	278,004	1,030,676	776,321	1,184,239	1,221,674	1,709,935	488,261	紅		1/2
509,555	525,663	4,668,943	4,869,832	1,839,271	1,897,412	5,658,216	3,760,804	区		副
528,023	544,715	1,136,182	602, 194	1,331,071	1,373,147	1,864,534	491,387	知		副
757,580	781,527	1,812,797	1,172,773	1,602,512	1,653,169	2,814,424	1,161,255	燕	_	煳
499,644	515,438	1,179,671	689,607	1,166,961	1,203,850	1,844,767	640,917	<u> </u>		母
536, 126	553,074	1,054,119	522,078	1,286,745	1,327,420	1,815,496	488,076			龥
576,279	594,497	2,190,927	1,739,619	., 1,551,281	1,600,318	2,919,692	1,319,374	п		F
1,077,617	1,111,682	2,839,772	1,908.594.	2,031,541	2,095,760	3,690,239	1,594,479	1		量
674,287	695,603	2,129,446	1,507,378	1,870,374	1,929,498	3,030,067	i,100,569	Щ		- FE
542,303	559, 446	1,144,171	587,095	1,542,712	1,591,478	1,935,761	344,283	热		30
355,803	367,050	757,603	390,917	1,087,763	1,122,148	1,369,174	247,026	取	•)
511,369	527,531	1,303,877	840,517	1,253,003	1,292,612	2,045,235	752,623	X E	哭	升
300,268	309,760	929,052	644, 258	1,068,044	1,101,806	1,597,838	496,032	畑	•	정보
936,236	965,830	5,498,419	4,907,661	1,261,943	1,301,834	5,385,302	4,083,468	日		冲
562,310	580,084	7,756,785	8,495,391	1	$(\triangle 2, 287, 623)$	(5,800,567)	(8,688,190)	阪		
724.917	747,833	3,515,205	2,787,876	619,660	639, 248	3,103,565	2,464,317	绺		<u>حت</u> ا.
235,365	952,805	1,021,073	918,941	729,563	752,625	1,671,164	918,539	賀		
544,284	561,490	1,873,194	1,468,159	1,292,628	1,333,489	2,614,227	1,280,738	赿.	•	111
922,847	. 952,018	5,646,811	4,943,937	571,465	589,530	5,340,337	4,750,807	知		槲
897,703	926,080	3,105,847	2,444,785	1,607,956	1,658,785	3,967,286	2,308,501	距		轛
678,160	699,597	2,099,109	1,548,879	1,484,689	1,531,621	2,939,400	1,407,779	亭		泵
978,170	1,009,091	2,600,117	1,740,886	2,729,374	2,815,652	4,003,655	1,183.003	躢	•	加

餘億圓が次の通り都道府縣及び大都市部分として変付されることに決定し 更に特別平衡変付金百十九億九千五百六十萬八千圓については、内六十

III	湖	瓔	棂	πĸ	E	詞	Ħ	Đ	採	쾊	東	#	漼	華	記	浆	計	E	敩		近	丰	#	共
*	•					•			•	徐	ē.												谳	道府
 	知	盟	[]]	埤	料	#	Œ	E	涵	=	깕	揺	H	Ħ	*	拔		炭	田	城	괚	檪	道	塑
114,057	200,084			140,747	98,804	87,489	84,195	87,595	103,170	151,521	1	82,140	81,552	83,909	95,628	93,537	75,684	71,896	71,887	117,841	72,725	69,530	388,316	特别交付金
1	×	無	Jų.	$_{\rm imes}$	int.	洓	芥	副	剅	煳	枊	額	E	遊	¥	Bu-	<u>j</u>	宫	採	冰	⊁	끺	滋	禁
		迅									٠,							歌.			,			道府
=#			忢	\$	K	極	鸿	3	绐	滅)II		ュ		E	蕻	焽	E	垭	正	贸	绺	Ä	潔
8,360,117		334,960	158,534	83,709	131,615	153,171	69,317	223,338	97,002	100,035	118,278	60,352	208,036	158,335	101,030	72,889	95,666	108,853	103,803	48,550	1	219,477	108,434	特别交付金
													•		•		•							

月 三く ラくス オー 気 こく 一三	大	根釧鷹網宗留上 美稚留帶釧旭 と十千て交 憂憶萬は付 ゆ	室國振走谷萠川 市市市市市市 さのと四 残れ減 比 億 餘 ると 較 九 約 ・ 準 _	一四三五八三四 三八八六五一 交 5 7 7 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
15 14 18 15 15 15 15 15 15 15	商	*	贸	223,62
1	i i	+	767	223.62
1	i .	 -	3	27.2 65
1	The state of the s	*	SJG -	223,62
14	冠	K	Did Did	20,02
15 15 15 15 15 15 15 15	3			1
4		Ļ	.	76 77
中で決定され、うち本道市町村分としては、四億九千四百八十次定したが、これを前年度の三億九千萬圓と比較すると約五十九億周村財政はますます苦境に立つものと憂慮される。特別である。 一大定したが、これを前年度の三億九千萬圓と比較すると約一大定したが、これを前年度の三億九千萬圓と比較すると約一大空。 一大で、三九三の。 一大で、三九三の。 一大で、三九三の。 一大で、三九三の。 一大で、三九三の。 一大で、三九三の。 一大で、三九三の。 一大では、四億九千四百八十次。 一大では、四億九千四百八十次。 一大では、四億九千四百八十次。 一大では、三九、五三の。 一大では、四億九千四百八十次。 一大では、三九、五三の。 一方、三二の。 一方、二の。 一方、三の。 一方、二の。 一方、二の。 一方、二の。 一方、二の。 一方、二の。 一方、二の。 一方、二の。 一方、三の。 一方、二の。 一方。 一方、二の。 「一つ。 「一つ。 「一つ。 「一つ。 「一	r. T	— 温	1	66,35
中 記 中 で	八	1	_	00,00
中学 736.3 中学 736.3 中学 736.3 「中学 736.3 「				
中 中 中 平 736,3 中 平 736,3 中 中 平 736,3 中 中 平 736,3 中 中 中 平 736,3 中 中 中 中 中 中 中 中 中		-	:	
大口に ということでは、四位九千四百八十三萬 たお最近の報道によれば、特別平衡交付金銭餘約五十九億圓が市 たお最近の報道によれば、特別平衡交付金銭餘約五十九億圓が市 たっているものの、普通交付金が約十億回の減となつているものの、普通交付金が約十億回の減となつているため たっているものの、普通交付金が約十億回の減となつているため たっているものとおりである。	•		平	736,32
村 記 記 三四、八二二 御路 面 二二、四四二十二萬 三四、八二二 御路 面 二二、四四二十二萬 三四、八二二 御路 市 一九、三五九				
大学定され、うち本道市町村分としては、四億九千四百八十三萬たお最近の報道によれば、特別平衡交付金銭鈴約五十九億圓が市なお最近の報道によれば、特別平衡交付金銭鈴約五十九億圓が市なお最近の報道によれば、特別平衡交付金銭鈴約五十九億圓が市なお最近の報道によれば、特別平衡交付金銭鈴約五十九億圓が市なお最近の報道によれば、特別平衡交付金銭鈴約五十九億圓が市なお最近の報道によれば、特別平衡交付金銭鈴約五十九億圓が市なお最近の報道によれば、特別平衡交付金銭鈴約五十九億圓が市なお最近の報道によれば、特別平衡交付金銭鈴約五十九億圓が市なお最近の報道によれば、特別平衡交付金銭鈴約五十九億圓が市なお最近の報道によれば、特別平衡交付金銭鈴約五十九億圓が市なお最近の報道によれば、特別平衡交付金銭鈴約五十九億圓が市なお最近の報道によれば、特別平衡交付金銭鈴約五十九億圓が市なお最近の表面が設置したが、これを同じないとは、四億九千四百八十三萬大の一十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十				
本書記 (本) 大田田 (大田田) (大田) (大				
大学にとれて、ちち本道市町村分としては、四億九千四百八十三萬たかしたが、これを前年度の三億九千萬圓と比較すると約一億圓をつているものの、普通交付金が約十億圓の減となつているためた。三一三人、三一三人、村 標 市 二〇、二六三 旭川 市 四、八四七夕 張 市 二〇、二六三 旭川 市 四、八四七夕 張 市 二八、一六九 留 萠 市 四、八四七夕 張 市 二八、一六九 留 萠 市 四、八四七夕 張 市 二八、一六九 留 萠 市 四、八四七夕 張 市 二八、一六九 留 萠 市 四、八四七夕 張 市 二八、一六九 留 萠 市 四、八四七月				
大学によれば、特別平衡交付金銭餘約五十九億圓が市大定され、うち本道市町村分としては、四億九千四百八十三萬次つているものの、普通交付金が約十億圓の減となつているため、大学にとが、これを前年度の三億九千萬圓と比較すると約一億回なつているものの、普通交付金が約十億圓の減となつているため、一三八、一二〇、一三〇、一三〇、一三〇、一三〇、一三〇、一三〇、八二二〇 報 走 市 一七、一一一 劉 路 市 四、八四七夕 張 市 一七、一一一 劉 路 市 四、八四七夕 張 市 一七、一一一 劉 路 市 四、八四七夕 張 市 一七、一一一 劉 路 市 一七、三五二次 村 牌 市 三八、二三〇 華 廣 市 四、八四七夕 張 市 一七、一一一 劉 路 市 四、八四七夕 張 市 一七、一一一 劉 路 市 一九、五三九 相 市 一二、九三五九			:	
大学したが、これを前年度の三億九千萬圓と比較すると約一億圓次定したが、これを前年度の三億九千萬圓と比較すると約一億圓次定したが、これを前年度の三億九千萬圓と比較すると約一億圓次定したが、これを前年度の三億九千萬圓と比較すると約一億圓次定したが、これを前年度の三億九千萬圓と比較すると約一億圓次定したが、これを前年度の三億九千萬圓と比較すると約一億圓水定したが、これを前年度の三億九千萬圓と比較すると約一億圓次定したが、これを前年度の三億九千萬圓と比較すると約一億圓水定したが、これと元和明。市 一七、二一二 劉路市 九、五三九州村財政はますます苦境に立つものと憂慮される。特別交付金の内離はつぎのとおりである。 加川市 四、八四七夕 張市 一七、一一 劉路市 九、五三九州村財政はますます苦境に立つものと憂慮される。特別交付金の内離はつぎのとおりである。 一旦、一一一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	かき主つ長笙にして、手引	町とす	遊余勺	意里が打
大のているものの、普通交付金が約十億国の減となつているためたつているものの、普通交付金が約十億国の減となつているためたつているものの、普通交付金が約十億国の減となつているためた。三二三二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	米電近の報道によれ付 年別	維多布	好食彩	低進カゴ
大学したが、これを前年度の三億九千萬圓と比較すると約一億圓次にしたが、これを前年度の三億九千萬圓と比較すると約一億圓水にしたが、これを前年度の三億九千萬圓と比較すると約一億圓の減となつているためたっているものの、普通交付金が約十億圓の減となつているためたっているものの、普通交付金が約十億圓の減となつているためたった。三二三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		:		
大定したが、これを前年度の三億九千萬圓と比較すると約一億圓法定したが、これを前年度の三億九千萬圓と比較すると約一億圓の減となつているためたつているものの、普通交付金が約十億圓の減となつているためたっているものの、普通交付金が約十億圓の減となつているためた。三二三人、三二三人、村村、村市 三八、一六九 留前 市 四、八〇三七月 標 市 一工、一二八、一五六四 館 市 一工、九七八 稚 内 市 四、八〇三七月 標 市 一工、九七五 留前 市 四、八〇三七月 標 店 一工、九七五 留前 市 四、八〇三七月 で、三九三 日 高 一四、八一二 劉路 市 九、三五九十 村 市 二二、九三三 岩見澤市 四、八十三〇 美 唄 市 七、三九二月 一	こできるし、うらを全す了する		なした	ゴノー三萬
大定したが、これを前年度の三億九千萬圓と比較すると約一億圓の減となつているためたっているものの、普通交付金が約十億圓の減となつているためたっているものの、普通交付金が約十億圓の減となつているためたっているものの、普通交付金が約十億圓の減となつているためたっているものの、普通交付金が約十億圓の減となつているためたっているものの、普通交付金が約十億圓の減となっているためたっとをして、三二三位、一一一、一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	こて決定され、 うち本道市町村分	して	健九千	百八十三萬
大定したが、これを前年度の三億九千萬圓と比較すると約一億圓の大定したが、これを前年度の三億九千萬圓と比較すると約一億圓の法となつているためたつているものの、普通交付金が約十億圓の減となつているためた。				
大元したか。これを前年度の三億九千萬區と出転すると終一億區の大元に入っているものの、普通交付金が約十億回の減となつているためたのである。 「一世、三一三一人」、一三八八四四一人。一三八八三二四一人。一三八八三二四四十分。 「一世、三二八八、五二一日」、「一一」、「一三八八四十分。「一一」、「一三一」、「一二」、「一二」、「一二」、「一二」、「一二」、「一二」、「一三八八四一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	ジモノニタイ しょうきゅうき	1		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
本つているものの、普通交付金が約十億回の減となつているためた。 本市…計一〇六、三一三 人市…計一〇六、三一三 人市…計一〇六、三一三 人市…計一〇六、三一三 人市…計一〇六、三一三 人 標 市 一七、一一一 釧路 市 四、八四七 夕 張 市 八、一六九 留 萠 市 四、八四七 夕 張 市 八、一六九 留 萠 市 四、八四七 夕 張 市 八、一六九 留 萠 市 四、八四七 夕 張 市 八、一六九 留 萠 市 四、八四七 夕 張 市 八、一三〇 美 唄 市 七、三五二 を 知 三二、九三三 岩 明 一九、三五九 後 志 三四、五一 留 萠 一九、三五九 後 志 三四、五一 留 萠 一九、三五九 後 志 三四、八一二 劉路	決定したが、これを前年度の三	九千萬	と比較す	と約一億圓
大つているものの、普通交付金が約十億国の減となつているためたのと参りである。 本市…計一〇六、三一三 札幌市 二〇、二六三 旭川市 四、八〇三九 報市 一七、三九三 四 前市 一四、八〇三九 報 走 市 八、一六九 留 前市 四、八〇三 岩見澤市 四、八七八 稚 内 市 四、八〇三 岩見澤市 四、八七八 稚 内 市 四、八〇三 岩見澤市 四、八七八 稚 内 市 四、八〇三 地 見 市 八、一五一 留 前 市 四、八〇三 海 島 三四、九七五 留 前 一九、三五九 後 志 三四、五〇六 第 島 三四、九七五 日 高 一四、八一二 劉路 市 一九、三五九 後 志 三四、五〇六 解 走 三九、五八三日 高 一四、八一二 劉路 市 一九、三五九			į	,
町村財政はますます苦境に立つものと憂慮される。特別変付金が紅土億国の減となっているを町村財政はますます苦境に立つものと憂慮される。特別変付金が紅 標 市 二〇、二六三 旭川 市 四、八四七小 樽 市 五、〇〇一 帶 廣 市 九、五三九小 樽 市 五、〇〇一 帶 廣 市 九、五三九小 樽 市 五、八一六九 留 萠 市 四、八四七夕 張 市 八、一三〇 美 唄 市 九、五三九 被 島 三四、八七八 稚 内 市 四、八四七夕 藤計 三八八、五二一 紹 走 市 六、三九三 接 島 三四、九七五 上 川 四二、四四二				
大口 大口 大口 大口 大口 大口 大口 大口	なつているものの、普通交付金	約十意	の成とな	ているた
内澤はつぎのとおりである。 内澤はつぎのとおりである。 内澤はつぎのとおりである。 内澤はつぎのとおりである。 内澤はつぎのとおりである。 内澤はつぎのとおりである。 内澤はつぎのとおりである。 内澤はつぎのとおりである。 内澤はつぎのとおりである。 内澤はつぎのとおりである。 内澤はつぎのとおりである。 内澤はつぎのとおりである。 内澤はつぎのとおりである。 内澤はつぎのとおりである。 内澤はつぎのとおりである。 一七、三一二 の一年 の一年 の一年 の一年 の一年 の一年 の一年 の一年	たててしるでのの 南頭が作会	糸 作	0 7	してスプ
内にはつぎのとおりである。 人市…計一〇六、三一三 人市…計一〇六、三一三 人市…計一〇六、三一三 小 樽 市 二〇、二六三 旭川 市 四、八四七 外 標 市 一七、一一一 釧路 市 五、六七一 小 樽 市 二〇、二六三 旭川 市 四、八四七 夕 張 市 八、一六九 留 萠 市 四、八四七 夕 張 市 八、一六九 留 萠 市 四、八四七 夕 張 市 八、一六九 留 萠 市 四、八四七 夕 張 市 八、一三〇 美 唄 市 七、三五二 を				
内にはつぎのとおりである。 本市…計一〇六、三一三 旭川市 四、一五六	町付材政はますます苦境に立つ	のと憂	される。	別交付金
本市…計一〇六、三一三	作材具集をもつまってまとこう	0		7 2 1
本市…計一〇六、三一三 旭川市 四、八十二		•		
△市…計一〇六、三二三 本市 二〇、二六三 旭川市 四、	内譯はつぎのとおりであ			
(中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中)				
() (十・) 六・ ニ・			,
中国	・計一〇六。三一			•
腰市 二〇、二六三 旭川市 四、是澤市 四、八十二	•			
中中 1 1 0 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	晃 打 二つ、二			
標市 一七、一一 釧路市 五、 是澤市 四、八七八 雅内市 四、 是澤市 四、八七八 雅内市 四、 是澤市 四、八七八 雅内市 四、 是澤市 四、八七八 雅内市 四、 是澤市 四、九七五 上 川 四二、 上 二、九七五 上 川 四二、 三四、五〇六 網 走 三九、 三九、三二四	杉古二〇二			
標市 一七 一一 金路市 一九、一八、一六九 留前市 四、八七八 稚内市 四、八七八 和内市 四、元七八 五二				
標	館市・一七、一			
提市 工、〇〇一 帶廣市 四、八七八 租 所市 四、八七八 租 所市 四、八七八 租 所市 四、是港市 八、一三〇 美唄市 二二、九七五 上 川 四二、九七五 上 川 四二、九三三 岩 三四、二五一 智 所 一九、三九三二 岩 三四、八二二 智 所 一九、三九二 岩 三八、三二四				
是澤市 四、八七八 稚內市 四、 是澤市 四、九七五 上 川 四二、 由 三二、九三三	ゆ 计 こ、こ			
是澤市 四、八七八 稚内市 四、 泉市 八、一三〇 美唄市 七、 張市 八、一三〇 美唄市 七、 張市 八、一三〇 美唄市 七、 最 三四、九七五 上 川 四二、 市 二二、九七五 上 川 四二、	模计 五 〇			
是澤市 四、八七八 稚內市 四、是澤市 四、八七八 稚內市 四、八七八 新 一 二、九七五 上 川 四二、				
1	見 市 て、一			
展市 四、八七八 稚內市 四、八七八 雅內市 四、八七八 新 三八八、五二一 新 三八八、五二一 别 斯 一九、	見 市 アー			
展市 四、八七八 稚 內市 四、八七八 雅 內市 一八、一三〇 美 唄 市 七、				
10	志睪 打 四、 7			
表 市 八、一三〇 美 唄 市 七、	見漢す 四・ブ			
勝 二 八、一三 〇 美 唄 市 八、一三 〇 美 唄 市 八、一三 〇 美 唄 市 一 八、一三 〇 六 網 走 三 九、三 二 紹 崩 一 九、三 二 紹 崩 一 九、三 二 紹 崩 一 九、三 二 二 、				
勝 三〇、大〇九 根 竜 二〇、 勝 三〇、大〇九 根 竜 二〇、 十二、 九七五 上 川 四二、 九三三 宗 谷 一八、 五二一 劉 勝	脹 市 八、一			
勝 三〇、六〇九 根 室 二〇、一三 勝 三〇、六〇九 根 室 二〇、一三	· ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
	- j		,	
勝 三〇、六〇九 根 室 二〇、一三 海 三〇、六〇九 根 室 二〇、一三 和 三二、九三三 紹 萠 一九、三五	走 市・・ 六、三			
 勝 三〇、ヤ〇九 以 査 二〇、一三 対 三四、九三二 対 三四、九三二 対 三四、九三三 宗 谷 一八、八五 武 三四、九三三 宗 谷 一八、八五 財 萠 一九、三五 財 萠 一九、三五 財 萠 一九、三五 				
勝 三〇、 へつん	· : : : : 十 : 三 / / :			
勝 三 O、 ' O L	願音 三アア			
勝 三 O、 ' O L				
勝 三〇、六〇九 艮 臺 二〇、一三 海 三四、九三二 劉 路 國 二二、四四 府 振 一七、三九 三二、九三三 宗 谷 一八、八五 元 二、二、二	守 二二、h	Ŀ		U U
勝 三 O、 ' O L	多 二 二 寸			2
勝 三〇、六〇九 艮 室 二〇、一三 海 三四、八一二 釧路 國 二二、四四 期 元 三九、五八 五一 二二、九三三 宗 谷 一八、八五 山 三二、九三三 宗 谷 一八、八五 扇 三四、一五一 留 萠 一九、三五				
勝 三〇、	急 三写、一	¥?		= Fi.
勝 三〇、六〇九 艮 毫 二〇、一三高 一四、八一二 釧路 國 二二、四四知 三八、三二四 膽 振 一七、三九志 三四、五〇六 網 走 三九、五八五 山 三二、九三三 宗 谷 一八、八五	<u> </u>	ŧ		Ξ 7
勝 三〇、六〇九 艮 毫 二〇、一三高 一四、八一二 釧路園 二二、四四知 三八、三二四 臍 振 一七、三九志 三四、五〇六 網 走 三九、五八山 三二、九三三 宗 谷 一八、八五				
勝 三〇、六〇九 艮 室 二〇、一三高 一四、八一二 釧路 國 二二、四四 期 張 一七、三九 五〇六 網 走 三九、五八 1 三二 リニニ リニニ ギュー・ ディー・ アデー・ アデー・ ディー・ アデー・ アデー・ アデー・ アデー・ アデー・ アデー・ アデー・ アデ		扵		了 互
勝 三〇、六〇九 艮 휻 二〇、一三高 一四、八一二 釧路園 二二、四四知 三八、三二四 臍 振 一七、三九志 三四、五〇六 網 走 三九、五八	ローニニー カミ	领		j Ŧ
游 三〇、六〇九 艮 毫 二〇、一三高 一四、八一二 釧路國 二二、四四知 三八、三二四 膽 振 一七、三九志 三四、五〇六 網 走 三九、五八				
勝 三〇、六〇九 艮 毫 二〇、一三高 一四、八一二 釧路 國 二二、四四 翔 田 元、三九 知 三九、三九 新 元 三十 五7	(な) 三月(こ)	2]		ī
勝 三〇、六〇九良 室 二〇、一三高 一四、八一二釧路園 二二、四四知 三八、三二四臍 振 一七、三九	志 三四、五C	紹		五八
等 三〇、六〇九 良 毫 二〇、一三高 一四、八一二 釧路國 二二、四四知 三八、三二四 膽 振 一七、三九	元 三 三 〔	Á		: :
等 三〇、六〇九 · 艮 · 毫 · 二〇、一三高 · 一四、八一二 · 劉 路 國 · 二二、四四 · 新 · 一七 · 三升	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	曾		三七
勝 三〇、六〇九 县 휻 二〇、一三高 一四、八一二 釧路 國 二二、四四	矢 三パ 三二	JV.		三ナ
勝言の、さの九界を全につ、一三高の四、八十二の野路、國二二、四四				
一下	害 ーロ、ノー			u u
勝 三つ、六つん 县 墓 二つ、一三	一匹 アー			I I I
勝 三〇、六〇儿 艮 窒 二〇、一三				. !
	等こり、こ	Ę		Ξ
H E E E E E E E E E	勝 三〇、六〇	根		_ =

736,321	=th	ΠŅ	•			
66,355	I	中	88,604	那	J-	Ľζ.
223,620	贸	*	164,161	闳	÷	描
193,575	兽	沖	1	知		無
特别沒付金	 	大幣	特別交附金	급	路	大



公安條例の違憲問題について

成行が注目されている。

況を紹介したものである。
- この資料はこの問題の政治的重要性にかんがみ、本問題をめぐる京都市の事例と現会安規正法の立法化が、一時傳えられたが、その後の消息については現在詳でない。- なお、政府でも治安立法の一環として、地方自治體の公安條例に代るべき統一的な

3 2

東京都の公安條例(全文)......

卖

内容目

次

―事件の概要―訴訟經過の概要―判決文寫―附京都市公安條例寫―――、京都市公安條例籤動事件の經過と同條例に對する京都地裁の判決…………望

選察民の直接請求による東京都公安條例の廢止請求書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

すっちぎ 彫也伐り 川や 京都市公安條例發動事件の經過と同條例に

對する京都地裁の判決

京都市圓山公園における自由等務者、學生等よりなる集團示威運動(註)との資料は地方自治廳の照會に對し京都市長より回答した女書の全文である。

事 件 10 0 \lor 7

二百 者 Τij 威 \mathcal{E} 华 ょ ク 百 際に Ø 局 ラ 運 名 K 昭 ĮЩ ٦-坤 が A な 動 Ę 和 警官 條 起 ح を 自 0 'nζ 二十 阘 昭 17 常 \$1 組 由 10 天 0 の公務 該 17 4 勞働者並 -j-にもかか 和二十五年京都市條例第六十二號 會が公共 五年十二月 投石 睿 常 對 る 條例) する罪を犯したとい は 氣勢をあげ 警告 Ø Ĺ 執 わらず、 その制止を排し、 CK 0) 警官の を酸 に學 安寧を保持する上に直 行 (所謂公安條 九 を妨害 Π 生等 -菹 **着帽を摑み、** 開催 無許可集團示 都 その行動 Ĺ が 市 あ · う 理 こるもの 例 又は傷害を興 Щ Ш 側 及 Į. を制 K び同 由によって 止の職務に從事 Ü 威運 として より、 叉は弊官を毆 Ш ıĿ. 公園附近 接危險を及ぼ (集會、 公園 助 しようとし 久 公安委員會に ح M K 京都地 H n おけ たに参 集團 刑法 7 17 たの 打する等 し 集合し、 ス 2方裁判 第九 そい たととこ 加すべ 全官公 行 , -j-戯が で 進 -|-70 怎 及 京都 ろ、 相共 *7*i. Ø ζ 所 泵 V び あ ΞĒ 餱 **力**j 褓 間 T 集 る に 催 集合 起訴 法 īlī 市 K E 不 團 В 0 第下 弊 绛 許 ス 败 示 詖 0)

訴訟 經 過 榧

せられ

たも

Ø

で

あ

た 省四 1.1 ح Н Ø 事 10 回 起 ĮЩ #: M 名 1 訴 b 也 お VŦ 5 家 'n 7 #L 7 庭裁判所 全員 た。 譥 察當 こそれ 身 柄 送 局 ぞれ釋放された。 につ 致 IC 檢 K なつ 界された者・ いては、十二月十二日、 た者五名、 六十 残りの 七 名 - | -内起訴稿豫となつ 二十一世 八名が十二月二

第 回 公判 地 Ŧj 崩 裁 以 肵 來 17 起訴 Ŀ せられ ļitī K. た ~ 一十八名に對し本年 審理 が續けら れてきた。 (二十六年) 二二月 H

水 礼 1 て 廷 ح 狂 以 Ø 爭 K 來 間 たつ 展開 判 Ø 匂: 決 混 圓 がな た 亂 Ŧī. 事 1)3 -1-名乃至 態 ż 時裁判官席を占 ح بار れ も生じた た。 5 Ó 辯護人として 百 名に が 辯護人及 十月二十六日二名を除く各被告に 據して開 及 小ぶ學生、 V. 被告人等 野瀨克己 延 不 Ħ 能とい 屜 Vit 靲 (同 働者等が 京都市公安條例 5京都地 志社大講師) 押 裁 95 け は 外二名 それ 活 Ľ *(.*). 潑 75 杢 な

和二十五年十

月二十

一日京都市條例第六

7-

一號

集

Ŷ

集

则

行

進

爲 本 た 權 な 1 躙 いい 分 た 主張した。 は不當であ Ø 條例 る で から本件被告人等の 無 効 でり あ Ď, 從 0 7. 行為 京都市公安委員 は 公務執行 會 奶

二名を含む五名を除く十 H な 畑 注目 十一月· 氏 が京都市公安條 寸. べきことは、 六日無罪二名を除く十六名に對し檢事控訴がなされ又 三名の者は十一月八日原判決を不服として 證人として法廷にた 例は違憲である旨證言 0 た同 したことであ 忠社 大 學 法 (阪高 無 博

쒜 決 文寫 等裁判所に控訴し

第十 ける基本的 主催 爲 例 は で無効であり 被告人及び辯護 越年 餱 公務執行妨害罪を構成 第九十七條)立法によつても妄りに制限されないもの人權が侵すことのできない永久の權利として規定せら 總蹶起大會を禁止 後つ 人等は京都 て京都市公安委員會が右條例に基 した處分は不當であるから本件 市公安條例は基本的 しない旨主張するに、 人權 案するに新 空全官 蹦 告人 公京都 た遺憲 で 下に あ (憲法 る事 地 Ø お 協

は今更多言を要しな 机 は 爲 動 條 制 共 な 對 が制 を得 は Ø 限 Ø 無 尢 せられ 制限 4 4 保 4 稲 も憲法第十二條 限 現 る 훼: な を常 い場 で ではなく常 るけ、 は あ 自 如 る 特に に優先 點 き 合 由 ところの言論 は許 れども公共編 10 においてこれに必要な最少限度に 惧 ح つであ されな に公共 的 11 N. Яl を切さなければなち 第十三 がみ假令公共 が充分な保障 な ものと考え、 いもの Ø る Ш 福祉 條 版 祉 は思 の見地 Ø 规 集會等表現 といわなければなら によっ 想 定 から 祉の 右限度を超 の じて 自由 趣 で訓整さ 見地よ 基本的 な 旨から と共 到底民 Ħ b 10 ıŀ. 人權 見 由 えて廣汎に基本的 する場合で まるべきで 民 な 7 行 主 な を制 悲 主々義質 山國家と 進 11 水 関 及 ば 的 び 憲法第二十一 な あつ あつ 集 75 5 現 福 團 は真に日 な 논 八権を 示威 てもと 基 て、 雏 Ø に整を 成 \$ 4, 77 澠

集と 集尤のい動安少及 象 念的行認中色、め 餱 い険 ろ 自 錮 罰 き 5 公 + 75 色彩ない。體育、 たる 介會及 道路 めら 特 安 を. 餱 ぼ ح 叉 12 t]ı な る 由 10 公共 委員 とき 行 闹 옉 取 定 Ł Ø kt. お は IC お 進 縮 0 舱 な から 腿 Ŧī. つ き び - † そ 含 \$L 示 豇 る場 何 例 表 1 **(7)** 加 卓 お 邎 界 萬 7 無 集 ぐ 0) ま く Ø 會 7 ħψ. て公共の 占 許 蝈 他 安 は 法 を 鰏 机脏 Ø 叉 運 1st 集會、 (解秩序) へは場 店 許 上許 公共の HH 領 邈 以 3 ΤιΓ 行 な (iii) 抜 合 許 道 昕 般的制 いる 게. 可 ŧП F 脱す で は 715 圍 自 ic F 進 逋 路 11 主催者、 ,を受 -j-な 置 10 Ż ح 所 示 113 O) . 念 そ 1 間金 れを行う Ź, 鶍 場 $\frac{111}{20i}$ 上寧ろ を維 5 *7*5 認 ା成. き お 11 \emptyset Ø Ø -3-行 物所(同條例がのと見るもの) U公安 限 るとして 所の 所 不當 通 H 他 ح 85 泚 33 朋 V٦ 不 0 -10 る ä 녿 限 5 ٦, 常 かい 動 カ、 10 法 K łζ 持 15. 0 伝集會等 表現の 委員 指導者又 公共の -龙 th 0 T 近 處 該 þ 例 10 K は \searrow Ó W らよ 占 ځ 冠 を問 原 TI 側 取 國 で 恣 る -4 かい 営するも n 公安 んを問 婚 1, × 以 벴 施 限 緇 示 領 ない。 Ŀ ば きもの 桶 が 自 1-奶 威 政 皷 を未然に 10 な わ 合 L 胨 \vee T. 行規 Ł 公 委 Ē 缒 許 運 策 許 11 相 由として 睻 5 市 所 0 T 言う 非 動 īij 煽 雷 集 -C 外 昌 官 10 JŁ. わの 接 九 7 な、汎に として ∭ 危 3 网 は 0 反 0) 動 ず 1-で 集 \lor 會 る 市 學險 分する 對象は 防止 著を 宗威 不會若 ح 安 4 規 は あ 慣 る 重 ح とに るよ 放を及 生 11 ni 點 Ĺ 集 定 切 定 不 Ø 例 但 安 n 許 0 な たさるべ 机 を 秩 と を て P 行 -3- \lor * Ø し 特 行 K 遲 しく 餱 H 爲に 公共 な ۳ 序 る 集 T う 進 ょ 煙 動 許 谱 ح 3 4 定 Ħ 例 又は 次の \$ た 以 湿 な 可 仓 龤 (第五 團 V る 徙 さ を ع は きで 團 る な ح 酸 Ø Ø -F 反 示 數 华生 行 そ な 行 集 が 集團 殊例 行 安 0 行 威 各 n な あ 展 10 事」と規 Ø V 13 團 懲役若 あ 争 運 假 修 爲 NE Ø H 淮 運 خ َ 5 を 行 ż 福 IC 11 斋 理 10 動 15 出 논 進 th る 1/2 ば ح 示 17 殿机 J. T 施: 許 し 對 充 け 入 Ø 威. 遠 Ø 該 寸 見 由 を ば 許 圑 京 10 वि 'n し 場 運 眀 10 き す が L 取 る 定 足 猎 る 行 る K L な 得るとののという。 च 直 は 5 示 あ 制 7 締 B -j-な 3 脋 10 忐 小威運 5 る最 を採 國民 威 VI. の切 Ó Ή[接 集 Ė 1 は 邼 5 Ti 7), き る な 包 禁 刑對の 旅 ょ 7. のな 危會 公 6 K は

 $^{\circ}$

會 集'の 紮 掌 ζ. た 澎 L. K. 權 象 規 であた側に 會等 よう は 餱 法 特 713 1)> 警察 プラ 媗 σ K 不 牡 IC 匮 を行 の各規定は第 成前 す^ 定 安 が職員又はな カ 7 め 文 定 礼 ら 権 る行 1 限 Z ł۲. 0) 75 į, F し或 お と か る とろによ 爲 利 V Ø 8 な んによつて本條例のはその他の市の職員 を禁止 とな は否定するも を τ 知園 113 る 版 未 7 机 が 作に 物 然 な 廣 る eV. る集 IC Ø 7)s 5 ζ 民 條 市そ 君 5 な i) 時 の職員に興えるも の他の文書、 しくは制限 例 で 危 險可 は あ の違憲性が拂 ようとするも 占 る。 K 能 公安 領 くし又は集會、 集團行 政 な 性 目 ST FS 策 お同 保 O 由 に違 範 抣 人は集會政治運動電行進又は集團三 進を行 諶 條 圍 のと解 を検閉 ŏ で 一反す 名行 拭 例 が せら い文第六條 ば 擴 败 ら等 大 あ る そ F 治運動 -j-0 ·行 #1 糬 0 也 it 關 与してはならない ・権限を/ て、 爲又 淵 0 た)國民 示威運 用 んは社 を監 ъ にお を 的 を公安委員 4 いて 動 權 黺 會 1t: 以 利 П 不 寸 7° 5 る爲 本國 若 外 紅 安 難 10

ぐる 行 式·告 猪 `るも 害罪 な を $\langle \mathcal{O} \rangle$ 職 そ る を 員 b 以 爲 を構 般 Ø 龙 ŀ. 般 適 で が W 0 σ 執 剕 4 行 成 あ 型. 刊打 は な 令 行 制 示 權 る th る職 行 權 後 定 な な 限 な 10 爲 髙 限 公 團 該 ょ K 10 と称 裁 布 駋 ż K お 示 9 431 凮 倝 項 þ 礼 T 반 る事 所 J" T 行 K ح 논 ば 京 得 0 同 10 動 行 對 11. 都 る it ざる 剕 適 條 爲 -j-K IJ 斷 8 お 市 に開 と認 決 唐 翃 闹 \lor る 對 2 公 L 10 か な /順: 餱 τ L T T 友 められ 市判 直 至. あ る 7 は 餱 の解釋 る **?**. 職 示 法 な 例 0 行又は 10 ~ 務 鯯 規 H 令 5 10 は 違憲 から る以 遄. 行 决 定 な 4 秋 適 爲 がき ぉ 7-夫巡 た 以 髙 從違 被 Ø 公務 告人等 見 後 (A) 迫 7 餱 iC る tc T 亦 衣 定 例 解 行 お ٤. る 加 軓 K き M. け 散 爲 が 行 兌 る L τ 妨 る $_{j}$ 行 ば る で 世 논 Ŀ 7 P 亢 被 行 無 爲 め T が 劾 爄 命 0 游 公 13. な 公務 行 7 據 13 成 b K 成立 從 弘 爲 しそ 執 Ł: な Z か被が公 員 行 Ø が防 す ďΣ

示職務執行に當り のと云わなけ 'n. 判示暴行を ばなら ない。 加えた 行為は常然公務執行 害罪

四 京都市の構成するもの 京都市公安條例寫

行 進及び集団 示威運 動に開 j П る條例次のよう K 改 Ϊœ す る。

和二十 五年十一月二十一

京都 市 Ł 髙 Ш 淺 \equiv

京都市 條例第六十二

この條例を制定する。 の行使が特定の 受けず、 日本國憲法第十二條の定 あるいは否定するもの ろによる集會をなし、 為を未然に防止しようとするの Ø 條例は、 集命、 且. 集團行 要件を附 政治的主權の原則が脅威を受けることのないために 占 領政策に違反する行爲 進及び 又は行進を行う等の國民的權利をいたずらに制限し ではない。 めるところにより、 集團 ること であつて、 示 但し、 が必要であり、 威 運動 との権利を享受するに際しては、 叉は もち論日本國憲法の定めるとこ 捌 すべての國民の權利が侵害を - J-**社會不** Z この趣旨に基き、 安をじよう成 てこに は、 · る行 そ

うな公共の安寧秩序を維持する上に直接危險を及ぼさないことの 安委員會の に認められる場合は、 叉は場所の 道路その他公共 許可 を受けなければ いかんを問 の場 この限りでない。 ゎ 所 ず集團示威運動を行 6 ならない。 集 會若しくは 但し、 集團 次の各號に該當するよ 行 おうとするときは、 進を行 おうとすると 一明らか 公

學生、 生徒その他の遠足、 修學旅行、 體育、 競技

通常の冠婚 貏 祭等慣例に よる行事

ない。

膊 者 (以下主催者というら)から集會、 七十二時 條の規定による許可 間前までに次の 中請 事項を記載し は 集闘行進又は 主催者)た許可 ~C. ある個人 巾 集團示威運動を行う 清清 叉 通 は を開 催 0 地 代

> を管轄する警察署 主催者の 住 を經 氏名、 H して、 提出 電話番 しなけ ħ ばなら な

絡責任者の住所、 集會、 前號の主催者が京都市以外に居住する 集團行進叉は集團示威運動 氏名、 华合、 Ø H ときは、 京都市内に Jo. H

集會、 参加豫定團體名及びその代表者の 集闘行進叉は集團 示威運動の 住 所 淮 路 氏名、 所及

年令

び

ž

Ø)

赂

參加豫定人員

乜 集會、 集団行進又は集團 示威 運 動の 14 的及 び名

第三條 ぼすと明らかに認められる場合の外はこれ 行進叉は集團 次の各條 公安委員會は、 宗威 に開し 運動の質施が公共の安寧を保持する上 |必要な條件をつけることが 前條の規 定 たによ る。中 を許可しなけれ 請があつたときは、集 できる。 元直 は ならな 接危險を及 `\

じゆう器、 官公廳の事務の妨害防止に關すること きよう器その 他の危險物携帶 Ø 制 限 华 危

ح 交通秩: 논 店維. 持 に開 -j-るこ

集會、 集團行 進又は集隅示威運動 の秩 序保持に關 すること

夜間の 静ひつ保持に闘すると

路、 公共の秩序又は公共の衞生を保持するためやむ 場所又は日時の變更に闘すること を得な Vo 場 合 Ø 淮

時の二十四時 公安委員 特別の事由 一會は、 前 までに、 のない限り集會、 前項の許可をしたときは、 主催者又は連絡責任者に交付しなけれ 集團行進又は集團示威運動 申請書 通 10 そ がを行う日 ば 旨 はなら を 記

緊急の必要があると明らかに認められるに 消 公安委員 し又は條件を變更することができる。 剻 の規定にか かわらず公安の 至つたときは、 安寧を保持するため その 許 可 取

3

害

防

止.

褟

す

る

 \mathcal{O} みや かに市議會に により許可を取り消 報告しなけ ηį したときは、 ればならない。 により 不許 その旨を詳 Ϊij の處分を 細な理由をつけ したとき又は前 て IJ

できる。 「できる。 できる。 を関行進文は集圏示威運動の参加者に對して、公共して行われた集會、集圏行進文は集圏示威運動の参加者に對して、公共して行われた集會、集圏行進文は集圏示威運動の参加者に對して、公共の秩第一項但書の規定による記載事

第六條 第五條 関する權限を公安委員會、 威 n た 項 È. を一年 集會、 但し書 確者、 動 動を監督し若しくはプラカード、 以外 ۲ 第二條の規定による許可 の規定 以 集團行進又は集團 及び第一 の條例の各規定は、 に集會等を行う權利を禁止し若しくは制限 下の懲役若しくは禁錮又は五萬圓以 による條件又は同條第三項 條の規定、 警察職員又はその他の 示威運動の 第 第二條の規定による記 市請書に虚偽の事實を記載して提出 一條に定めた集會、 主催 H 版物 香 に基く處 その他の文書で F 指導者又は煽動者は、 市の職員に興えるもの の罰金に處 記載事項、 集團行進又は集團 分に違 ۲ 又は集 反 でするの 第三條第一 L 勘者は、これて行われ 圖畫 會 を檢 した 政 示

第七條 動中 釋し 條例の各規定は、 における政治集事者 てはならない。 公務員の しく rt 演説の 選舉に關する法律に矛盾 事 前の 届 H を必要ならしめ 叉は

と解釋

T

は

たらな

S

60。光八條「この條例の施行について必要な事項は、別に公安委員 會 が 定

Ж.

附則

との條例は、公布の日から施行する。

米會、集團行進及び集團示威運動に關す

條例施行規則

(昭和二十五年十一月二十一日

るc

集會、集團行進及び集團示威運動に關する條例施行規則に進及集團示威運動に關する條例施行規則を次のように、改正す

(條例の解釋摘要)

第一條 共の場所」に該當す 行進及び集團示威運 不特定、多數人 るも |動に闘する條例 Ø Ō 自 とする。 由 K 出入し得るところは、 (以下條例という) 第一條中の + べ 7 集 會 集團 一公

第二條 便宜を考え申請眥を受理するよう取扱うものとする。 緊急やむを得ないと認められる事由 條例第二條第 項申 「七十二時 Ø 間前 ある場合は、 Ø 許 ΉJ で Ħ きる限 黼 γt 原則 の申請者の であつて 0

ない。 第三條 集會の許可申請には、條例第二條第一項第四號の「略圖」は要し

第四條 威運動を不許可とし、 (許可申請の取扱) 例第三條 第四 或 項 は許可 Ø 報告をするの Ó 取消處分を行つ は 集 會 た次の 集 圍 īfī 行 議會 進 文は で あ 集 る 團

第五條 は 請書の條例第二條の要件を備えているかどうか又は著しく不合理 署長は許可申請書を受理したときは、 かどうかを確めてから、 訂正 集會、 を勸告 した上、 集闘行進又は集闘示威運動を開 警察本部を經て公安委員 要件を備えないもの及び著るしく不合理なも すみやかにその が始する 會に に送付し 地 Ħ1 域 請計 を管 な が除 け 帖 n 前例の申 3 ば C な な

第六條 るものとする。 を決定し申請書の一通にその旨、 公安委員 **警察本部** 會は、 許可申請書を受理 **竹轄警察署を經て主催者又は連絡責任** 條件をみつけたときは たときは、 -1-Ŋ de. こその條 に 許 可

主催者又は連絡責任者は、警察署において署名捺印(×は掛印)の上集團示威運動の概要並びに處理の經過を明かにしなければならない。行進及び集團示威運動許可申請書處理簿を備付け、集會、集團行進又は第七條 公安委員會、警察本部、警察署には別に定める樣式の集會、集團

附「則」との規則は、公布の日から施行する。處理簿様式は省略する。許可、不許可の書類を受領するものとする。

慶止請求書の提出 選擧民の直接請求による東京都公安條例の

事に提出されるまでには次のような經過を取つたものである。總數の五十分の一以上の署名によつてなされたものであり、これが適法知との請求は地方自治法第七十四條(直接請求)にもとずいて選擧有權者

記

有權者總數

三、九二四、三七三名

(右の五十分の一、七八、四八五)

一一九、二四九名

署名者總數

有

劾

九二、二二〇

二七、〇三九

都知事宛請求書提出	北區の署名簿返付をもつて返付終了	署名簿從覽終了	市區町村選舉管理委員會署名簿證明終了	署名第市區町村選舉管理委員會提出	署名運動期間	署名運動開始	事
"一月二十日	昭和二十七年 一月十日	"十二月十七日	" 十二月十日	" 十一月二十日	十一月十日	昭和二十六年九月十一日	年月日

東京都條例廢止請求背

、デニュニー、集団行進及び景圏示威運動に開する條例廢止請求の要旨

昭和二十五年七月三日一、請求の要旨

進及び集團示威運動に關する條例はこれを廢止する。

附

東京都昭和二十五年第四

74

會

集

團

行

(1) を保障する」と思想、 報告の言論自由と真理を檢討し、 社及び言論、 稱に從う) 集會、 集関行進及び集團示威運動に闘する條例 は 出版その 憲法第二十條 他 信念の眞理を語り、 一切の表現の自由は、 「信教の自由は、 **真質をきくために、** 憲法第二十一條「 これを保障する」 眞實 何人に對しても、 (以 あつまる集會の 下公安條例 集會、 てれ Ø 通

由を人類普遍の原理として保障した憲法に違反している。

員に、 や公安條例の存在は、 屋内の政治、 Ø 集関運動を取締るために必要だという口質で判定しながら、 公安條例は、 集會申請許容の權限を與え、 娛樂集會の凡てに適用して、 公共の福祉と治安維持のために、 言縮、 集會彈壓兇器と化している。 且つは獨斷認定を恣ままにさせ今 官僚獨善、 團體行進、 反動擁護の公務 團 屋外、 置體示威

する。 ることは不可能であり、絶對にその存在を許すべからざるものと確信。 公安條例の存在は、その解釋やその運營によつて、これを正常化す

二、請求代表

辯護士 海野 普

黒田 壽男

髙一

辰治

籍護士 長野

國助

僴

出 赞 新 斯島 馬島

團體役員 和川 飯明

三 公安條例に關する識者の意見

(「公安條例に關する參考資料」より抄錄(東京都議會局法制部編

イ 憲法の保障する國民の自由権について

○美濃部達吉博士は

すること 5 第十二條 が 條件にその が絶對に して しうるとされ 第十三條の での自 る限 から 無 度 山 あ K ŗ 餇 闫 で お 公共 つつても i) ---がける あ お 胚 H 7 なも b を \lor 般 保障し たのに Ø ~ 集 は、 福祉の 直ちに違憲であるとは思われない」として、 的に制限禁止するところであつて、 0) 會 で to . 反し、 あるとは解されない。 がつて法律をもつてすれ 辦 法律の定めるところにより、 ている。しかしそれがために、 ための利用責任を限界として立法可 舭 及 新憲法にお び 出 いては 版 そ 基本的· 0 何等 ば 他 Ø) との自由權を制限 人権の Ď \lor 自 その観用 制限も かた とれ 由 は (観用 らの る側限も 能 なく、 法 特に憲 ij. 目 で 律 認め 憲法 ある 山權 0 館 な

〇地方自治廳行政課長、長野士郎氏は(中立意見)

ないと考えるの 第二十九條である 規制 轉及 規制し
うるのは
國の法律であり、 憲法に基く國家機構に對し、 憲法第二二、第二九 はで び職業選擇の自 きるもの したがつて地方團體にとつて問題となることは、居住、は國の法律であり、地方團體の條例の關與すべき事務で かる と解 ح 由權の憲法第二十二條と、 條の自由權及び財產權以外の基本 される」と述べている。 の兩者については法令に 破壊的作用をいとなむが如き行動に對し 違反しない限り、 財産権を規定する憲法 的 人權 K 0 必要 \lor 7

助方自治廳次長、鈴木俊一氏は(積極的意見)

Ø 5 þ 一條の 條例制定 趣旨 施濟的 5 で 間 な み から の論 扎 7 \mathcal{V} b 自 かき 例 る から 脳上しし 然的 V 經濟統 必 地方公共の福祉保持上必要ある限度において憲法第十 () 要最 地 ても又いわゆる自由權というも Ħ 方 て、 由 少限度 自 側 政治的 對す 餱 例 , る制限 自山 制限を加えることは憲法上許され (例、公安條例) 第二 の制限は、 保障を目す 憲法上 並 配 びに第三項 は、 會的 絶對に許さるべ べきもの 權利というよ 例 Ť とい るも 森條 -1:

> ع ح 定 מל 可能 る 條例 よっ であると思う Ø 7 制 定 を禁止 然に許 する規定もないから、 容さ ħ. るも 0 Ł 考 兔 <u>ځ</u> ح の關 な 係 お、 加

ら 目

下

衆議院法制局長、入江俊郎氏は(消極的意見)

として、 の二は 認めて が 定の事項につき、 合である。 例 み他の法規を制定する事ができるのである。 權 法 논 ては、その事項を定めた法律自體で大體において任意にその事項と範圍 よつて規定せらるべきであるとせられ の議決を經た法律でなければならない。 き、 する場合は大別して二通りあるが、その一つは憲法が積 會の規則制定權 何等觸 を選擇 ĮΝ K b K 憲法は法規の定立 へば悲 ح 條を根 712 jĻ 成 する な他的 憲法 ħ, いるが、それ 的 本 その例外として憲法自 立 n しうるに反し、 17 いずれも法律 して 機とす 的 翩 τ 大きな差異が に示されることが望しいのであつて、 が いう考 特に個 しては を V 人権に關する事項の規定を委任するような場合 と、 いるもの 何 な V 特定の範圍に限定すべきと思うが、 等 いということは るというだけ 儬 以 最高裁判所 えは は、 Ø) 限 々具體の規定は置かないが、 法律で規定することを要することが明ら 外は 制 を 國會の 前者においてほその特定事項及び特定範圍 間 であつて成文法律なしというだけで、 約 内容とする條例 あると思う。 が他の形式の法規に委任するということは、特 違 な しに自 が、特にその委任を認め では の規則制 いるし において、特定事 決による法律 即ち ĦI Ь に享有 このように の足りす、 る事項の規定を委任するような場 という見解 憲法以 0) という一般原則によつて法律に 定權並びに内閣 側定に との他の形式 반 前 で定めな L 兩者の間 とも ついて 凡そ法規の定立 85 叉單に既存 考えてくると基本 を述 項に ようとする法 後者の場合におい た限度 いりうべ い地 の政 けれ には委任 \lor 法規 τ で ħ, K K 介 ば その領 天赋 なら 自 あ 規 な は國會 定を置 に委任 いての 定權 立. み、 5 Ö 命 的 Ø は、 な そ W

望ましく、 る處れが多いことゝなると思う」と結んでいる。 限に 阊 合憲かは最高裁判所に最終判定権があるのでとゝには觸れな さら 7 題を離れて妥當か否かの見地よりすれば基本的人權の著し 常は具體的 應 ないと各地で區々な法令が併存し、 形式 法律をもつて枠を定めた上、 法令 個 々の場合につい മ には或る程度の て判断されるべきで 條例に委任することが 脈絡なく不均衡とな が必要で

會 は 法第二十 公安條例 「共同の の合憲性について 目 條は、 的を有する一時的な多數自然人の集團 集會、 結社及 U 一切の表現 の自由を保障する。 である」

法原論が る。 や否やは、 群集を含まないものとされていることは通説であるが、 士は集會と多衆運動を區別し あり、 明ら 含まないとする説に美濃部達吉博士が かでなく、 含むものとする説に法學協 て、 示威運動は多衆運動で あ 會編註解日本國憲 おる 示威運動 あると言つて 佝美濃部博 を含む V

建 るものであるから、 (法學協會) 札 刨 を含み、 Ø 表現とは、 示威運動も大衆 言 本茶にいう自由權の範圍内であるという説もある。 颛 出 版を始 (に對する一定の意思を認識せしめようとす 80 紒 畫 音 樂 腴 慧 演 剿 店 札

(1)

0 大石瓮雄教授 公共の福祉 心 Ø (京都市 た め 取 心締を適 一委員會におい 憲とする説 て

5 が \lor わく あ 憲法の保障 讷 他 ることは憲法自身が認めて Ø 「公共の 公衆 進及 質 を 前 び の個人的權利及び街路の する自由及びその 福 集 提 W 祉 して 示威運動を衝路 に違反することを内容としてい る。 ح 他の基本的人權は、 5 る。 で及び公共の う公共 使用を排除又は妨害するに そとで公安條例の Ø 福 場所を占據又 祉 公共 を るかどう 擁 内容が 0 争 る を は מ לל 至る め 行 1 K 進

> て てい 恋法の は、 るものと思われる」と述べ、 保障する基本的 \vee ح \mathcal{O} 例 炒 明 人權の限界 5 7)2 KC 公共 で 0 福 佐々木惣一博 あ る「公共の福 祉 の限界 と目 士も大 脏 的 と

様の見解に立つて 届出主義なら合憲とする説

村章三郎 教授 (東京都警務委員 會に おい 7

113 \vee るから抵觸 主義であれ えられることだ 許可主義をとることは、 ば、 い」と供述している。 てれはやはり集會の自 から形式上は憲法第二十一條に抵觸すると思 法律が集會を禁止する立 由を認めて いる前提 萷 を ٤ る場 をとつて 50 合 だ 届

(2)違 とされ、

長濱敞壽教授は 許可 主義は、 (京都市總務委員會において) 結局 違憲とする

は S つては、 「憲法第二十一條の權利は絕對に制限できないも う印象をうける。 思わないが、 その行使を制限されることもあり、 條例の原案は、 その點權利そのものを制限 その事自體決して違憲と \bigcirc と思う。 していると 蝪 合に

て 行進又は集團示威運動が他 利 である。 かるに行 を意味するか少しぼやけていると思う。 般汇 でそのも 可がなければできな 先ず第一に、 許可を受けなければならないとして許可を受ける場合の 禁止 るとかということで他 のを制 進その他 公衆の個 かるに されている事を この條例第一條によると、 限 の集団 しているものと考えられる。 許 人的權利 を要するということは、 いとしているが、御承知の通り許可という 示威運動の自由は憲法上認めら の公衆の個人的權利を妨げる場合 特 を妨げ 人の に解 權 除する 利 るということ、 を妨害する。 例えば暴行するとか、 という事 特定の行進又は 結局、 とてろが、 を本質とする。 とれが具體的に何 ح と の れている權 ような行進な 憲法上の 示威 一條では憲法上の權 たおい 運 事は、 動 は

事となつて、 禁止 あ 公衆の街 たがつて、 Ď, 龙 されることになつているが、 たとえ一時的でもこのような結果を生むことは 示 の使用 結果條例は集會の自由 小學生の遠足から觀光團 いう對象に 利を排除し又は妨 を排除又は妨害すること ^ なることは行進 すること してい が る。 伽 でき をも禁止したことに他ならな 體に至るまで許可を必要とする 何 害するような場合は一切の行 な な る性質の行進といえども他 Ø 件の一で 確 ح かである[°] あ の本質 Ø \<u>\</u> 他

「集會とは、共同目的を達成するための多數人の集團であるから、集辯護士、坂本英雄氏は(東京都警務委員會において)

本來自

由なるべきものを罰することは近代刑

事政

反する。

場合に處罰することに ることゝなるの ことはおかしい。 しなければ 反者を懲役刑をもつて處罰 をもつて臨むことのできる規定を設けることも差支えないことゝな し 或 现 |行進叉は集團示威運動は、すべて公共の福 .行進又は集團示威運動は集會そのものである。 一三條に基く公共福祉のため、 つきりしないが、 た場 いは集団 の自 又内容について申上げると、 なものではな 合に限つて地 由 ばならないという側限を付すことは明らかに憲法二一條 Ø 原則 ることは 示威 である。 運動 やつてみなければわからないことを、 を蹂躪するものと思う。 明確に義務者を誰とすること。 方圆 なつているが、 いから、 が公共の福祉に反するという狀態を具體的 ح 上間 「體がこれに解散を命じたりすることができ のような場 しようとすることは近代刑 その者に純正不作爲犯の基 題である。 届 これらの行為を制限 出を 衝路行進又は衝路運動自 合に、 しなかつた場合の處罰の さらに政治犯である本條例 したがつて、 解散しなかつた場合、 社に反するものだという しかして 憲 届出し 豫めてれに届 事 特定の集 できるか、 本とな 策に なかつた 法第 體は決 る品 對象 金四行 に変 刑 集 Ø

17 地方公共團體の公案條例制定權について

括的

委

任

事

務

とする立

場

'n

郞

豥

ことが 國の留保す 原則とし られたことは 方團體が自己 とか、 方公共團體は場所 定法 できるので た基礎 て國家の る事務 個有の 區域内 ある を除い 権能を 1 ついては廣 的 にその 事務たる公共事務の外、 ば における個有事務は勿論 ŗ |排斥する立場に立つことが許 區域 その區域内における行政事務を處理す 括的 推定をうけて 内に限られて 委任 41 務 *l*J. 本 いる。 いるが、 來 包括的委任 國家事務 の事 されたわ たが その 17 務 つて、 9 務 で けで、 いても を認 運事 あ る る 80 地 猞 15

法務府法制意見長官は

れら 7 例 で要とするときは、 玄 Ó Ø 種の 制 事 定しうると解する」 項が國家事務 集會、 デモ 憲法第九四條、 とも考えられないので、 行 進 等について 地 万自 は 法令に 治 法第一 地方公共の 特 舠 四條の規定によ Ø 定 が 秩序維持を なく、 叉

(2) 否 定 鉛

○違憲を主張する長剤政諮教授は、警察権能と地方公共の秩序維持に闘

して 7 以 ح 府 地方自 命 Ø た。 よう 令 事の府 Ø 改 治法 な ĪĒ. 保障す 統 行 17 よって 縣合を 第 を 政 事務 二條 Ŋ る V 決めら Ħ 12 制 の行政事務に開 -いると思う。 ついて處理しらるように昭和二十三年一 定する權限がなくなつたの 巾 權 を れ 儬 た ので 腿 7 あるが、 ることは しかもその する規定は、 府縣合は Ţ. 常時で è で、 な 舊憲法時 その も警察下 售 ことを 憲法時代の 代に 姃 建 長 人とし 前 命 月 お は と け 决 貓 E T る

憲法 は は い。 う す で Ь なく悲 本的 人權 Ø 鯙 重: Ł 國會 0 櫔 威

よるべきだ」と述べ、憲法の保障する自由權に關してては、 することに重點をおいている。國民のとれらの權利を制限すべきで 側限立法の權限を有さないといつている。 又行うとしても特に政治的な權利は別として、 國會自身の法律に 地方團 體

他に否定説をとる學者もいるが、 概ねこの意見と同様である。

公安條例制定の必要性について

理論の前に解決さるべき問題であり、 的問題として妥當であるか、この點は實際の立法にあたつては概念的 公安條例を制定することが容觀情勢よりみて必要なりや、否や、 意見も概して慎重である。 又具體

贅 成 淌

0 **元京都市公安委員長、** 警察の行過ぎを戒めている、 田畑教授は として

る」と公安委員長在任當時に述べている。 ているので、 の條例程度なら違憲とは思わない。 ないと思うが、これ以外のものについては適用をうけると考える。 私は身體の自由に闘する限り、 却つて行進又は示威運動等の自由を保障していると考え 憲法第一二條の公共の福祉 むしろ警察の行過ぎを大いに戒め の制限 ح

議會の判断こそ妥當なものだ、として

大石義雄教授は

がするのが一番妥賞かといえば議會であり、 京都でこのような條例を必要とするか、どうか客觀的情勢の判斷は誰 前だ。 止の請求を行うことによつて住民の意思は反映される」 議會の判斷が世論に反するときは、 リコー それが代議政治の本來の ルするとか、

思うので法律家の意見を擧げる。 治的意見として反對する意見は相 営あることは周 知のところであると

○参加者の自主性に任せよ、として

律に委せるべきだ。それが民主々義原理に副うもの の社會生活だ。國民を未成年者か精神病者扱いにするから、 るということは、 が世話をやくようになるのだ。 「集團示威運動は、 考え方が當を得ない。 勞働者の 力を示す一手段であるのに、 おせつかいはしない方がよい」 行進や示威運動は参加者の自 であ 頭 國家機關 法治國家 カ. ら取 縮

翏

(本意見書は、

法律時報二十一號揭載

主要都 市の公安條例 覽表 「公安條例に關する参考資料」より

(註) 處別對象記號は別表參照のこと

	東京	自治體
	都 25 、改 7 正	月 (年施
道を担ぐ山	例に関行集 開示進度 よしまします。 よしまします。 よしまします。 よしまします。	布年 條 例 名
社行一行般	る連び集 條動集圏 	1 稱 修 例
又は使用する自の者が道路を通	ا	締對象の目的又は抽象
	許可	届 計 田 制 制
年以下	間万禁の一 金以鋼徴年 下、役以 の五、下	罰則
	A s B s D s	對處象罰
	4.00	

₽ī	福	密	秋	東	自
潟	島	城	H	京	自治體名
縣	縣	縣	縣	都	名
24	24	24	24	25 战	月二年
3 25	4	8	. 8	7 IF.	公布日行
25	15		22	3	年日
例に関行 闘示列		す例行 る運列	條全道 例に路	例に関行集 闘示進會	條
す威行る沙進	す威る衆行る運公の進	修動行	關変	す威及・	例 名
る連進 條動集	る連公の進 條動然參及	例に進	す通 る保	る運び集 條動集團	稱
	九川道參	な	爲りら山行一	亦	的條
	る由路加		規にれをし般		取 例
L	にをを者 至奪通以	.ا_	律僚る奪又の をめこわは者	L	締り
	るわ行外		設秩とれ使が		象 的
	べれ使の き妨用も		け序の又用道 るをなはす路		又 は
	もげすの のらるが	-	保い妨るを つよげ自誦	•	抽象
			- 一一一		
闹	同	同	同	許可	届 許 出 可
			·- ·		制制
[ii]	间	间	下五微一 間万役年	間万禁の一 金以錮徴年	罰
			金回 以	下`役以	
. —. —			以下	の五・下	則
A 5 Ĉ 2	A2	A ₅	A 2	A 3	對處罰
$\begin{array}{c c} C_2 \\ D_5 \end{array}$	${f C}_{2} \ {f D}_{5}$	C 2 D 5	$egin{array}{c} \mathbf{C}_1 \ \mathbf{D_5} \end{array}$	B _s D _s	泉 罰

富山縣	石i 川 縣	福 井 縣	愛 知 縣	岐 阜 縣	静岡縣	群 馬 緊	宇都宮市	埼 玉 縣
7	24 4 26 27	24 9 5	7,7	7,7 2831	23 12 21	24	23 12 24	11 12 11 12 11 1
同	闘多 する 強列 に	同 .	例に関行 開示 開示 関 関 域 関 域 に 運 は し 係 り に の の の の の の の の の の の の の の の の の の	する條例 は選択して 関盟	修締示 例に関連 関する 取	る運び集 條動集朝 例に開発 関 が 関 が 関 が 関 が 関 が が と の に の に の が り の が り が り が り が り が り が り が り が り	る運般行 條動大列 例に衆及 關示 す威	る運び集 條動集開 例に関係行 關示進 す威及
同	的件ない。 の保全を付り の保全を付り を定めるに必要なに必要な を付り とをは を は り に の と と を は り と し に る と を は り る と し る と と り る と し と り る と と と と と と と と と と と と と と と と と	もの を排除又は妨害する おそれのある おとれのあるる	ため な業の道路等を使用 公業の道路等を使用	排除妨害するもの私的又は公的權利を場所の利用に闘する	る中と権利を保障するとはつて一般公衆の公安を保持すること	い妨けられています。 い妨が自由を変われています。 いがは自由を変われることを変われることが、 いかでは いかでは いかでは いかでは いかでする。 いかでは いかでする。 いかでする。 いかでする。 いかでする。 いかでする。 いかでする。 いかでする。 いかでする。 いかでする。 いかでする。 いったできる。 いったでも。 いったでも。 いったでも。 いった。 いった。 いった。 いった。 いった。 いっと。 いっと。 いっと。 いっと。 いっと。 いっと。 いっと。 いっと	序りは異動から公衆を守 は異動から公衆を守 がら公衆を守 がら公衆を守 を守	な し
同	间	同	同	iii	許可	屈出	許可	届出
以役一 下罰五以 金万下 川懲		下五懲一 間万役年 金圓 以 以 下	料下五懲一 問万役年 金圓 以 併以 下	間万役年 金圓禁以	金 麒禁以	同	下五懲一 罰万役年 金圓 以 以 下	下三懲六 罰万役月 金圓 以 以 下
A 2 C 1 D 2	A 2 C 1 D 5	A ₄ C ₂ D ₄	A 4 C 2 D 5	A ₄ C ₂ D ₅	$\begin{array}{c} A_5 \\ C_2 \\ D_5 \end{array}$	A: B5 Ds	$\begin{array}{c} A_5 \\ C_1 \\ D_5 \end{array}$	A ₂ B ₂ D ₂

德	Щ	廣	遊	奈	神	京	大	Ξ
111	ni .	島	賀	良	戶	都、	阪	重
īlī	市	त्ता	- 縣	市	ilī	市	市	縣
[1]	24	- 24	23	24	24	25改	23	24
	9	9	14	4	5	10正	01	7
	12	7	23	27	5 19	1	5	29
同	例に 関示 関示 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連	る運び集 條動集團 例に副第行 関本 関本 関本 の は の の の の の の の の の の の の の の の の の	例 開 開 する 降 する 係	例にび行 関示列 する運進 條動及	る運び集 (原動集 原 原 原 原 原 原 原 が 原 の 原 の 原 の の の の の の の の の の の の の	剔示進集 すず 減 が が が り り り り り り り り り り り り り り り り	例に関行 関示する 関連 関連 関連 関連 係動 集	す威び示 る運集威 條動集行 例に関連 闘示及
	る 特定の 特定の 修作を 受けず政治的主権が 大学は ではず ではず ではず でがまれた ではず でがまれた ではず でがまれた ではず でがまれた ではず でがまれた ではず でがまれた ではず でがまれた できまれた できまれた できまな になる できまな になる できまな になる できまな になる できまな になる できまな になる できまな になる できまな になる できまな になる できまな になる できまな になる できまな になる できまな になる できまな になる できまな できな できな できな できな できな できな できな でき	保護するため 川する公共の権利を 道路公共の場所を使	の 生するに至るべきも と は がその 作 路 が と は が と は が と は が は は が と は は が と は は は は は は は は は は は は は	を を を を を を を を が は を が は を が は を が ま す る に る に る の の の の の の の の の の の の の の の	保持するため 保持するため 組公共の場	なし	に至るべきもの は街路の使用を排除 しては妨害する したが、 は一般では に変した。 に至るべきもの	する日的 の様利な使用する の様利を使する をは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は
ī	间	同	同	同	同	同	同(同
	Fd	下五懲一 嗣万役年 金川禁以 以錮下	间	同	下五懲一 間万役年 金圓 以 以 下	下五懲一 の万役年 聞同禁以 金以錮下	司	下五懲一 罰万役年 金圓 以 以 下
	A ₄ C ₂ D ₄	A ₁ C ₁ D _{f.}	A ₂ C ₂ D ₅	A ₂ C ₁ D ₅	A ₁ C ₁ D ₅	A :: B :: D ::	A ₂ C ₂ D ₅	A ₄ C ₂ D ₅

參	
考	

2 東 京 都 の 公 安 例

八は場 路 里 所 そ 行 \varnothing Ø 進 他 及 公 かい び 共 集 N を 0 勯 間 場 示 わ 所 威 雪 運 6 集 集 動 團 合 1 锅 示 若 しく 威 す 運 3 動 は 條 定 集 例 핆 行 为 行 う 進 لح を

合 は \subset Ò 限 b で は *Ts.*

學 通 生 常 0 冠 生: 好 徙 貋 そ Ø 奪 他 惯 0 例 遠 17 足、 ょ る 修 騨 行 旅

排

行

體

育

瓷

按

别

表

罰對

象 上

Ø 别

盂 装

處罰

對

象

は

便

宜

10 分 表 據

0

た。

種

别

1

2

3

4

5

松

江:

市

24

10

13

ы

要と公他 件の共の

行を定める目的ないようにそのみでないようにそのの安全を侵すこの正常な権利又は

同

同

 Λ_4

C 2

 D_4

安 き

委

員 叉

會

0

許

Ħ

玄

受

け

な

け

礼

ば

な

5

な

い

怚

し

次

Ø

各

號 す 行

17

該

當 き

場 公

ると

は、 j

\$

5

と

亨

る

米

子

îlî

24

可11

决7

同

け使のがを

[1]

同

Α4

C 2

 D_4

集

會

道 集 島

取

īlī

24

10

る運び示

條列集或 例に関行

ts.

L

圃

[ři]

 $\overset{A_1}{\overset{C}{\overset{C}{\cap}}}$

闘示進 す威及

第二條 5 表 を H 者 傮 時 以 轄 0) 前 す 七 F 餱 Ŧ る Ø 主 警 規 催 察署 時 睿 定 間 上 K 全 前 V^{γ} ょ 9 る許 經 ま 由 T L に か、 Ϊij 5 次 T Ø 提 Ø Ħ 事 出 集 請 項 曾 L は な を 記 け 集 Ì. 確 れ 皵 團 は L 行 署 な た 淮 で 5 許 又 あ な 可 は る 盽 個 集 請 團 Į. 書 又 示 威 は 通 團 運

地 域 前 主 催 號 市 者 Ø Ø 主 寉 住 Μĺ 所、 省 村 1/3 以 開 氏 名 外 催 10 地 駐 0)

Till Juli

特

别

居

Ø

全

地

域 市

み

な

L

住

-đ

χ,

느

ŧ

ĸJ.

そ 城

0 を

퉶

шĺ

村

内 $^{\sim}$

0) そ

運 0)

ĮŲ 絡 集 集 貨 會 任 會、 者 Ö 集 集 團 画 佳 行 行 所 進 進 叉 叉 氐 は は 名 集 集 團 團 示 示 威 威 運 運 動 動 Ø Ø 進 El 路 胩 所 及

弋 集 參 會 加 豫 定 集 團 L 員 行 進 叉 は 集 [册] 示 威 運-動 \mathcal{O} H 的 及 び 名

稱

第三條 及 個 S 饪 行 但 す 進 叉 朋 安 kt 委 5 集 次 Ø か 團 月 各 に ŵ 示 認 威 號 kt. 17 め 巡 關 5 動 前 # l \mathcal{O} 條 る Ø 必 質 要 場 施 規 な 合 が 定 餱 0 公 に 外 件 共 ょ は 0 を る 安 H ح 蜒 請 H 扎 な 奶 ふ ح を 保 あ ح 許 持 0 炒: Ήſ す た で 3 と Ē な 上 ŧ こる。 け 10 は、 11. 頂 ば 接 集 な 危 Ŷ 5 險 な な 集

D

間違會

對反の

象し附

み組参計主 織造造催 者者者へ

者上み指

のと又揮

み指は者

煽同動上

者と

加運行違び 1

者動進反係 全の示し件2 部參域たに及

し條件に

の違

み収

揮同の

C

對を請届

象し書出出書の

場合の 虚偽の 記載 にいます

のをつそ の得てれ

みた許にも可よ

不の者記申

抱有へ載請

全加も可よび 1

部しのをつそ、 たに得てれ2 者參た許に及

乓

参

加

豫

定團

體

名

及

び

そ

Ø

代

表

者

 \mathcal{O}

住

所

氏

名

び

そ

O

略

圖

に可たは

В

の行載届

處進事!!!

[ii]

右

同

右

闻

ti

[ii]

右

同 右

動た記

Α

つ進許

ででは一切では一切では一切である。

處威け

罰運な

對動心、

象に行

み組参計主 織出出催

者上み指

のと又揮

み指は者

煽同 動者と

たび 1 者参)

全加2 部し及

れ式者にる許たと違い反のを関いた。

さ形た女す

揮同の

者者者者

電和工

條十

例五

四十月

四三

號日

56

む 瞓 體

開 を Ø

催

行 代

の事 妨害防 止に關 する事 項

ゆう器、 きよう器その 他の 危險物提 帯の ([i] 限等危 害 防 ıĿ に關 す

ろ

交通秩序 持 、る事

會 **園又は集園示威運動の秩序保持に關する事** 項

六 公共の秩序又は公衆の衞生を保持するためやむを得ない場合進路、

S

夜間の靜ひつ保持に關する事

項

Ħ,

時の二十四時間前までに、 入し、特別の事山のない限り集會、 場所又は日 公安委員會は、前項の許可をしたときは、 時の變更に關する事項 主催者又は連絡責任者に変付しなければなら 集團行進又は集團示威運動を行う日 申請書の一 通 にその旨 を記

取 Ø り消し又は條件を變更することができる。 緊急の必要があると明らかに認められるに至つたときは、 公安委員會は、 前二項の規定に か 7), わらず、 公共の安寧を保持するた その許可を

ない。

な. 項の規定により許可を取り消したときは、その旨を詳細な理 Vo 公安委員 すみやかにその公安委員會の属する地の議會に報告しなければなら 會は、 第一項の規定により不許可の處分をしたとき、 山 をつ 叉は前 H

第四條 つき必要な限度に る 項 ため、 但し書の規定による條件又は 集團行進又は 警告を發しその行為を制 察長は、 おい 集團 第一條の規定、 て所要の措置をとることができる。 示威運動の参加者に對 同條第三項の規定に違反して行われた集 止. 第二條の規定による記載事項前 しその他その違反行為を是正するに して、公共の秩序を保持す 條第一

第五條 第一項但し書の規定による條件又は同條第三項の規定に違反して行われ H した主催者及 第二條の規定による許可申請害に虚僞の事質を記載してこれを提 團 行 進又は集團 | び第一條の規定、第二條の規定による記載事項、 示威運動の 主催者、 指導者叉は煽動 者はこれ 第三條

> 第六條 琚 治運動を監督し若しくはブラカード、 る權限を公安委員會、 運 一年以下の懲役若しくは禁鐦又は五 Πi 「動以外に集會を行う權利を禁止し、 この條例の各規定は、 间 村の吏員若しくは職員に與えるものと解釋しては **警察官、** 第 **警察吏員、** 一條に定めた集會 萬圓 出版物その他の文書闘書を檢閱す 若しくは制限 警察職員又はその他 D F の罰金 集團行進又は集團 Ĺ に處する。 叉は集會、 の都吏員 ならな

政

第七條 選舉運 るものと解 一動中における政治集會若しくは ح Ø) 釋し 餱 例 てはならないo Ø 各規 定 は、 公務員の選舉に關する法律に矛盾 演説の事前の届出を必要なら L 叉は しめ

附

Ø 條例 は、 公布 の日から施行 する。

麥 考

ح

3 東京都公安條例の廢止請求案は 同 議會において否決された

請求が知事に 當 日 公安條例の違憲問題をめぐつて、 本月七日その臨時都議會が開催され、 四對二十一をもつて同條例を廢止 の審議模様は 提出され、 次 0 通りである。 都議會に おける審議の成り行 東京都に な いてとに決定した。 記名投票で採決を行 家 M ζ ė 同 が注口 條例の 殷 つた結果、 されていた 止. の住

投票の結

出席者總數

〇六名

廢止反對 投票總數

八四票

〇五票

廢止費

廢止請: 求条 に對する部 自 山鐵 派別意 尺 主魔

57

共產黨 社會黨

四 論議の概要

廢止に反對する論議の要點

三審とゆかねば違憲か合憲か最後の結論は出ぬ。 京都地裁で違憲であるとの判決があつたが、 京都の場合は二審

つても直ちに違憲とは思われない。集團生活には安寧保持のため 制限は當然で、 自 由には制限がなければならぬし、 この觀點から條例の廢止はまだその 自由權を制限することが 時期 で な あ

この條例の制定が直ちに断断とは考えられ ψ̈́

力革命の兆ある際で、 一地方條例でなく、 北海道、 長野、 練馬等で起つた不祥事件の例でもわかる通り暴 むしろ國家的立場から法律化すべ きで これを適當に取締ることは必要である。 あ

廢止に賛成する論議の要貼

(=)

水

この條例は、 主權在民の精神に反する。

どこにおくのか。 に認められる場合の外は……」とあるが、事前の認定の基準を 第三條中「公共の安寧を保持する上に直接危險を及ぼすと明ら 官僚、軍國、警察國家への逆行である。

問題である。 憲法學者、法律學者等と話合い、公聽會を開き十分に檢討すべき はこれに反する。勞働者の唯一の武器を取上げてはならない。 京都の場合でもわかる通り、一日だけで審議を終らそうとせず、 憲法では勞働者の團結權、 團體交渉權を認めているが、本條例

朩

る筈である。 本條例によらずとも他に 道路取締法 **騒擾罪等で取締りができ**

第六 例 の 經 定例道議會の議決を經た 過 調

議 一 六 四	第五回分	白話案二	七〇	六九	六八	六七	六六	=======================================	=======================================	ΞO	二九	二八	二七	五五	<u>=</u>	二案 三案	番號
北海道立農業講習所種畜使用料條例保健所設置條例の一部を改正する條例		北海道職員定敗條例の特例に闘する條例	を改正する條例 北海道議會議員報酬及び費用辯償條例の一部	改正する僚例 とび背川辞慣領並びにその支給條例の一部を とび背川辞慣領並びにその支給條例の一部を 北海道人事委員會委員の給料額旅費領報酬額	正する條例 北海道教育委員會教育長の給料額及び旅費額 北海道教育委員會教育長の給料額及び旅費額	を改正する條例 給料額及び旅費額並びにの支給條例の一部 北海道知事、副類事、出納長及び副出納長の	北海道職員研修費臨時條例	北海道傷痍者授產場條例を廢止する條例	部を改正する條例 北海道立林業指導所木材加工手敷料條例の一	北海道鼠區條例	北海道農産物檢査條例の一部を改正する條例	北海道射擊場取締條例	北海道立水產業協同組合講習所條例	び手當條例 上地收用法に基く鑑定人及び參考人の旅費及	収用委員會委員及び豫備委員給與條例	正する條例 並びにその支給力法に關する條例の一部を改 北海道教育委員會教育長の給料額及び旅費額	件
″ = 10°		IJ	<i>"</i>	"))	三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	二, 吴	"	二六六	二、宝	n	"	"	,	'n	三	議決月日
三二三二二三二二三二二三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二		三七一些	ル 九 元	" 九 七	" 九 六	ルニ、 九二、 四七	一六 关 〃 盐		; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ;	三宝里	宝	元儿	一、三條例八	五、二、五、七	— "二 五 六	一二、 係例九八 二八	番布月 號日

收入見込額について昭和二十六年度の國稅と地方稅の

縣稅と市町村稅では一對一・二三なつている。 と都府縣稅では五對一、國稅と市町村稅では五對一・二、地方稅中、都府と地財委の資科から拾つたもので國稅と地方稅の割合は五對二・二、國稅と地財委の資科から拾つたもので國稅、地方稅の總收入見込額を、國家豫算

昭和二十六年度の関税收入見込額調 (III依百萬國)

-			
<u></u>		严	翮
类	>	伞	税
稅	尧	斑	印本領集を
2,253	149,405	234,510	無牧人を含む) 年度更正豫算 26.11.30
у.	樹	毌	(음. _#
人 强 费	特别所得税	牃	部位
费	好。	郑	都 這 時 0地財委兄込額
18,359	1,508	72,085	縣 兢 恕
白麒革死	固定改產稅	市町村民税	市 町 村 段 (地財委見込額 27.2.13)
1,439	57,370	49,412	村 規 727.2.13)

139,846	4	ΞÞ	111,197		552,409	
1	!	:		i	7,909	斯
					14,753	物 品 疣
13,638	坍 微見込額	违				中 军 宏
2,590	想法による既	费		·	415	印紙收入
121	的税	Ш				取引所税
, 128	法定外普通费	洪	956	酒法による税	6,303	砂糖消費稅
150	嫉俗人疾	皳	31	日 的 税	116,289	温茨
.196	游戏	\succ	191	法定外普通税	123	五斑
136	告规	風	357	狩獵者規	6,765	器
1,481	木材取引税	长	101	漁業融免	. 11,512	再評價稅
1,533	海稅	繈	468	雞 原 疣		登 鳈 疣
10,386	電気ガス税	到	2,027	当動車税	1,122	道 行 規
1,200	÷	1	17,111	进来的人类的人	.,000	

昭和二十七年度道費當初提案節別豫算 (商年對比) 比較表 昭和二十七年二月二十五日現在調

$\widehat{\Sigma}$	(6)	ව	<u>4</u>	(3)	2	(1)	3
恩給	禁	類	茶	診	冯	操	阿多
費又は辺隠	#	· 🎞	•		æ		
記記		##					
森	瞬	IŅ.	寒	类	豁	P	\$ B
	162,394,500	1,855,196,100	802,351,500	976, 367, 900	3,165,351,100	15,604,800	昭和二十六年度豫 當初發算額(A) 現在豫
1_	1.65	18.83	8.14	9.91	32.13	0.16	(A)
	496,734,600	2,381,240,800	1,185,666,000	1,177,611,700	3,766,070,700	38,819,800	は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
.1	2.37	11.36	5.66	5.62	17.97	0.19	篇 (B)
_ 1_	259,884,600	2,500,742,300	1,226,640,000	1,500,846,700	3,946,443,600	44,856,000	昭智二十七年皮質包裝算鏡(C)
	1.16	11.13	5.46	6.68	17.56	0.20	(0)
1_	97,490,100	645,546,200	424,288,500	524,478,800	781,092,500	29,251,200	A _ C
. <u>l</u> _	160.03₁△	134.80	152.88	153.71	124.68	287.45	A C
. 1	236,850,000	119,501,500	40,974,000			6,036,200 115.55	B — C
	0 52.32	105.02	103.45	127.49	104.79	115.55	ВС

(10)	(0)	(33)	1	2	3	(32)	(31)	33	(29)	(38)	(27)	(26)	(25)	(24)	[23]	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	<u>9</u>	(14)	닯	B	<u>(1</u>	(0)	9	<u>®</u>
E F	我 年 及 ひ 田 耳			49	宋	負擔金補助及び交付金	相償金及び補塡	相子及び割引	賠償及び償還	施一一款) -	原	醋品品	工事語角	高熱	然然	金 耕 翻 譯	借料及び損	平 数	语 告	京	通 信·選 搬	光 紫 大	凹 超 數 木)	漆	消 耗 品	炎縣	Ħ	報
洲	> 3	> 当 —	> E	Ē	苹	龄	徐	苹	货	世	供	費	郑	费	椞		챛	菜	类	椞		罚	蚆	題	斑	典	超	쇌	∲	罚
.,	4 500	111 30003	1.47 000 000	199,720,300	2,663,600	650,474,200	205,200	104,001,100	35,973,000	50,606,200	_1_	158,631,200	164,606,200	211,441,900	49,028,100	86,348,700	14,139,700	22,763,300	1,057,600	5,063,400	1,216,700	132,582,500	22,655,300	124, 198, 500	92,098,900	109,526,200	279,831,500	12,700,000	134,000,700	28,959,500
1	1		л D	2.03	0.03	6.60	_ l _	1.06	0.36	0.51		1.61	1.67	2.15	0.50	0.88	0.14	0.23	0.11	0.05	0.01	1.35	0.23	1.26	0.93	, I. II	2.84	0.13	1.36	0.30
	404 500	3 000,000	614 500 000	337.382.800	39,759,900	3,383,176,400	29,544,453	129.936.200	57,648,200	947,462,647	40,000	467,250,800	352,343,600	2,309,906,000	103,933,600	315,415,800	25,680,400	45,568,300	19,455,500	7,228,800	888,900	301,103,100	33,617,400	183,848,300	138,869,100	184,464,800	507,784,000	25,522,200	702,007,300	224,670,300
		0 !)	1.61	0.19	16.14	0.14	0.62	0.28	4.52		2.23	1.68	11.02	0.50	1.50	0.12	0.22	0.09	0.04		1.4	0.16	0.88	0.66	0.88	2.42	0.12	3.35	1.07
1,000,000	1 000,000	50 000 000	651 253 200	320,823,800	14,665,600	3,362,445,500	37,445,700	225,139,000	92,558,500	818,645,900	32,000	532,762,800	373,748,800	2,666,302,800	105,384,700	314,401,700	27,217,600	45,616,000	26,506,400	6,085,500	2,142,500	336,728,900	39,552,700	206, 384, 400	142,073,500	191,533,300	576,285,900	17,900,000	735,740,800	46,479,700
	14.0)))	ა 9	1. 43	0.06	14.95	0.17	1.00	0.42	3.64	_1_	2.37	1.66	11.86	0.47	1.39	0.12	0.21	0.11	0.02	0.01	1.50	0.17	0.92	0.63	0.85	2.56	0.08	3.27	0.22
	500,500,000	50 000 000		121,103,500	12,002,000	2,711,971,300	37,240,500	121,137,900	56,585,500	768,039,700	32,000	374, 131,600	209, 142, 600	2,454,860,900	56,356,600	228,053,000	13,077,900	22,852,700	15,988,800	1,022,100	925,800	204, 146, 400	16,897,400	82, 185,500	49,974,600	82,007,100	296, 454, 400	5,200,000	601,740,100	17,520,200
75,662.55	995 500 22 222 22		443 03	160.64	550.59△	516.92 △	18,	216.47	257.29	161.77 △		335,85	227.06	1,261.01	214.95	364.11 △	192.49			120.18△	176.09	253.97	174.58	166.17	154.26	174.87	205.94	140.94 △	549.05	160.50
	505,500	47 000 000	36 753 200	16,559,000	25,094,300	20,730,900	7,901,247	95,202,800	34,910,300	128,816,747	8,000	65,512,000	21,405,200	356,396,800	1,451,100	1,014,100	1,537,200	47,700	7.050,900	1,143,300	1,253,600	35,625,800	5,935,300	22,535,700	3,204,400	7,068,500	68,501,900	7,622,200	33, 733, 500	178, 190,600
				95.09	36.88	99.39	126.74	173.26	160.56	. 86.40	80.00	114.02	106.07	115.43			105.98		136.24	84.18	241.03			112.26	102.31	103.83	113.49	70.13		20.69

10	1,521,632,900	228,19	12,629,300,900	100	100 22,481,347,900	_ 	100 20,959,415,000	100	9,852,047,000	<u>=</u>			
! 0	100.00 - 100.	100.00		0.01	3,000,000	0.01	3,000,000	0.03	3,000,000	· 四	a	桑	!
_	I_	_1_	.]_	1	1	_1_		_1_		田金	上光		
55		56.31△	1,260,700	<u> </u>	1,624,800	0.01	2,945,500	0.02	2,885,500	遍	幂	公	<u>(1</u>)
		_ 1_	1		_!_			_!_	_].	昣	F	辞	
259	622,024,500 259.	31,628.27	1,008,778,500	4.50	1,011,978,100	1.86	, 389, 953, 600	0.03	3,199,600	份	型	扶	•
7.		125.36△	3,737,000 125.36△	0.09	18,475,000	0.12		0.15	14,738,000	**************************************	啉	禁	88

風俗營業に關する條例等の制定狀況

その萬全を期しているのであるが、 進んでいるか、 俗營業取締法が制定され、本道においても同年九月同法施行條例を制定し 風俗上有害なる特殊行爲を取締ることを内容として昭和二十三年七月風 次にこれに属する條例等の制定狀況を掲げる。 他府縣におけるこの對策はどのように

定しているもの 青少年不良化防止に關するもの 二縣

廣島縣=廣島縣紙しばい條例

阔 |山縣=圖書による青少年の保護育成に關する條例

制定していないもの 三八縣(內、 制定の意圖あるものは、 長野、

大

香川、 佐賀の四縣である)

賣春取締に闘するもの

定しているもの

宮城縣=賣淫等の取締に關する條例 資春取締 條例 八縣

東京都 |

埼玉縣 = 賣春等取締 木縣 = 椢 頭その他 條例 10 お H る賣 存等の 取 袝

翽

-J-る條例

馬縣 = 賣淫等取締條例

ŏ

條

廣島縣=賈いん等取縮條例 渦縣川 新潟縣質淫等處罰に關

制定していないもの 福岡縣=福岡縣風紀取締條例 三二縣(內、 制定の意圖あるも

その 他風俗營業取締に關するもの 知、大阪、佐賀の四縣である)

その他風俗營業取締としては特異なものは見られず、 昭和二十三年七月

る。 の上に府縣の名稱を冠しているものは千葉、 側定の風俗營業取締法に對する同法施行條例が各府縣ともにあるだけであ たお條例の名稱は單に風俗營業取締法施行條例とするものが多く、 山口の七縣が擧げられる。 山梨、 新潟、靜岡、 宿山、

ح 岡

本調査には石川、福井、和歌山、 高知、 大分の各縣は含まれていない。

61

0)

長野、

變

初提案豫算節別集計表

	8 産 業 経済費	9 財産費	10 統 計 調査費	11 選零費	12 公債費	13 諸支出金	14 豫備費	合 計	割介%
	_	·	:	1,536,000		192,000	_{	44,856,000	0.20
÷	764,400			1,956,000	-	2,864,400		3,946,443,600	17.55
		_		1,330,800		1,444,800		1,500,846,700	6.68
	407,433,400	3,184,300	6,231,500	2,714,200		124,288,300	·:	1,226,640,000	5.46
	426,400		_	1,998,300		2,013,000		2,500,742,300	11.12
1	63,735,000		5,345,700	30,000		23,305,100		259,884,600	1.16
	6,330,000		803,000			28,944,400	_	46,479,700	0.21
-	197,787,400	3,327,000		21,000		498,500		735,740,800	3.27
				300,000		400,000		17,900,000	0.08
ĺ	315,663,400	9,490,000	444,700	174,000		10,320,500		576,285,900	2.56
	40,041,700	450,000	·	60,000		4,852,600	·	191,533,300	0.85
1	28,858,100		649.500	905,600		18,535,600		142.073,500	0.63
1	51,039,000		4,967,800	978,500		48,558,900	!	206,384,000	0.92
	9,309,000	500,000	_	_		726,000		39,552,700	0.18
1	92,229,800	110,000	675,500	777,800		15,699,000		336,728,900	1.50
- [208,300					840,000		2,142,500	0.01
	2,219,400	_		60,000	_	1,461,300		6,085,500	0.03
-	7,866,700	50,000	_			1,946,000	!	26,506,400	0.12
	12,557,800	751,400	16,400	23,000	_	2,134,800		45,616,000	0.12
i	11,093,800		508,000	10,000		-3,343,400			
į	90,916,600		. ,,	10,000		10,260,000		27,217,600	0.12
ļ		7,935,600	20,000	262,000		1,961,400		314,401,700	1.40
į	766,405,900		20,000	202,000		1,292,000		105,384,700	0.47
İ	99,907,500		208,000	70,000		15,580,500		2.666,302,800	11.87
	187, 150, 700	750,000	200,000	, , , , , ,		12,260,200	. —	373,748,800	1,66
	32,000							532,762,800	2.37
i	327,842,300	10.045,000			92 949 EOO	200,000	_	32,000	2.64
	10,000				86,848,500 209,225,800	20 Q ,000 5,700,000		818,645,900	
1	. 10,000	-			209,227,000	3,700,000	_	92,558,500	0.41
1	27,540,200			_				225,139,000	1.00
	21,540,200 2,411,406,600		12,805,300	2 152 600		197 901 600		37,445,700	0.17
	3,194,900		12,002,500	3,152,600		127,201,600		3,362,445,500	
	3,194,900	_	- .			200 002 000		14,665,600	0.07
	400 000 000	6 000 000				320,823,800		320,823,800	1.43
1	490,000,000	6,000,000			_	24,757,400		651,253,200	2.90
	50,000,000	_		-				50,000,000	0.22
i			!					1,000,000	_
1		_				17,000,000	1	18,455,000	0.08
ļ		-			` -	_		1,011,978,100	4.50
i	. 255 -500	_	-	-	'		-		
	1,365,600				_	-		1,624,800	
			_					-1	_
		_					3,000,000	3,000,000	0.01
	5,722,088, 800	154,619,200	32, 675,400	16,369,900	296,074,300	827,175,500	3,000,000	22,481,347,900	100.00
-	25.45	0.69	0.15	.0.07	1.32	3.68	0.01	100.00	

·						20 X 17 22	
歌	1議會費	2道廳費	3警 祭	4 上木費	5教育費	社會及び 6 第 例	7保健
					· 	施設費	1100 _1., 1-2
1報 酬	33,804,000	360,000	3,384,000		2,340,000	3,240,000	
2吏 員 給	3,904,800		1,638,600		3,175,561,800		
3 給 料	1,724,400	333,336,000	361,200	-	1,160,819,500		-
4旅 費	35,164,800	141,553,600	6,205,600			100,195,100	71,826,000
5職 員手當		659,057,900	1,391,500		1,828,410,900	'	
6雜 手 當	360,000	7,019,600	524,200				
8報 償 費	50,000	755,000	5,070,100		653, ₀ 00		
9贯 金	487,500	718,800	149,800	396,173,400	ì		
10交 際 費!	3,800,000	11,400,000			2,000,000	!	·
口滑 耗 品 費	.1,689,000	31,087,400	922,500	55,317,700	,	i i	74,474,400
12燃 料 費	463,500	12,772,900	808,100			. 1	27,002,000
13食 糧 費	991,000	11,404,200	5,204,400	12,276,500		1	
14印刷製本費	2,151,600	21,647,400	1,292,600		ı	1	14,992,200
15光 熱 水 費	480,000	3,429,800	84,000		1	1	7,020,500
16通信運搬費	430,000	17,775,500	805,600		i	26,470,900	13,356,900
17保 管 料		'		1,041,200		50,000	
18窟 告 料	20,000	607,500		185,000	163,900	733,400	635,000
19手 數 料	10,000	2,776,300		1,455,800	2,474,800	1,753,500	8,173,300
20借料及び損料	150,000	6,433,100	1,281,500	9,219,400	2,630,800	7,629, 2 00	2,788,600
21筆耕飜譯料	40,000	1,995,700	285,000	1,697,300	3,791,300	3,908,100	15,000
22委 託 料		110,000		554,000		88,717,500	123,843,600
23修 繕 料	582,000	14,058,000	664,800	27,738,500	12,173,400	8,471,200	12,764,700
24工事請負費		3,540,000	18,889,000	1,221,545,000	313,806,700	86,012,300	134,539,000
25備 品 費	1,350,000	15,800,000	2,089,500	98,352,300	55,415,600	28,085,800	
26原材料费	-			242,849,700	679,200	26,906,500	
27買 上 金		;				;	
28施 設 費		14,244,000	1,300,000	382,213,000	46,204,500	33,849,100	1,848,000
29賠償及償還金	!			_	_		
30利子及割引料			_'		15,913,200		_
31 部訂金及7額家金	_	47,500		8,312,000		1,150,000	396,000
32負擔金補助及 び 交 付 金	190,000	120,000	10,200,000	51,526,800	226,370,800	449,874,500	69,597,300
33保 險 料				8,460,400	6 26,2 00	2,384,100	_
34他會計~繰出			_ <u>_</u> ;		· —		<u>-</u>
35貨 付 金	·	-	— <u>,</u>		20,000,000	110,495,800	
36投資及出資金		1	-1				
37積 立 金			(1,000,000	
38線 替、金				_	—	1,440,000	35,000
39扶 助 金	1					1,011,978,100	
40寄 附 金			1		_	_	
41公 課 費			}			259,200	_
42繰上充用金	_						_
43豫 備 費			,		. —	·	
	} }		į			İ	
	01 401 000	2,067,	69 EE9 000	0.021.401.400	7 770 000 100	9 946 701 000	750 500 500
合 計	91,491,900	443,000	02,552,000	2,831,481,400	7,370,998 , 100	2,246,791,900	758,586,500
總額に對する割	0,41	9.19	0,28	12.59	32.79	10.00	3.37
合 %	, -, -,	i	٠,20				

和二十

年四 及

月

一日、

同

年十月

デリ

昭和二十四年三月

同

四 昭

月十 に對

П

.び同二十六年二月二十七日貴廳から福

答において

「地方自治法第百條第一

項の

権限は、

直接

脳岡縣地

Ť 三日

が課長そ

えられておらず、

委員會がその權

限を行うに

地 方行政疑義問答集

〇地方公共團體の議會の事務調査權に する疑義について

,北海道知事宛 地方自治廳次長回答,地自乙發第三四七號昭二六、一〇、四、

和二十二年十二月 認めず又同 地 る 驚人の であり 腹は する權限」い 方自治 取扱いを雇別した根據又は理由などはいずれにあるのでしよう の長にもこれを認めておりますが、このように観會と地方議 みとするが、 宣誓及 ましよう 條第二項の たれ にの 第 営初 び證言等に關する法律においては み認められておりますがその立法趣旨はいずれ の地方自治法の改正により新設されたときからこれ その他の關係人の出頭 ~を準用 からその權限 ゆ る膯 一項 「民事訴訟 宣誓訊問權にあつては、 又昭和二十二年法律第二百二十五號議院 する」いわゆる宣誓訊問權について 人喚問權 た議 に闘する法令の規定中證 については、 普通地方公共图體の事務 育のみに則えて委員 及び證 委員長及び議院の令 和二十二年 びに記錄の 證人喚問權 人の に隔する خ pq 間に におお 昭

を異に 後段地 事態に 小規模 な 已むを得 前段、 Ĺ τ $\Pi_{j}^{l_{p}^{\ast}}$

叉は 혤 ·C. 案付託に (常任 條例 がで 地方公共團體 の權限 は ф お たことによるものと考えらる。 な ゆる手續規定であつて、 け な町村 委員 は依然手續規定たるにとどまり、 きる旨の規 ablaろ 鳈 ح み た委任 の提 と解されますが、 の場合の手續については、 際してその權限を委任する旨の議會 會及び特別委員 ح の議會も含まれるの 限 出 礼を議會そのも の議會と規定したのは、當時の立法の經緯に徵 されたものと解されな を委任するこの意味及び會議規則の規定事項 を必要とするときは、 定を設けておくのがよい」 會條例等) いかがでしようか。 委任を含む質體規定の性質を帯びるもの ŏ Ø で 権能とするに止めるの 會議規則中に委員會 をもつて規定したとしても、 地方議會の 議長を通じてその請求をすると V と思うがどう これをもつて委員會に とありますが、 の議決も經 又とれらの 構成及びその IC な が 規定を條例 郆 との場合 適當と判 するに 性質は 迣 對 7 ば 醬 證 なら そ

 \mathcal{F}_{\parallel} 方自 に審議議決 ٦-(議院に $\frac{\pi}{2}$. 治法第 いるのも、 π 3. おける證人の宣誓等に關する法律)と同 百 Z 條第二項以下の れたも 右の趣旨を明らかにしようとしたものに 六 2. $\langle f \rangle$ 八、 でありながら敢て委員會、 改正規定は、 等の語を出さず、 1173 和二十二 右法律 委員 __ [M と表現 會に 他 長 なら

す 取 T ることが必ずしも直ち いいにつ 特定 議 \$3 會の身分 な 設 いてであつて、 い事山 の事件を指定して内部的にそれらの事を行 117 Ø 常廳 たる委員 により、 回答にお に違法の 議會が 議會自體において調査することが困 會をして いて 加上の 措置とならない 内部的にそれらの事を行 権限を委任する」とい 如き場合に、 であろうとの ħ 特定の委員會医 せる取扱いと っつて るの 趣 しめる 難 旨で な場場

〇議會の調査權について

間 K 調 より長の説明を求めることは出來るが、 することは出來るか Œ 縣 |査を行い叉は事件關係者を證人として喚問。 汚職事件の發生 特別委員會を設置して種 廳 職員の 汚 職事 したとき議 件 が あり世論の焦點となつて 々調査することを議決した、 會は自治法第九十九條及び委員會は 自治法第百條の規定により 證言の記錄の提出 いるので、 この場合、 議會は を要 條例 綱紀 事 職

議會の 由 により議會自 しめる取扱いは差し支えないものと解される。 法第百條の規定は、 議決により、 體 1 議會の分身たる委員會をしてその事務を内部的に行 おいて調査することが困 直接には委員會に 適用され 難な場合には、 ない かゞ 已むを得な あら かじめ シシ事

問 公立學校共濟組合和歌山縣支部の支部長は教育長であり教育廳福利。 パーピンリー いきしきょうしょのと角 される

保

され事務は質質上福利保健課長が執行しているが、

便

に併設

(1)

求められるか。)、共濟組合和歌山縣支部に對し事務の内容照會及び記錄の送付をあ、共濟組合和歌山縣支部に對し事務の内容照會及び記錄の送付を本委員會は福利保健課の事務に關連して第百條第十項の 規 定 に よ

るか。
り同事件の關係者に對し事件の内容照會及び記錄の送付を求められり同事件の關係者に對し事件の内容照會及び記錄の送付を求められ四.公立學校共濟組合自濱保養所に汚職事件がある場合前號の見地よ

意味が明 はできな まれているとすれば、 1 及 び2 合の事務自 らかでないが、 設問の 一體に開 湯合に 言する調 その限り 同 韦 課の職員 Ŵ 乔 7 をにお 稲 に闘す 的とするも いてはお見込 利 保 健課 る事件としてという意味も の事 のであ の通りである。 務 に開 れば調査すると 連 して」と なお \lor

〇地方自治法に對する疑義について

(札幌市議會事務局長宛 行政課長回答 / 昭二六、一〇、一〇、地自行發第三三一號)

送付 要す 別紙 果も 條例等の 以 內 項 地 して る場合 に送 につ 间 力 (略) 時に處理し 自 議決送付を完了したものとみなして差し支えない いる。 付を要する事件を議決した場合その送付行爲をもつて 治法第十 のみ同法第十六條第 Ø て議 通り同 議會の會期が三日であつた場合は會議の結果報 會 たも の會期が三日を超える場合において議決の日 六條第一 行為をもつて處理している。但し のとみなして差し支えないか。 項第 百二十三條第三 項及び第二百三十八條によりその都 項 及び第二百三 本市議會の場 會期 巾 告の に送 會議の から三 みで 付 合 餱 度 を は

えることはできない。第三項の報告とを同時に行うことは差し支えないが、一をもつて他に代第三項の報告とを同時に行うことは差し支えないが、一をもつて他に代法第十六條第一項又は第二百三十八條第一項の送付と、第百二十三條

か。問に臨時會の招集告示と付議事件の告示とは同一行為でなければならな問に臨時會の招集告示と付議事件の告示とは同一行為でなければならな

答 ないが、 いものと解される。 隔時 會に 必ずしも招 小 議すべき事件は 集の告示と同時に行わなければならないものではな 少くも 招集 の日 ま でに告示しなけれ ば なら

〇地方自治法第百七十六條の疑義について

(昭二六、一〇、一二、地自行發第三一九號)

問 政質例回答は如何なる意味であるか。 の議決し の規定を適用することができない」との昭二五、 地方自 地方自 該議決が効力を生ずるるとについて又はその執行に闘して異議若しく 行 治 の中には否決も入るものと解するが、 治法第百七十六條 る議決をいうのであつて、 法 第百 題は生じないので再議の - 法律第 七十六條第一 一四三號の 弟 一項にいう「議決について異議があるとき 項の再議に付することの 改正 前の地 對象とはならないとの意であ 否決されたものについては効力又 方自治 「法第百七十六條第一項 六 法第百七十 八行發第九三號行 できる 六條第一 る。 は

とは、 中 項 きると解 iC Ø 限 「議決 -るとの行政質例があるが改正後の「送付を受けた日から十日以内」 E Ø の目から十日 せられるがどう 期限内であれば臨時議會を招集して、 以 から 内」とは、 その制度の趣旨からみて同 再議に付することが 會

받 られたい。 お見込の通 なお地方自治月報第八號第十 - 頁改正 量規定の 說明 を参 飁

問 する場合は 議決された條例又は豫算を會期中に送付を受けたとき、 會期中に限ると解すべきか。 長が 再議

二により承知せられたい。

地方自治法第九十六條第一項中に規定する 損 害賠償の額を定める件について

間

行政課長回答 三號

を す YC 0 7) 起し る損 属する損害賠償の額を定めることとして、 金 醫療費及び見舞金を贈ることにより、 地 一額の決定 方自治法第九十六條第 (害賠償 たが、 當事者(市営局及び被害者) については、 の額を定めることについ その金額の多少にかかわらず法律上その義務 項第十一號に規定する法律上その義務 Ċ 示談となった場合、 間に、 市消防職員が誤つて交通事故 當然議會の議決を必要とす 市営局より 被害者に對 これら二件 に脳

醫療費及 び見舞金が損害賠償のためのもの C あるときは お 見 込 の 通

る

間 右 いて長の専決處分 Ø 定の 事由の 金額を限度と 有無に 반 为 9) L Ø L わ る てひめ議決により特 5 とと -g: 地 方自 γjs で きるかっ 治 法第百 K 指 條第 定 し そ 項 Ø 0 簓 規 定 团 内 T 基 K

お見込の通り。

)地方自治法第百五十六條の行政機關 置 0

について 、滋賀縣總務野長宛 行政課長回答、昭二六、一〇、一五、地自行發第

號

答 間 J 團 營造物の設置、 慢の事情 昭和二十三年 定等を指するのであるが、 「條例叉は規則につ 當該營造物の性質等により適宜必要な事項を規定すれば 管理に闘する一般的事項、 九月四日自發第七〇八號廣島縣總務部長宛自治 いて」 三中 その具體的内容については當該地方公共 「基本的事項」とは何を指すか。 當該營造物を設置する旨の 課長回

當該條例の具體的內容が明らかでないの 旨に鑑み適當でないと解され ľC 三條は營造物の設置等に關する一般的規定であるから、 第百五十六條個々の行政機關の設置に關する規定 地方自 .基く貴縣條例は必ずしも適當で なければならない。こと規定することは、 設置したときは、 治 法第二百 その名称、 十三條の規定に基く條例 る。 位置及び目的その他必要な事項を告 ないとは解 で確答致 同法第百五十六條の てお され し銀 な で Ś て あり るが地 「知事は營造 御服 同 法第 方自 會 <u>ή</u>. 二百 同 法 治 趣 物

〇議員に對する報 支給について 酬及び費用辨償の

\群馬縣議會事務局長宛《行政》(昭二六、一〇、二三地自行發

間 する。 擧の日 報酬 と解してよいか。 退職滿期の場合はその日まで支給する」と規定している場合は から常選告示に至 及 U. 費 償 條 例 るま 17 \$ 0 V の期間に 7 「就職 0 の日から日割計算でこれを支給 いては支給することが でき 選

見込の通り。

間 方として前間 た月分から退職又は 一示が月の 任期滿了 再選の議員に對しては重復して支給することになるか、 下旬 か この規定の方法といずれを適當とするか。 の場 月二十 合に 死亡した月分までを支給する」と規定している場合 九 おい H て、 任 期 議員報酬及び費用辨 滿了前 O 般選舉 が四 償條例に 月二十 條例の 一就職 Ħ

定

間

當

前段お見込の

後段重復支給にならぬよう 條例 を 定 め ること *h*? ,適當 で あ స్థ

〇農業委員會の委員及び書記の 並 びに給與の支給方法について 報 酬 費用辨

總務部長宛、昭二六、一〇、一〇、 行政課長回知 一七號北海 道

質上條例をもつて規定し支給することが適當の 議決を經て措置すべきものと解しておるがどう 條例で規定するとすれば、 農業委員會 及び農業委員會の書記に對する給與について の規定による農業委員會の 地方自治法第九十六條第二項 委員に對する報酬及 ように考えるが は、 これら給與等の により 介び費 どう 事 用 が性

0 項 農業委員會 形式で定めて差し支えない。 酬及び費用辨償の方法については、 の規定に基き條例 の書記の給與については、地方公務員法第二十 で定めなければならないが、農業委員會の委員の 當該地方公共團體におい 辿 て任意 條第六

例 で議決事項として指定することが必要である。 條例で規定する場合においては、 地方自治法第九十六 條第二項 0 條

間

す

O |警察法第四十條第三項による住民投票に 關する疑義につい

,福島縣總務部長宛

行政課長回答

昭二六、一〇、一二、地自行發第三

間

第四

-|-

條第三項

K

t

り住

民投票により自治體警察署を維持

L

な

移が行われたときに廢止されるものと解する。 十二百 自治體警察署は警察法第四十條の ととに 法律第二三三號)第三號によりその警察維持に關 合は 廢廳上解 て差 三第八項及び附則 支えな き 丽 4 和二十六年 る責任

Ø

嚩 六

b Ŕ 町村議會に において 條文の誤つた議案を決議した場合 17 ts V 7 も有 劾 な

いことを住民投票に付するの 例 〇〇町警察署を警察法第四十條 4: を決議決定した場合。 の二に より 當町 警察署 を 維 持 L な

(正條文は警察法第四十條第三項)

6 且 設問の場 4) 1 警察を維持しないことを住民投票に付する旨」の議決であることが明 であるから、 單なる文字の誤謬であつて警察法第四十條第三項の規 根據條文を示すことは必ずしも法律上の 瑕疵あるものであるが無効ではないと解する。 要件 では 定 K なく、 基 ζ

自治體警察廢止に伴う疑義について

福岡縣知事知の、昭二六、一〇、 行政課長回答

間 答 警察維持の ろう 撘 それは警察維持の責 祭法 か退職金支給の問題からいずれに解するのが適當である 0 部 責任の國 を改 正する への轉移の 任の轉移と解すべきか、 法 律に基き町 結果、 自治體警察は廢廳 村 が自 治體警察を廢 廢廳と解すべき ic. 灰 るも ıĿ L た場 0 で 1-あ

二三發達第二十一號) 額の す 心時まで 警察法 べきものと認められるが、 を支給できな Ø Ø を嘗該市町村が負擔することとなつているが ないの 施行 全在職期間分 いが、 K を理 い自治體警察の職員となつた者が退 由とし 可 この場合國警在職期間中 (國警在職期間を含 村の條例中に通算規定を設 その 5 市町村は、 措置あり څ <u>t</u> 國警在職期 に對する 退 職 定しない場合(手 (昭二五、 當 憪 職 で rþi 退 L た場 國 Ó 職 退職手 手信 支給 合

答 者に 手當の支給を受けることができる。 法上 た 者 . つ い は、 らの措置 7 國警職員を退職するときて、 常該町 は存じないが自治體警察廢止により、 村において退職手當の支給を受けなかつたりないが自治體警察廃止により、國警職員に 全在職期間分に對して退

問三、 方法も財政上 問二の場合通算規定を町 の効力は有効であるか。 T 九月三十日以前に遡及適用することは適常で の理由 により 村條例 減額の目的を以 中に遡及 人規定 ٠<u>ر</u> Ħ ないと思料されるが |警廢止後條例を改 同 時に退職金算 .正. 出

答 変に る。 通算規定を設け、 することは既得權を浸すもの て常該市町村の自治體警察在 その適用を遡及することは差し支えない であるかぎり、 職中の退職金算 出方法を減額乃至低 できないもの が、 と解 そ れ***** K

〇代執行法中の疑義につい て

福岡縣議會事務局昭二六、一〇、二 周長宛 行政課 E一三、地自行發第 K長回答 () ()

間 み 及 る條例をも含むかっ でなく、 び條例を含む以下同じ)」中の條例は法律の個別的な委任に基く條例の 政代執行法第二條の規定する「法律 地方自治法第十四 條第一項及び第一 . (法 律の IJ の規 委任に基く命令、 党に悲 V T 制 定さ 規 厠

お見込の通り。

〇墓地の後營について

廣島縣東京事務昭二六、一〇、 務所長宛 地 行政行 課發 長第 回三

間 法の規 地方公共 定 八團體の は 排除 されるも 經營する墓 のと解してよい 地 は、 營造物とし から て そ Ø 使用關係 K は

答 お見込の 孤 b)

問 墓地 心はその 性 質と一 定 Ø 區 域 な 分割 的 区且 つ永代的 に使用 させること

> る期間 第二一三條第二項の K か。 なるが、 にわたる獨占的な使用の許 墓地 をそ 「獨占的なの本來の」 な利益を與えるよう 目 时 可 に従つて には該當し 使 用 ださせ ないものと解するが な處分叉は十 ることは地 方白 年 -を超え 治 法

お見込の通り。 條例に 定める 논 ح ろ 17 より 住 民 T 對 般 的 10 解 放 L た Ь 0 で あ ħ ば 5

〇縣選擧管理委員長を被告とする村長

選擧の訴訟につい て

(行政課長電気)

電信回答の、

岩手縣地方課長宛

間 第 K. る問題につき返電乞う。 九十六條の規定による縣議會の議決は要しないと解され 縣 選 『擧管理委員長を被告とする村長選舉の訴訟については こるが差 地 方自 し掛 治 法

電照 ※訴訟 の件お見込の通 ŋ.

〇電氣料金値上げ問題 に關 する

公聽會の開催について

、長崎縣議會事務局長宛 行い昭二六、一〇、一五地自行

題 電 に關して公聽會を開催することができるか。 力對策特別委員 P (縣議會特別委員會) にお \vee て電気料金の 値上 げ

間

意見をきくことが適當と認められる場合にお 關係行政機關に對する意見書の提出の議決等の いては、 た め お見込の通り。 利 害關係者等

〇豫算發案權の疑義につい

般

、千葉縣潞務部長宛 行昭二六、一〇、二四、

間 す ととは差 追 加豫算議決の際、 し支えな いと 既定豫算中にある款項については新たに款項 Ø 見解 ۲. の場合も新たに款 項 を起 すことは を起

長の發案權の侵害であるとの見解があるがいづれが正しいか。

答 後段お見込の通り。

答《長の發案にかかわらないものについてはお見込の通り。(は同一の節内に新たに附記を加えることは發案權の侵害となるか。)問《同一の項内に新たに目を設け又は同一の目内に新たに節を設け若上

)知事の專決處分事項について

間

長野縣總務部長宛 行政課長回答)昭二六、一〇、二四、地自行發第三四六號)

b 決により知事の専決處分とするのは一般的には適當であるとはいえない するものとされている事項を、 議會の指定議決に付 所問の條例により議會の議決事項とされているものを、 又は議會の議決に付すべき契約に闘する條例) 本縣の場合は「議會の議決又は住民の一 個別的事件について、やむを得ない事情 一條との關連もあり、 これが取扱いの適否に これを知事の専決處分としたいが、 事務處理上の必要から法第百八十條によ 般投票に付すべき財産、 があれ ついて承りた により議會の議決を要 ば差し支えないもの 更に議會 法第百七 の議

訂正の上執行した行為について 〇議長名で提案議決し後目議員と

(昭二六、一〇、二四、秋田縣由利郡象潟町)

爲も無効と解してよいか。 法令違反であるから、その議會の議決は無効從つて、それに悲く執行行法令違反であるから、その議會の議案の議決は最初の提案において旣に案者議長何某とあるを、議員と訂正し、しかるのち、その訂正について案者議長何某とあるを、議員と訂正し、しかるのち、その訂正について「明議會議長名で提案せられた議案が可決されたが、町営局は専決で提

問

効となるものとは解されない。答「諮問の如き處理扱いは妥當を欠くが議會の議決及びその執行爲が答「諮問の如き處理扱いは妥當を欠くが議會の議決及びその執行爲が

無

政務次官• 事務次官(各廳次長)一覽表

拊 闷

(X)

収

務

次

 $\tilde{\mathbf{H}}$

2][

務

次

Ħ

N

劉

냚 大

務

(總裁)

務 FIL

爺吉

Ш 11

茂 茂 11

原 野

市郎

非

П

ţį

夫

(昭和
七
=
二現在

			•					
勞		ク公	民	社	農	自	絮 /	
農	ラ ブ政	ラ ブ正	È.	會	協	FH	役員名	
池	[]]]	坂	菊	≡	浜	庚	議	北海
戶	人	東	地	澤	Ш	本	貫	道
芳	源	秀太	=	ī1 ² .	治	與	會	議會
	ili	館	三之助	男	作	기학	長	各
			大	森	棚	ŝ	間.	派議
			島	Ш]1]	澤	會	議員會役員表
	ļ		Ξ		忠	麡		一份
			朓	拊	세	1.	長	員
	岩幹	坂	Fi	太	i(i))	槌	幹	3 X
	林惠	東	坂	Ш	11	i i l	3H	三月
	次	浩	詩美	盆		耐		<u> </u>
	棉		雄	夫	孙	ÖÖ	長	4:
					政調	政總訓務	摘	田現在)
	, !				争			. U
				1	二瓶	立西原田		
					紫玉	排信	爂	-

國務

岡

野 П 崻 野 東 東 村 Ш 茁 縢 藤 上. 椐 H泚 野

711

鬃

냚

珳

維野

加 朥

岡 岡

刃

入 麔

交 野 原 Ш П 原 E1 井 本 木

太 檠 īE. 篤

羢 雄 國務

輸周

Ŀ. 酮 Ш 塚 溝 213.

吉 泰

絈

所特顯北長語長自長物部輝長行 別 海 湖長道 償 治 償長安 管 定 理 管廳官裝官廳官廳官廳官本官廳

撟 英 英 篤太郎 玔 患 築 榮 義 龍太郎

蒃 雌 雄

根長 岡次河次鈴次渡次平嗣 大次 官 長 長 長 長 長 野長 道 田 崎心木 邊心 井信木 沿 包 一 俊 逸 富得 克

國務

周

勞

dr G

市

郍

寺 靱

作

電

氣

通

兼佐

上作 作

> 郎 齌

勉

甦

設 舾 信 政 輸 業 林 4: 部 誠

野

俊 \equiv 太

郎

ıþ

Ш 本

政 胝

美

(郎次

兼木

郵 運

l/c

李

野

朥

三 鰤

村 髙 RR

佐 木 Ψŕ 松 今 西 龍 石i

秀

11

牛 大

> Ė 水 添 崎 高 Ш

> 辰 髙 利 太 第 IE.

農

弘、 溉 ij 剪 篤 太郎

禪

原 野

朥 \equiv 助 딘 郞

作

[1]

俊 715 賴 忠 直 喜

Ш Ш 宫 Н 舟

行

脬 文 大 法 外

> 天 池 木

酤 īĦ

> 村 村

洒郎

吉

14 村

人

通

蕳

産.

内閣官房長官	図務 童務及び図	除家
保利	临	大橋武
茂 内閣官房副長官	猛	夫
官 劍 木 亭 弘		長官 增原惠吉家本部長官務 藤 昇

70

日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約

第三條に基く行政協定及び交換公文

る條件は、 日米安保條約第三條アメリカ合衆國の軍隊の日本國内及びその附近における配備 兩國政府間の行政協定で決定する を規律す

(北海道諾會時報第三卷第一一號登載)

との規定に基く、日米行政協定は、二月二十八日正午、外務省大臣室で、岡崎國務 ランク特派大使の日米雨代表によつて、正式に調印された。

八條 ③緊急事態の措置についての第二十四條 ④經費分擔についての第二十五條、 **なる點は ①刑事裁判管轄權に關する條約第十七條 ②民事裁判管轄權に關する第十** 本文二十九條、それに、ラスク、岡崎間の交換公文より成つている。同協定中の主要 の權利、日本の社會一般との關係、米軍の行動方法などを規定したもので、前文及び この行政協定は、日米安保條約に基いて、講和條約簽劾後も、日本に駐留する米軍

關税についての第十一條、課税についての第十三條の規定などであるが の深い米軍の駐留兵力については協定には明示されていない。なお米軍駐留地域につ 交換公文でりたわれている。⑥また第十四條の米國請負業者が日本では、裁判管轄權 いては、調印後連かに「豫備作業班」を設けて、個々の施設や區域を決めていく旨が

おける合衆國の陸軍、卒軍および海軍の配備に關する規定を有する安全保障係約に署 前文。日本図および米図合衆図は一九五一年九月八日に日本図内およびその附近に

る條件は函政府間の行政協定で決定すると述べているので また同條約第三條は合衆國の軍隊の日本國内およびその附近における聖備を規律す

に掲げる條項によりこの協定を締結した。 を締結することを希望するので、よつて、日本國政府及びアメリカ合衆國政府は、次 且つ、兩國民間の相互の利益及び敬意の緊密なきずなを强化する實際的な行政取極め また、日本國及びアメリカ合衆國は、安全保障條約に基づく各自の義務を具體化し

用語の定義=この協定において

を除いて米軍人軍屬に準ずる地位を與えられていることは注目される。

(ロ) 『合衆國軍隊の構成員』とは、日本國の領域にある間におけるアメリカ合衆國の 陸軍、海軍又は卒軍に屬する人員で現に服役中のものをいう。

(b)『軍屬』とは、合衆國の國籍を有する文民で日本國にある合衆國軍隊に雇用され で合衆國が日本國に入れたものは、合衆國民とみなす。 **掲げる者を除く)をいり、この協定のみの適用上、合衆國及び日本國の二重國籍者** これに勤務し又はこれに簡件するもの(通常日本國に在留する者及び第十四條=に

- 『家族』とは次のものをいり
- 配偶者及び廿一歳未滿の子
- (2) 父母及び廿一歳以上の子でその生計費の半額以上を合衆國軍隊の構成員または 軍屬に依存するもの。

第二條 施設、區域

- (2) 日本國及び合衆國は、いずれか一方の當事者の要請があるときは前記の取極を (1) 日本國は、合衆國に對し、安全保障條約第一條に掲げる目的の遂行に必要な施 再檢討しなければならず、また、前記の施設及び區域を日本國に返還すべきことは 區域」には、常該施設及び區域の運營に必要を現存の設備、備品及び定済物を含む 新たに施設及び區域提供することを合意することができる。 二十六條に定める合同委員會を通じて兩政府が締結しなければならない。「施設及び の協定の効力發生の日までになお耐政府が合意に達していないときはこの協定の銃 設及び區域の使用を許すことに同意する。個々の施設及び區域に關する協定は、こ
- (3) 合衆國軍隊が使用する施設及び區域は、この協定の目的のため必要でなくなつ 要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。 たときは、いつでも日本國に返還しなければならない。合衆図は施設及び區域の必

- (4)(a)合衆國軍隊が射撃馬及び演習場のようた施設及び區域を一時的に使用してい ないときは、日本國の常局及び國民は、それを臨時に使用することができる。しか 有害でないことが合意された場合に限る。 し、この使用が、合衆國軍隊による當該施設及び區域の正規の使用の目的にとつて
- (a) 合衆國軍隊が一定の期間を限つて使用すべき射撃場及び智演場のような施設及 るこの協定の規定の範圍を明記しなければならない。 び區域に隔しては、合同委員會は、當該施設及び區域に關する協定中に、適用があ

権利、権力、権能

- (1) 合衆國は、施設及び區域内において、それらの設定、使用、運營、防衞又は管 て、それらの支持、防衞及び管理のため前記の施設及び區域への出入の便を闘るの 施設及び區域に隣接する土地、領水及び空間又は前龍の施設及び區域の近傍おにい 理のため必要なまたは適常な權利、權力及び權能を有する。合衆國はまた、前記の なければならない。 ひ區域外で行使するに當つては、必要に應じ合同委員會を通じて函政府間で協議し に必要な權利、權力及び權能を有する本條で許與される權利權力及び權能を施設及
- (2) 合衆國は、前記の權利、權力及び權能を、日本國の領域への、領域からの又は 保している電力、設計、放射の型式及び周波敷の電子裝置を日本側からの放射によ 及びこれらに類する事項に關するすべての問題は、相互の取極により解決しなけれ 使しないことに同意する。合衆國が使用する電波放射の裝置が用いる周波敷、電力 領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるよりな方法によつては行 る妨害を受けないで使用する權利を有する。 ばならない。一時的の措置として、合衆國軍隊は、この協定が刻力を生ずる時に留
- (3) 合衆國軍隊が使用する施設及び區域における作業は、公共の安全に妥當な考慮 を排つて行わなければならない。

第四條

- Ì 回復し、またはその回復の代りに日本國に補償する義務を負わない。 還するに當つて、當該施設及び區域をそれらが合衆國軍隊に提供された時の狀態に 合衆國は、この協定の期間滿了の際またはその前に日本國に施設及び區域を返
- (2) 日本國は、この定協の期間滿了の際またはその前における施設及び區域の返還 その他の工作物について、合衆國にいかなる補償をする義務も負わない。 の際、常該施設及び區域に加えられている改良またはそこに残される建物若しくは

- 第五條 出入、異動 (3) 前記の規定は、合衆国が日本国との特別取極に基いて行う建設には適用しない
- (1) 合衆國及び合衆國以外の國の船舶及び航空機で合衆國によつて合衆國のために 又は合衆國の管理の下に公の目的で運航されるものは入港料又は着陸料 を 課 せら 令に從つて入國させなければならない。 を與えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機に積載されているときは、 れないで日本図の港叉は飛行場に出入する權利を與えられる。この協定による免除 日本國の當局に通告を興えなければならず、それらの貨物又は旅客は、日本國の法
- (3) 1に掲げる船舶が日本國の港に入る場合には、通常の狀態においては、日本國 の間を移動する權利を與えられる。 區域に出入し、それらの間を移動し、並びにそれらの施設及び區域と日本國の港と 合衆関軍隊の構成員及び軍鬬並びにそれら家族は、合衆関軍隊が使用する施設及び

(2)「丁に掲げる船舶及び航空機、合衆國政府所有の車輛(機甲車輛を含む)並びに

但し、水先人、使用したときは、相當な料率で水先料を支拂わなければならない。 の當局に適當な通告をしなければならない。前記の船舶は、强制水先を免除される

航行通信方式

- (1) すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の體系は、緊密に協調して競 達を閊るものとし、かつ、集劇安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合す るものとする。この協調及び整合を闘るため必要な手續及びそれに對するその後の 變更は、相互の収極によつて定める。
- (2) 合衆國軍隊が使用する施設及び區域並びにそれらに隣接する領水又はそれらの つ、それらの施設を變更し、または新たに設置する前に豫告をしなければ ならな 日本國及び合衆國の當局は、その位置及び特徵を相互に通告しなければならず、か 日本國で使用されている樣式に合致しなければならない。これらの施設を設置した 近傍に置かれ、または設置される燈火その他の航行補助施設及び航空保安施設は、

第七條 公共業務の利用

先權を享有する權利を有する。 されるすべての公益事業及び公共の役務を利用する權利並びにその利用における優 い條件で、又は日本國政府に關し、日本國政府によつて管理され、若しく は 規 側 合衆國軍隊は、日本國政府の各省各廳に當時適用されている條件よりも不利でた

第八條

のとする。 **空機闘若しくは世界氣象機關の加盟國となつた結果として生ずべき變更を受けるも** 但し、その手續は隨時に雨政府間で合意されるべき變更または日本國が國際民間航 日本國政府は現行の手續で、次の氣象業務を合衆國軍隊に提供する事を約束する

- (艹) 地上及び海上からの氣象觀測(「X」及び「T」という位置にある氣象觀測船から の観測を含む)
- (b) 氣象資料(中央氣象台の定期的概報及び過去の資料を含む)
- 航空機の安全且つ正確な運航のため必要な氣象情報を報ずる電氣通信業務
- **(d) 地震観測の資料(地震から生ずる津波の豫想される程度及びその津波の影響を** 受ける區域の豫報を含む)

第九條 入

- (-) 合衆國は、この協定の目的のため合衆國の軍隊の構成員及び軍屬並びにそれら の家族である者を日本國に入れる權利を有する。
- (2) 合衆國軍隊の構成員は、日本國の旅券及び査證に闘する法令の適用から除外さ または住所を有する權利を取得するものとみなしてはならない。 に關する日本國の装令の適用から除外される。但し、日本國の領域に永久的な居所 れる。合衆國軍隊の構成員及び軍屬並びにそれらの家族は、外國人の登錄及び管理
- (3) 合衆國軍隊の構成員は、日本國への入國または日本國からの出國に當つては、 次の文書を携行しなければならない。
- a 氏名、生年月日、階級及び番號、軍の區分並びに寫真を掲げる身分證明書
- (b) 合衆國軍隊の構成員としての個人の身分又は集團の地位及び命令された旅行を 身分證明書のため前記の身分證明書を携行しなければならない。 證明する個別的又は集團的旅行の命令書、合衆國軍隊の構成員は日本國にある間の
- (4) 軍廟、その家族及び合衆國軍隊の構成員の家族は、合衆國の當局が變給した適 ある間その身分を日本國の當局が確認することができるようにしなければならない 當な文書を携行し日本國への入國若しくは日本國からの出國に當つて又は日本國に
- (5) 本條1に基いて日本國に入國した者の身分に變更があつてその者が前記の入國 の權利を有しなくなつた場合には、合衆國の當局は日本の常局に通告するものとし また、その者が日本國から退去することを日本國の當局によつて要求されたときは

ければならない。 日本國政府の負擔によらないで相當の期間内に日本國から輸送することを確保しな

第十條 自動車

- **緩給した運轉許可證若しくは運轉免許證又は軍の運轉許可證を、運轉者試驗又は手** 敷料を課さないで、有効なものとして承認するものとする。 日本國は、合衆國が合衆國軍隊の構成員及び軍覇並びにそれらの家族に對して
- (2) 合衆國軍隊及び軍屬の公用車輛は、それを容易に識別させる明確な番號標又は 個別の記號を附けていなければならない。
- (3) 合衆國軍隊の構成員及び軍屬並びにそれらの家族の私有車輛は日本國民に適用 される條件と同一の條件で取得する日本國の登錄者號標を附げていなければならな

第十一條

- (1) この協定中に規定がある場合を除く外合衆國軍隊の構成員及び軍屬並びにそれ らの家族は、日本國の税闘當局によつて執行される法令に服するものとする。
- (2) 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機關又は第十五條に定める諸機關が合衆國 の目的のために受領すべき旨の適當な證明書)を必要とする。 施設に最終的に合體されるべき資材、需品及び備品にあつては、合衆國軍隊が前記 調達機關义は第十五條に定める諸機關が輸入するものである旨の適當な證明書(含 他の課徴金を課さない。前記の資材、結品及び備品は合衆國軍隊合衆國軍隊の公認 及び備品又は合衆國軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合體されるべき め輸入するすべての資材、需品及び備品並びに含衆國軍隊が専用すべき資材、需品 軍隊の公用のため又は合衆國軍隊の構成員及び軍屬並びにそれらの家族の使用のた 衆國軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は前記の軍隊が使用する物品若しくは 資材、需品及び備品は、日本國に入れることを許される。この輸入には、關稅その
- (a) 合衆國軍隊の構成負若しくは軍屬が日本國で勤務するため最初に到着した時に (3) 合衆國軍隊の構成員及び軍屬並びにそれらの家族に仕向けられかつこれらの者 いては、闘税その他の課徴金を課さない。 の私用に供せられる財産には、關稅その他の課役金を課する。但し、次のものにつ
- 輸入し、またはそれらの家族が當該合衆國軍隊の構成員若しくは軍屬と同居するた

これらの者が入園の際携行する私用のための携帶品。め最初に到許した時に輸入するこれらの者の私用のための家具及び家庭用品並びに

- (h) 合衆國軍隊の構成員又は軍闘が自己又はその家族の私用のため輸入する車輛及び第15。
- 事郵便局を通じて日本國に輸送されるもの。 通常日常用として購入されるような種類の相當量の衣類及び家庭用品で、合衆國軍へと) 合衆國軍隊の構成員及び軍屬並びにそれらの家族の私用のため合衆國において
- | 闕税及び内國消費税を拂いもどすものと解してはならない。| | 關當局が徴收する關稅及び內國消費稅が旣に徴收された物品を購入する場合にその|| 名及び3で與える免除は物品の輸入の場合のみに適用するものとし輸入の際稅
- (5) 税關檢査は、次の場合には行わないものとする。
- |関軍隊の構成員| |の合により日本国に入國し又は日本國から出國する合衆國軍隊の部隊又は合衆
- (上) 公用の封がある公文書。
- 、小、易免の色色でですで日本園に強くなって効晶は、腸免の色金を受すて含ま物(6) 日本國及び合衆國の當局が相互に合意する條件に従つて處分を認める場合を除る軍事貨物。
- 品を輸入する權利を有しない者に對して日本國内で處分してはならない。(6) 日本國及の免除を受けて日本國に輸入された物品は、關稅の免除を受けて當該物(6) 日本國及び合衆國の當局が相互に合意する條件に従つて處分を認める場合を除
- 物品は、關稅その他の課徴金の免除を受けて再輸出することができる。(7) 2及び3に基いて關稅その他の課徴金の免除を受けている日本國に輸入された
- 措置を執らなければならない。 構成員及び軍屬並びにそれらの家族に與えられる特權の濫用を防止するため必要な(8) 合衆國軍隊は、日本常局と協力して、本條に從つて合衆國軍隊、合衆國軍隊の
- 援助しなければならない。 ため、日本國の常局及び合衆國軍隊は、調査の實施及び證據の收集について相互に(9)(8)日本國政府の税關當局により執行される法令に對する違反行為を防止する
- 可能なすべての援助を興えなければならない。行われる差押えを受けるべき物件が税關當局に引き渡されることを確保するため、り) 合衆國軍隊は、日本國政府の税關當局によつて行われ、又は稅關當局に代つて
- (c) 合衆國軍除は、合衆國軍隊の構成員若しくは軍屬又はそれらの家族が納附すべ

ならない。 き關税、租税及び罰金の納附を確保するため、可能なすべての援助を興えなければ

き渡さなければならない、の税協常局が差し抑えた合衆國軍隊に闘する車輛及び物件は、關係部隊の常局に引の税協常局が差し抑えた合衆國軍隊に闘する事輛及び物件は、關係部隊の常局に引の税協常局が差して日本國政府

第十二條 物資と勞務の調達

選擇に關する制限を受けないで契約する權利を有する。 國で供給されるべき需品叉は行われるべき工事のため、供給者又は工事を行り者の(1) 合衆國は,この協定の目的のため叉はこの協定で認められるところにより日本

又はその接助を得て調産しなければならない。 - 名常局との調整の下に、また、望ましいときは、日本國の權限のある常局を通じてその調達が日本國の經濟に不利な影響を及ぼ予虞があるものは、日本國の權限のあ(2) 専地で供給される合衆國軍隊の維持のため必要な資材、需品、備品及び役務で

用のため調達する資材、需品、備品及び役務は、日本園の次の租税を免除される。(3) 合衆國軍隊又は合衆國軍隊の公認調達機關が適當な證明書によつて日本國で公

- (〓) 物品税
- (e) 揮發油稅

(F)

迎行院

(d) 電氣ガス税

容易に判別することができる部分をなすと認められるものに關しては、兩政府は、本國軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務の購入價格の相當な且つい日本國の現行の又は將來の租稅で合業國軍隊によつて制達され又は最終的には合衆國軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務は合衆最終的には合衆國軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務は合衆

- 充足される。(4) 合衆國軍隊又は軍屬の現地の勞務に對する需要は、日本國の常局の援助を得て(4) 合衆國軍隊又は軍屬の現地の勞務に對する需要は、日本國の常局の援助を得て條の目的に合致する免除又は救済を興えるための手續について合意するものとする。
- (5) 所得税及び社會保障のための納附金の源泉徴收及び納付の義務並びに、別に相

國の法令で定めるところによらなければならない。の條件、勞働者の保護のための條件並びに勞働關係に關する勞働者の權利は、日本近に合意される場合を除く外、賃金及び諸手當に關する條件のような雇用及び勞働

- (6) 軍屬は雇用の條件に關して日本國の法令に服さない。
- の免除を本條により亨有することはない。 役務の個人的購入に關して日本國の法令に基いて課せられる租税その他類似の公課(7) 合衆國軍隊の構成員及び軍屬並びにそれらの家族は、日本國における物品及び
- 受けて常該物品購を入する權利を有しない者に對して日本國內で處分してはならなく外、3に掲げる租税の免除を受けて日本國が購入した物品は、常該租税の免除を(8) 日本國及び合衆國の當局が相互に合意する條件に從つて處分を認める場合を除

第十三條 課 稅

- **| 産について租税その他類似の公課を課せられない。** (1) 合衆國軍隊は合衆國軍隊が日本國において所有し、使用し、または移轉する財
- (2) 合衆國軍隊の構成員及び軍屬並びにそれらの家族は、これらの者の合衆國軍隊(2) 合衆國軍隊の構成員若しくは第一五人における勤務または合衆國軍隊若しくは第十五條に定める諸機關による雇用の結果における勤務または合衆國軍隊若しくは第十五條に定める諸機關による雇用の結果における勤務または合衆國軍隊若しくは第十五條に定める諸機關による雇用の結果における勤務または合衆國軍隊若しくは第十五條に定める諸機關による雇用の結果の関にある期間は日本國の稅法の適用上、日本國の叛族であるという理由のみによつではなく、また合衆國の所得稅に關し日本國の用本國の租稅の納附を免除するものではなく、また合衆國の所得稅に關し日本國政府または日本國にある諸機關による雇用の結果における職員及び軍屬並びにそれらの家族は、これらの者の合衆國軍隊(2) 合衆國軍隊の構成員及び軍屬並びにそれらの家族は、これらの者の合衆國軍隊(2)
- を定めるものではない。 で規定は、私有車両による道路の使用に擬して納附すべき租税の免除を與える義務の規定は、私有車両による道路の使用による移轉には適用しない。本條を免除される。但しこの免除は、投資のため若しくは事業を行りため日本國におい使用、これらの者相互間の移轉又は死亡による移轉について、日本國における課税本國にあるという理由のみによつて日本國に所在する有機又は無鹽の動産の所有、各國定院の構成員及び軍屬並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本定めるものではない。

第十四條 請負業者

- (1) 通常合衆國に居住する人(合衆國に法律に基いて組織された法人を含む)及び(1) 通常合衆國に居住する人(合衆國に法律に基いて組織された法人を含む)及び(1) 通常合衆國に居住する人(合衆國に法律に基いて組織された法人を含む)及び
- は、この協定による次の利益を則えられるものとする。(2) 前記の人及びその被用者は、その身分に關する合衆國の當局の證明があるとき
- (a) 第五條2に定める出入及び移動の權利。
- b) 第九條の規定による日本國への入國。
- (c) 合衆國軍隊の構成員及び軍闘並びにそれらの家族について第十一條3に定める。
- (d) 合衆国政府により認められたときは、第十五條に定める諸機關の役務を利用す「關税その他の課徴金の免除」
- もの。(c) 合衆國軍隊の構成員及び軍屬並びにそれらの家族について第十九條2に定める(c)
- 用する權利。 (1) 合衆國政府により認められたときは、第二十條に定めるところにより軍票を使
- (8) 第二十一條に定める郵便施設の利用。
- (゠) 雇用の條件に關する日本國の法令の適用からの除外。
- の當局に隨時に通知したければならたい。 ければならず、その到着、出幾及び日本國にある間の居所は、合衆國軍隊が日本國にる 間の居所は、合衆國軍隊が日本國(3) 前記の人及びその被用者は、その身分の者であることが旅券に記載されていな
- 您の證明があるときは、日本國の租稅その他類似の公課を課せられない。 又は移轉する遠價償却資產(家屋を除く)については、合衆國軍隊の權限のある官(4) 前記の人及びその被用者が!に掲げる契約の腹行のためにのみ所有し、使用し
- て所有される財産又は日本國において登録された無體財産権には適用しない。本係される。但し、この免除は、投資のため若しくは他の事業を行りため日本國におい受ける權利を有ずる人若しくは機關への移轉について、自本國における課税を免除又は無體の動産の所有、使用、死亡による移轉又はこの協定に悲いて租稅の免除を又は無體の動産の所有、使用、死亡による移轉又はこの協定に悲いて租稅の免除を入け、前記の人及びその被用者は、合衆國軍隊の權限のある官憲の證明があるときは(5) 前記の人及びその被用者は、合衆國軍隊の權限のある官憲の證明があるときは

定めたものではない。 の規定は私有車両による道路の使用に關して納附すべき租税の免除を興える義務を

- (6) 1に掲げる人及びその被用者は、この協定に定めるいずれかの施設又は區域のまたか、日本國にある期間は前記の課税上日本國に居所または住所を有する期間と建設、維持又は運営に關しての異称の履行に腐してのみ田本國に居所を免除するものではない。これらの者が合衆國政府との契約の履行に關し日本國に居所を有することを授用する前記の人及びその被用者に對し、所得についての日本國に居所を有することを授用する前記の人及びく。また合衆國の所得稅に関し日本國に居所を有することを授用する前記の人及びく。また合衆國の所得稅に関して合衆國政府又は出入稅の納附を免除するものではなく。また合衆國の所得稅に関して合衆國政府と合衆国において結んだ契約に基いて發生建設、維持又は運営に関して合衆國政府と合衆国において結んだ契約に基いて發生建設、維持又は運営に関して合衆國政府と合衆国において結んだ契約に基いて發生建設といる。
- (7) 日本國の常局は、本條工に掲げる人及びその被用者に對し、日本國の法律によつての通告があつたときは合衆國の軍営局は、前記の者に對し、合衆國の法律によつて副すべきものに關して裁判權を行使する第一次の權利の通告があつたときは合衆國の軍営局にできるだけすみやかに通告しなければならない。との通告があつたときは合衆國の軍営局にできるだけすみやかに通告しなければならない。との通告があつたときは合衆國の軍営局は、前記の者に對し、日本國の法律によつて副すべきものに關して裁判權を行使する第一次の權利與えられた裁判權を行使する權利を有する。

《十五條 酒 保 等

- 日本國の規制、免許、手敷料、租税その他類似の管理に服さないものとする。するとができる。この協定中に特別の規定がある場合を除く外、前記の諸機關はず、劇場、新聞その他の護出外資金による諸機關は、合衆國軍隊の構成員及び軍屬(1)(2)合衆國軍常局が公認し規制する海軍販賣所ビーエックス、食堂、社交クラ
- 2) 前記の諸機關による商品及び役務の販賣には、「(5)定める場合を除く外、日他類似の管理に服するものとする。は、當該新聞は、その頒布に關する限り、日本國の規則、免許、手敷料、租稅その6) 合衆國の軍當局が公認し、且つ、規制する新聞が一般の公衆に販賣されるとき
- ける購入には、日本國の租稅を課する。 本國の租稅を課さない。但し、これらの諸機關による商品及び需品の日本國內にお(2) 前記の諸機關による商品及び役務の販賣には、「(5)定める場合を除く外、日
- (3) 日本國及び合衆國の當局が相互に全意する條件に從つて處分を認める場合を除

- れない者に對して日本國内で處分してはならない。 、()の諸機關が販賣する物品は、これらの諸機關が販賣する物品は、これらの諸機關から購入することを認めら
- ・の法令で定めるところによらなければならない。の條件、勞働者の保護のための條件並びに勞働關係に關する勞働者の權利は日本國の條件、勞働者の保護のための條件並びに勞働關係に關する條件のような雇用及び勞働(4) 所得稅及び社會保障のための納附金の源泉徵收及び納附に關する義務並びに別(4)
- により資料を提供するものとする。(5) 本條に掲げる諸機關は、日本國の當局に對し、日本國の稅法が要求するところ

第十六條 日本の法律重

る。 治的活動を憧むことは、合衆國軍隊の構成員及び軍朅並びにそれらの家族の義務であ 治的活動を憧むことは、合衆國軍隊の構成員及び軍朅並びにそれらの家族の義務であ

第十七條 刑事裁判管轄權

- 事協的裁判權を日本國内で行使する權利を有する。この裁判權は、いつでも合衆國事協的裁判權を日本國内で行使する權利を有する。この裁判權は、いつでも合衆國の軍事裁判所及び常局は、合衆國軍隊の構成員及び軍關並びにそれらの家族(日本國の選擇により、日本國との間に前訛の協定の相當規定と同樣の刑事裁判權に關する協定を締結するものとするに掲げる。」
 事協的裁判權を日本國内の協定」が合衆國について効力を生ずるまでの間、合衆國の軍事裁判所及び常局は、合衆國につてい効力を生ずるまでの間、合衆國の軍事機約當事國間の協定」が合家國につてい効力を生じたときは、合衆は、直ちに西消條約當事國間の協定」が合家國につてい効力を生じたときは、合衆は、直ちに西消條約當事國間の協定」が合家國につてい効力を生じたときば、合衆は、直ちに西消條約當事國間の協定」が出る。この裁判權は、いつでも合衆國の軍事條約首集の法律、首等
- (3) 2に定める裁判権が行われる間は、次の規定を適用する。

が放棄することができる。

- (a) 日本國の當局に引渡すことができる。(b) 日本國の當局に引渡すことができる。(c) 日本國の當局に引渡するれた者は、要請に基いて、日本國の當局が逮捕し、か合衆國軍隊に引渡さなければならない。合衆國軍隊の裁判權からのがれ、かつ、施合衆國軍隊に引渡さなければならない。合衆國軍隊の裁判權からのがれ、かつ、施合衆國軍隊に引渡さなければならない。合衆國軍隊の裁判權からのがれ、かつ、施制軍隊の構成員若しくは軍屬又はそれらの家族を犯罪の既遂又は未遂について逮捕するこの、合衆國の當局に引渡すことができる。
- 捕權を有する。日本國の裁判權に服する者で前記の施設または區域内で發見された(5) 合衆国の常局は、合衆國軍隊が使用する施設または區域内において、專屬的謎

ものは、要請に悲いて、日本國の當局に引き渡すものとする。

- に引き渡さ合ければならない。 ができる。前記の者で合衆國軍隊の裁判權に服さないものは、直ちに日本國の當局ができる。前記の者で合衆國軍隊の裁判權に服さないものは、直ちに日本國の當局で、資報國の當局は、前記の施設义は區域の近傍で、當該施設又は區域の安全に對
- にそれらの者の逮捕のため必要充範圍内に限定される。 活動は合衆國軍隊の構成員及び軍屬並びにそれらの家族の秩序及び紀律の維持並び(d) 3(c)の規定に從うことを條件として。施設及び區域外における合衆國軍隊の
- (e) 日本國及び合衆國の常局は、それぞれの裁判所における刑事上の捜査その他の(e) 日本國及び合衆國の常局は、それぞれの裁判所に對してれらの罪を犯した者に對すて相互に援助しなければならない。何人も自己に對する刑事裁判權を有しない裁判で相互に援助しなければならない。何人も自己に對する刑事裁判權を有しない裁判とみなしてその消費を提供することについて協力し且つ捜査を行うことについとみなしてその者を裁判所はない。何人も自己に對する刑事裁判權を有しない裁判を担ける刑事との捜査その他の(e) 日本國及び合衆國の常局は、それぞれの裁判所における刑事上の捜査その他の
- の者の退去を要請するときは、この要請に好意的考慮を與えるものとする。 る事協的權利を有する。合衆國は、日本國政府が正常介事由により前記のいずれか(1) 合衆國軍隊は、合衆国軍隊の構成員並びにそれらの家族を日本國から退去させ
- 逮捕のため必要とされる場合は、この限りでない。
 逮捕のため必要とされる場合は、この限りでない。
 逮捕のため必要とされる場合は、この限りでない。
 は、合衆國軍隊が使用する施設及び區域内にある者若しくは財産を除く)に關する判決があつた場合は、合衆國政府が所有し、または使用する施設及び區域外で、合衆國軍隊の構成員若しくは軍屬又はそれらの家族の身體又は財産を除く)に關する判決があつた場合は、合衆國政府が所有し、または使用する施設及び區域外で、合衆國軍隊の構成員若しくは軍屬又はそれらの家族の身體又は財産について、又は所在地のいかんを問わず合衆國軍隊の財産について理索又は差押を存る権限の範圍内で前記の要素があったときは、そのでは、日本國の常局は、合衆國軍隊の構成員若しくは財産について理索又は差押を行り権利を有したい。
 自本國の常局は、合衆國軍隊の財産について理索又は差押をおりて、工作、
- | 合衆國軍隊が日本國内で執行してはからない。|| 好刑の判決は、日本國の法制が同樣の場合に死刑を規定していない場合には、
- (4) 合衆國は、合衆國の軍事裁判所及び當局が、日本國の法令に違反するすべての

第十八條 民事裁判管轄權

- の常事者に對するすべての請求權を放棄する。
 中の他方の常事者の軍隊の構成員または文民たる職員によるものであるときは他方している間に日本國において被つた負傷または死亡その負傷または死亡が公務執行(十) 各常事者はその軍隊の構成員またはその文民たる政府職員が公務の執行に從事
- るときは、他方の常事者に對するすべての請求權を放棄する。 が公務執行中の他方の當事者の軍隊の構成員又は文民たる政府職員によるものであ(2) 各當事者は、日本國において所有する財産に對する損害については、その損害
- 處理するものとする。 ・ 契約による請求を除えたものから生じる請求は、日本因が次の規定に從つて死亡又は財産上の損害を與えたものから生じ、かつ、日本國において第三者に負傷、不作爲若しくは不作爲又は合衆國軍隊が法律上責任を有するその他の作爲、不作爲(3) 契約による請求を除く外、公務執行中の合衆國軍隊の構成員若しく ほ 被 川 者
- 行動から生ずる請求に闘する日本國の法令に從つて審査し、且つ、解決し、又は裁(a) 請求は、請求が生じた日から一年以内に提起するものとし、日本國の被用者の

判する

- 又は裁判により決定された額の支拂は、日本國が圓でする。(5) 日本國は、前記のいかなる請求も解決することができるものとし、合意され、
- 裁判所による最終の裁判は、拘束力を有する最終的のものとする。 の裁判によつてされたものであるとを問わない)又は支排を認めない日本國の管轄(c) 前記の支拂(解決によつてされたものであると日本國の管轄裁判所による事件
- で分換する。
 ・ 前諸號に從い請求を滿足させるために要した費用は、兩國政府が合意する條件
- る。この辨償は、できるだけすみやかに圓で行わなければならない。合衆國が支拂りべき分擔額に對する辨償の要請とともに、合衆國に定期的に淺附すについての認定並びに日本國が支拂つた額の明細は、定められるべき手續に從つて(c) 日本國が3に從つて承認した又承認しなかつたすべての請求の明細及び各事件
- **問題を合同委員會に附託することができる。 たときは、その常事者は、この協定の第二十六條の規定に基いて協議のためにそのたときは、その常事者は、この協定の第二十六條の規定に基かての決定に同意しなかつるだけすみやかに行わなければならない。他方の常事者がこの決定に同意しなかつたときは、名當事者は、前諸項の質嫌に常り、その人員が公務の執行に從事していたかど**
- ものとする。 のから生ずる合衆國軍隊の構成員又は被用者に對する請求は、次の方法で處理する(5) 日本國内における不法の作爲又は不作爲で公務執行中に行われたものでないも
- **旦つその事件に関する報告書を作成する。
 む)を考慮して公平旦つ公正に請求を審査し、及び請求人に對する補償金を査定しむ) 日本國の営局は、當該事件に関するすべての事情(損害を受けた者の行動を含**
- としてこれを受諾したときは、合衆國の常局は、自ら支拂をし、かつ、その決定及(c) 慰しや料の支拂の申出があつた場合において、請求人がその請求の完全な辯済や料の支拂を申し出るかどうかを決定し、且つ申し出る場合にはその額を決定する(b) 報告書は、合衆國の常局に交附されるものとし、合衆國の常局は遅滞なく慰し
- 影響を及ぼすものではない。. 合衆國軍隊の構成員または被用者に對する訴を受理する日本國の裁判所の裁判權に合衆國軍隊の構成員または被用者に對する訴を受理する日本國の裁判所の裁判權に(d) 5のいかなる規定も、請求の完全な辨濟として支拂が行われたのではない限り

び支拂つた額を日本國の常局に通知する。

- (6) (*)合衆国軍隊の構成員及び文民たる被用者(日本國の裁判所の民事裁判權に服すいが、その他すべての種類の事件については、日本國において訴を提起されることがないが、その他すべての種類の事件については、日本國において訴を提起されることがなる。
- (ト) 含衆國軍隊が使用する施設及び區域内に日本國の當局に引き獲さ 日本國の裁判所の要請に基き、それらの財産を差し押えて日本國の當局に引き獲さき私有の動産(合衆國軍隊が使用する動産を除く)があるときは、合衆國の當局は 合衆國軍隊が使用する施設及び區域内に日本國の法律に基き强制執行を行うべ
- することについて、日本國の當局と協力しなければならない。(c) 合衆國の當局は、日本國の裁判所における民事訴訟のため證人及び證據を提供
- が有することのある民事の訴を提起する權利を害するものではない。 委員會に關停のために附託することができる。ただし、7の規定は、契約の當事者 關する契約から生ずる紛争でその契約の當事者によつて解決されないものは、合同 (7) 合衆國軍隊によるずたはそのための物資、需品、備品、役務及び勞務の關達に

第十九條 爲替管理

- に服する。(1) 合衆國軍隊の構成員及び軍協並にそれらの家族は、日本國政府の外國爲替管理
- 國内または日本國外への移轉を妨げるものと解してはならない。 したもの又は前記の者及びそれらの家族が日本國外の源泉から取得したものの日本協定に關連する勤務もしくは樋川の結果として合衆國軍隊の構成員及び軍屬が取得(2) 1の規定は、合衆國ドルもしくはドル證券で、合衆國の公金であるもの、この
- 防止するため適當の措置をとらなければならない。(3) 合衆國の當局は、2に定める特權の濫用または日本國の外國為替管理の回避を

第二十條軍

(ー) (ロ)ドルをもつて表示される合衆國軍県は合衆國により認められた者が合衆國(ー) (ロ)ドルをもつて表示される合衆國の規則により認められる場合を除く外軍票を会衆國政府は認められた者が、合衆國の規則により認められる場合を除く外軍票をを禁止するため適當な措置を執るもの用いる取引に從事することを禁止されることを確保するため適當な措置を執るもの用いる取引に從事することを禁止されることを確保するため適當な措置を執るもの用いる取引に従事することができる。 工院の使用する施設及び區域内における内部の取引のため使用することができる。 工院の使用する施設及び區域内における内部の取引のため使用することができる。 工院の使用する施設及び區域内における内部の取引のため使用することができる。

及び處罰するものとする。

者又は日本國政府若しくほその機關に對していかなる義務を負うことはないことが認められない使用の結果として、合衆國またはその機關が、これらの認められないび軍屬並びにそれらの家族を逮捕し及び處罰すること並びに日本國における軍票の(4) 合衆國の常局が、認められない者に對し軍票を行使する合衆國軍隊の構成員及

(2) 軍票の管理を行うため、合衆國はその監督の下に合衆國が軍票の使用を認めた(2) 軍票の管理を行うため、合衆國通貨による銀行勘定を維持し、且つ、この勘定に闘するものとし、これに、この施設を維持し且つ運営することを唯一の任務とする職員をものとし、これに、この施設を維持し且つ運営することを唯一の任務とする職員をものとし、これに、この施設を維持し且つ運営するとを唯一の任務とする職員をものとし、これに、この施設を維持し且つ運営するとを職して設置し、及び維持するものとし、これに、この施設を維持し且つ運営する一定のアメリカの金融機關を指定する権づく、軍票の管理を行うため、合衆國はその監督の下に合衆國が軍票の使用を認めた、宣標を含む)を行うことを許される。

第二十一條 郵便局

置し、及び運營する權利を有する。便局との間における郵便物の設達のため、合衆国軍隊が使用する施設及び區域内に設郵便局を、日本國にある合衆國軍事郵便局間及びこれらの軍事郵便局と他の合衆國郵合衆國は、合衆國軍隊の構成員及び軍屬並びにそれらの家族が利用する合衆國軍事

第二十二條 豫備關係

は、日本國政府の事前の同意を得なければならない。「紀本國政府が雇用している者の場合にに編入し、及び訓練する權利を有する。但し、日本國政府が雇用している者の場合に合衆國は、日本國に在留するすべての適格の合衆國市民を合衆國軍隊の豫備役團體

第二十三條 安全立法

3二十四條 防 衛

を遂行するため、直ちに協議しなければならない。 府は日本區域の防衞のため必要な共同措置を執り、且つ、安全保障條約第一條の目的 日本區域において敵對行爲の急迫した脅威が生じた場合には、日本國及び合衆國政

第二十五條 經 費

をかけないで合衆國が負擔することが合意される。 ろにより日本國が負擔すべきものを除くほか、この協定の存績期間中日本國に負擔(1) 日本國に合衆國軍隊を維持することに伴うすべての經費は、2に規定するとと

(2) 日本國は、次のことを行うことが合意される。

び路線権の所有者及び提供者に補償を行うこと。 續期間中合衆國に負擔をかけないで提供し、且つ、相當の場合には、施設、區域及ける施設及び區域のように共同に使用される施設及び區域を含む)をこの協定の存の 第二條及び第三條に定めるすべての施設、區域及び路線權(飛行場及び港にお

衆國政府との間に取極を行うことが合意される。(3) この協定に基いて生ずる資金上の取引に適用すべき經理のため日本國政府と合

第二十六條 合同委

- 内の施設又は属域を決定する協議機關として任務を行う。 安全保障條約第一條に掲げる目的の遂行に當つて使用するため必要とされる日本國との間の協議機關として、合同委員會を設置する。合同委員會は、特に、合衆國が(!) この協定の實施に關して相互の協議を必要とする事項に關する日本國と合衆國(!)
- の手續規則を定め、並びに必要な補助機關及び事務機關を設ける。合同委員會は、者は、一人又は二人以上の代理及び職員團を有するものとする。合同委員會は、そ(2) 合同委員會は、日本國の代表者一人及び合衆國の代表者一人で組織し、各代表

することができるように組織する。「日本國又は合衆國のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに會合

問題をそれぞれの政府に更に考慮されるように移すものとする。 (3) 合同委員會は、問題を解決することができないときは適當な經路を通じて、そ

(1) この協定は日第二十七條 効

ずる。 「ずる。」 この協定は日本國と合衆國との間の安全保障條約が勢力を生ずる日に勢力を生く!) この協定は日本國と合衆國との間の安全保障條約が勢力を生ずる日に勢力を生

置を必要とするものについて、必要なその措置を立法機關に求めることを約束する(2) この協定の各常事者はこの協定の規定中その實施のため豫算上及び立法上の措

第二十八條 改 正

ができる。その場合には雨政府は、適當査經路を通じて交渉するものとする。いずれの當事者もこの協定いずれの條についてもその改正をいつでも要請すること

第二十九條 失 効

以上の證據として、函政府の代表者は、このために正常な委任を受け、この協定に以上の證據として、函政府の代表者は、このために正常な委任を受け、この協定といる。この協定及びその合意された改正は、安全保障條約が有効である間、有効とする。

本書二道を作成した。 一千八日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により 千九百五十二年二月二十八日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により

日本國政府のために。

アメリカ合衆国政府のために。上才同じ年の力とは、

日米代表の書簡

書簡をもつて啓上いたします。「ラスク特別代表から岡崎國務大臣あて

條約及び行政協定に基いて有する權利を條件として、函政府間の合意に基かなければ軍隊による施設及び區域の使用が、それぞれの政府が日本國との平和條約、安全保障設及び區域の合衆國軍隊による使用もまた同時に終了するので、占領に共く微籔による施領が日本國との平和條約の効力發生とともに終了するので、占領に共く微籔による施す、この審謎において、閣下は、日本國政府の見解として、連合國による日本國の占本代表は、本日署名された行政協定の諸條項に關する審議に言及する光榮を有しま

ことを確認します。な代表は、ここに、合衆國政府の見解もまた同じであるならないと陳述されました。本代表は、ここに、合衆國政府の見解もまた同じである

いものの使用の総統を許されれば、撃であります。 臓する協定及び取極が日本国との平和條約の効力發生の日の後九十日以内に成立したよつて、日本国が、前記の協定及び取極が成立するまでの間、施設及び區域でそれに區域の決定及び準備に當つては、避けがたい遅延が生ずることがあるかもしれませんしかしながら、安全保障條約第一條に掲げる目的を遂行するため必要な施設の及び

千九百五十二年二月二十八日 東京において本代表は、貴大臣に敬意を表します。

日本國國務大臣

おいて デイーン・ラスク

岡崎國務大臣からラスク特別代表あて

書簡をもつて啓上いたします。

光榮を有します。. 本大臣は、貴代表が次のように通報された本日付の書簡を受領したことを確認する

約及び行政協定に基いて有する權利を條件として兩政府間の合意に基かなければ介ら軍隊による施設及び區域の使用がそれぞれの政府が日本國との平和條約、安全保障條、設及び區域の合衆國軍隊による使用もまた同時に終了し、從つて、その後ば、合衆國一領が日本國との平和條約の効力發生とともに終了するので、占領に基く徵渡による施可、この審議において、閣下は、日本國政府の見解として、連合國による日本國の占す。この審議において、閣下は、日本國政府の見解として、連合國による日本國の占本代表は、本日署名された行政協定の諸條項に闘する審議に言及する光榮を有しま

確認します。 ないと陳述されました。本代表は、ここに合衆國政府の見解もまた同じであることを

行政協定第二條1には、「個個の施設及び區域に關する協定は、この協定の勢力發生で、發備作業班の任務は、行政協定が勢力を生ずる日に合同委員會によつて引きる中国委員會を通じて兩政府が締結しなければならない。と規定されています。合衆國政府は、この取極をできるだけすみやかに完成させるため協議が緊急に行われるべきものであることは兩政府の意見が一致していることを信じます。このことを念頭において、合衆國政府は、前配の協議を直ちに開始するため、それぞれの政府からの一会の代表者及び必要職な負謝で組織される役偏作業班を日本國政府と協力して設置する用意を有します。強備作業班が作成する取極は、合意が受急に行われるべきものであることは兩政府が合意に達していないときは、この協定の第二十六條に定め生の日までになお兩政府が合意に達していないときは、この協定の第二十六條に定め生じ、豫備作業班の任務は、行政協定が対力を生ずる日に合同委員會によつて引きない。

いものの使用の繼續を許されれば、幸であります。 闘する協定及び取極が日本國との平和條約の効力發生の日の後九十日以内に成立しなよつて、日本國が、前記の協定及び取極が成立するまでの間、施設及び區域でそれに域の決定及び準備に當つては、避けがたい建延が生ずることがあるかもしれません。 しかしながら、安全保障條約第一條に掲ぎる目的を遂行するため必要な施設及び區

を、日本國政府に代つて、確認する光榮を有します。約の効力發生の日の後九十日以内に成立しないものの使用の鬻績を合衆国に許すことが成立するまでの間、施設又は區域でそれに關する協定及び取極が日本國との平和係不大臣は、貴簡の內容を充分に了承した上で、日本國政府が、前記の協定及び取極

合衆國大統領特別代表 デイーン・ラスク殿千九百五十二年二月二十八日 東京において本大臣は、貴代表に敬意を表します。

岡崎勝男

81

とうろうろうろうして とうこう 몳

便

書 室

◎新購入圖書紹介

イエスの生涯 神秘主義と現代 本神社考 と迷 名

世界地理大系 五 世界歷史辭典 七

市區町村蠶會幫員必携 地方薄員のあゆみ

新判例大系(刑事法篇Ⅰ) 平和か無政府狀態か 道德の危機と新倫理

マルクスに代る學設二十集 第一部 新日本法規株式會社 fii *31*. 石

共產黨宣言 大正政治史

=:

ダイヤモンド社 木 誠四郎外

喜多村

施設 第三卷第十二號、第四卷第一號

同 Œ

施

證

局

札幌市議會報 二號

氣通

信

電氣通信年鑑

一九五二年

教育科學辭典 經濟記事の基礎知識

際經濟學

物理理論の研究 近代國家論

迷信調查協議會

モーリヤック

伊號58 陸役せり

本

躱

石 龍 次郎 光郎

玉 彖 Н

飜

Ш

Ø 碎暖鬪

物

· C イヤー

マルクス・エンゲルス 上 良 平外 夫 清三郎

教育委員會月報

十月、十一月號 十二月號

文部省調在普及局 法務府矯正保護局

矯正保護統計月報

圖

名

教育統計

十月一一月號 八號、九號、十號

同同同

16 習得に關する調査報告義務教育における漢字 文部統計連報 五六、五七號 文部時報

經濟學批判 アメリカ經済思想の潮流 メリカ經濟學の旅

毛澤東選集 機械化農業の常識 インテリゲンチヤ

樞機 **職爭を製造する人々** プロレタリアの愛國心 ヒットラー最後の日 卿

> 前 잱 毛

> > 孝 東 毅

ジヤン・カタラ

石原 赤穗浪士 失とともに ホ デ

> キヤサリンT・マーシヤル ヘシリーM・ロビンソン トレボア・ローパー ウジエース・ ダビ 郞

華 行 次

周、哈

與出 版

米ソ戦問答

◎各官公廰その他よりの受贈圖書 ジエトロ 二月號、三月號

平和會議に臨んで 平和條約と私たち

業務月報 北海道勞働經濟 二五號 四四—四六號 制

贈

先

文化財月報 二號 北海道自治 農家の友 二月號 二月號

魚と卵 二月號 北海道農林統計時報 五號、六號 北海道開發大博覽會誌 貿易北海道 二卷十號

[ii]

北海道農林統計協會 札幌市議會事務局 北海道水産孵化場 北海道交易観光課 北海道自治協會 長

農林時報 品種比較試験に於ける作況調査 那實時報 十二月號、一月號

溜

ル 敬

一月號

郵政省貯金局

農林省統計調查部

總理府國立世論調查所

闘する世論調査サンマータイムに 住宅に闘する世論調査 物價調查月報 一月號 物

價廳第一部

日本國との平和條約草案解説 各國の關稅規則 每月勤勞統計調查結果表 十月 勞働省勞働統計調查部 外務省經濟局

務

世界月報 第六卷第十一號 シヤム國關稅定率法 わが國主要産業の實態 第八編 外務省情報文化局 外務省國際經濟局 通商企業局

地方自治月報 第九號 業務月報 十月、十一月號 通產統計月報 十二月、一月號

蕳 別調達 方自治 調查統計部 Æ 廳

同歐

道立勞働科學研究所 海外市場調查會 同

北海道教育委員會 札幌特別調達局

農業改良普及協會

82

	地方公務員の職階制の概要	人事委員會事務概要	國內出版物目錄 昭和二十五年 國立國會圖書館	同 昭和二十六年七月、八月分 同。	收書通報 四四號—四六號 同	青森縣試會提安	岩手縣議會時報 第十一號 岩手縣議會事務局	宮城縣議會時報 第三卷第六號 宮城縣讓會事務局	新潟縣評會提要新潟縣評會事務局	新潟縣講會時報 五號 同	神奈川縣譯會月報第三卷第十號,神奈川縣	析木縣試會月報 一月號	群馬縣試會時報 三卷二號 群馬縣議會事務局	東京都試會月報 一月號 東京都試會議會局	議會 の運営について 大阪府會事務局	議議 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 賞 會 時 報 と は かり は 数 選 會 時 報 と は かり は 数 かり は 数 かり は 数 かり は 数 かり は 数 かり は 数 が の 戦 は かり は 数 が の 戦 は な かり は 数 が が が が が が が が が が が が が が が が が が	月二八 和三 月 卷 月 號 完 卷 月 號 一 四 六 號 一 四 六 號 一 四 六 號 一 四 六 號 一 四 六 號 一 元 號 第三卷第六號 一 元 號 第三卷第六號 一 元 號 第三卷第六號 一 號 第二 號 第二 號 第二 號 第二 號 第二 號 第二 號 第二 號	曾曾曾曾曾曾曾曾曾曾曾曾事事事 單事事務務務務務務務務務務務務務務務務務務務務務
運営について 大阪府會事務 原會 月報 一月號 震會 月報 一月號 電点 野童 野子 四四號一四六號 電 大阪府會事務 高會 時報 第三卷第六號 電 大阪府會事務 高會 月報 第三卷第六號 電 大阪府會事務 高會 月報 一月號 電 大阪府會事務 馬藤會 月報 一月號 群馬縣讓會事務 馬魯 中報 三卷第六號 電 大阪府會事務 高。 東京都籌會 事務 馬魯 中報 一月號 群馬縣讓會事務 馬魯 中報 一月號 群馬縣讓會事務 馬魯 中報 一月號 群馬縣讓會事務 馬魯 中報 一月號 群馬縣讓會事務 馬魯 中報 一月號 群馬縣讓會事務 馬魯 中報 一月號 群馬縣讓會事務 馬魯 東京都籌會廣會 東京都議會 中報 一月號 東京都議會 東海	運営について 東京都評會事務概要 「同学事務概要 「明和二十六年七月、八月分 同一 「	運営について 大阪府會事務 悪意會月報 一月號 常一天院 第一四號 - 四六號 一 同	運営について 東京都評會再報 三巻二號 「	運営について 大阪府會事務 西島 四四號 - 四八號 同	運営について 本文 原 中報 第十一號 三 本 第三 卷 第 六 號 三 本 第三 卷 第 六 號 三 本 第三 卷 第 六 號 三 本 第三 卷 第 六 號 三 本 第 三 卷 第 六 號 三 本 5 本 縣 議會 事務 三 本 5 本 縣 議會 事務 三 本 5 本 縣 議會 事務 三 本 5 本 縣 議會 事務 三 本 5 本 縣 議會 事務 三 本 5 本 縣 議會 事務 三 本 5 本 縣 議會 事務 三 本 5 本 縣 議會 事務 三 本 5 本 縣 縣 議會 事務 三 本 5 本 縣 縣 議會 事務 三 本 5 本 縣 縣 表 縣 表 縣 表 系 系 系 系 系 系 系 系 系 系 系 系 系	運営について 大阪府會事務 三巻第六號 宮城縣灣會事務 三巻第六號 宮城縣灣會事務 三巻二號 神奈川縣 會事務 三巻二號 神奈川縣 會事務 三巻二號 神奈川縣 會事務 抵木縣議會事務 正巻二號 神奈川縣 曾事務 抵木縣議會事務 上巻二號 神奈川縣 音事務 抵木縣議會事務 上巻二號 中京都籌會事務 上巻二號 中京都籌會事務 上巻二號 中京都籌會事務	運営について 大阪府會事務 三巻第六號 南県 京會時報 三巻二號 「同號 京會時報 三巻二號 「同號 「一月號 「「「「「「「「」」」」 「「「」」 「「」」 「「」 「「」	運営について 大阪府會事務	運営について 大阪府會事務 「	運営について 大阪府會事務 評會月報 一月號 本京都評會專務 試會時報 三卷二號 群馬縣譯會專務 試會時報 一月號 本京都評會專務	いて三巻二號	三巻二號	いて一月號	いて			第三一號	京都府議會事務局
議會時報 第二条第十號 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣	談會時報 第三卷第十號 神奈川縣 曾事務概要 間	議會時報 第三卷第六號 宮城縣灣會事務議會時報 第三卷第六號 宮城縣灣會事務議會時報 五號 第二卷第六號 宮城縣灣會事務議會時報 五號 第二卷第六號 宮城縣灣會事務議會時報 五號 用刊: 大阪府會事務 高。 東京都籌會身報 一月號 群馬縣灣會事務 馬。 東京都籌會事務 馬。 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務	議會時報 第三卷第六號 宮城縣灣會事務議會時報 第三卷第六號 宮城縣灣會事務議會時報 五號 第三卷第六號 宮城縣灣會事務議會時報 五號 河門號一門六號 河縣縣灣會事務 高會月報 一月號 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣	議會時報 第二卷第六號 岩手縣議會事務議會時報 第三卷第六號 岩手縣議會事務議會時報 第三卷第六號 岩手縣議會事務議會時報 五號 岩三卷第六號 宮城縣灣會事務議會時報 三卷二號 神奈川縣灣會事務 高會月報 一月號 植馬縣灣會事務 馬灣自身報 一月號 が高縣灣會事務 一月號 が高峰 大阪府會事務 馬灣 下京都籌會事務 大阪府會事務 大阪府會事務 大阪府會事務 大阪府會事務	議會時報第十一號 岩手縣議會事務議會時報第二卷第六號 宮城縣議會事務議會時報第三卷第六號 宮城縣議會事務議會時報五號 月號 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣	議會時報第三卷第六號 宮城縣灣會事務議會時報第三卷第六號 宮城縣灣會事務議會時報 五號 同意會時報 三卷二號 神奈川縣灣會事務議會時報 三卷二號 神奈川縣灣會事務縣灣會月報 一月號 横馬縣灣會事務 抵木縣議會事務 抵木縣議會事務 東京都籌會養會 東京都籌會養會 東京都籌會養會 東京都籌會審務 大阪府會事務	議會時報 第三卷第六號 宮城縣灣會事務 評會時報 五號 一月號 一月號 神奈川縣 評會時報 三卷二號 神奈川縣 評會時報 三卷二號 神奈川縣 評會事務 正卷二號 群馬縣籌會事務 抵木縣灣會事務 抵木縣灣會事務 近常 東京都籌會議會 東京都籌會議會事務	議會時報 五號 同	議會時報 第三一號 京都府議會事務議會時報 三卷二號 標馬縣議會再報 一月號 標馬縣議會再務 馬灣自報 一月號 標馬縣議會事務 馬灣會日報 一月號 標島縣議會事務 ボーラ	議會時報 第三一號 京都府議會事務 護會月報 一月號 群馬縣議會事務 護會月報 一月號 群馬縣議會事務 武會時報 三卷二號 群馬縣議會事務 武會時報 三卷二號 群馬縣議會事務	第三一月號	第三一號	第三一號	第三一號	第三一號		昭和二五年度	愛媛縣壽會事務局
政報告書 昭和二五年度 愛媛縣評會事務 護會時報 第三一號 三十二號 三十三 三十 三十	取物日銀 昭和二十五年度 愛媛縣評會事務 高會時報 第三一號 宮城縣評會事務 三卷二號 神奈川縣 富崎縣 高會時報 第三卷第六號 宮城縣濟會事務 高會時報 第三卷第六號 宮城縣濟會事務 高會時報 三卷二號 南东縣議會事務 三卷二號 神奈川縣 富會時報 三卷二號 中天 以府會事務 馬灣會時報 第三卷第十號 神奈川縣 寶會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都濟會事務 東京都濟會事務 東京都濟會事務 東京都濟會事務 東京都濟會事務 東京都濟會事務 東京都河南省 東京都河南南省 東京都河南省 東京都河南南省 東京都河南省 東京都河南省 東京都河南省 東京都河南省 東京都河南南省 東京都河南南省 東京都河南南南南 東南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南	政物目珠 昭和二十五年 國立國會圖書務 四四號—四六號 同 同	政報告書 昭和二五年度 愛媛縣評會事務 三巻二號 中四號 一四號 一四號 一四號 一四號 一四號 一四號 一四號 一四號 一四號 一	政報告書 昭和二五年度 愛媛縣評會事務議會時報 第三卷第六號 岩手縣議會事務議會時報 五號 岩手縣議會事務 高會時報 五號 岩手縣議會事務 高會時報 三卷二號 神奈川縣 會事務 高會時報 三卷二號 神奈川縣 神奈川縣 會事務 高會時報 三卷二號 机木縣議會事務 馬灣 人 以府會事務 京都府議會事務	政報告書 昭和二五年度 愛媛縣評會事務議會時報 第三卷第六號 宮城縣評會事務議會時報 第三卷第六號 宮城縣評會事務議會時報 五號 門號會時報 五號 阿二卷二號 神奈川縣 曾會事務議會時報 二卷二號 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣	政報告書 昭和二五年度 愛媛縣評會事務議會時報 第三卷第六號 宮城縣灣會事務議會時報 五號 一月號 一月號 一月號 一月號 一月號 一月號 神奈川縣 一月號 東京都評會事務 正卷二號 群馬縣評會事務 医會月報 一月號 東京都評會事務 近太縣灣會事務 近太縣灣會事務 近太縣灣會事務 近太縣灣會事務 近太縣灣會事務 近太縣灣會事務 東京都評會事務 東京都評會事務 東京都評會事務 近太縣灣會事務 近太縣灣會事務 近太縣灣會事務 近太縣灣會事務	政報告書 昭和二五年度 愛媛縣評會事務 三卷第六號 宮城縣評會事務 三卷第六號 村馬縣評會事務 三卷二號 標馬縣評會事務 三卷二號 群馬縣評會事務 三卷二號 群馬縣評會事務 三卷二號 群馬縣評會事務 三卷二號 群馬縣評會事務 三卷二號 群馬縣評會事務 下郊府武會事務 下郊府武會事務 東京都評會議會事務 下郊府武會事務 東京都評會議會事務 東京都評會書務 東京都評會書務 東京都評會書務 東京都評會書務	政報告書 昭和二五年度 愛媛縣評會事務議會時報 五號 一月號 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣	政報告書 昭和二五年度 愛媛縣評會事務議會時報 第三一號 標會所報 二卷二號 群馬縣議會事務 正卷二號 群馬縣議會事務 正卷二號 群馬縣議會事務 正卷二號 群馬縣議會事務 東京都籌會主報 一月號 東京都籌會主報 一月號 東京都籌會主報 一月號 東京都籌會主義 東京都籌會事務 「一月號」 東京都籌會事務 「一月號」 東京都籌會事務 「一月號」 「一月報」 「一月號」 「一月報」 「一月號」 「一月報」 「	政報告書 昭和二五年度 愛媛縣評會事務議會時報 三卷二號 群馬縣議會事務 運營について 大阪府會事務 東京都評會議會事務 京都府議會事務	第三一號 三巻二號 一月號	昭和二五年度	昭和二五年度	昭和二五年度いて	昭和二五年 度		第八號	奈良縣議會事務局
議會時報 第三卷第六號 曾事務概要 同 國立國會圖書	議會時報 第二卷二號 間 回動 「	大阪府會事務 第一月號 昭和二十五年 國立國會圖書	議會時報 第三卷第六號 宮城縣議會事務議會時報 第三卷第六號 宮城縣議會事務議會時報 第三卷第六號 宮城縣議會事務議會時報 第三卷第六號 宮城縣議會事務議會時報 五號 日	議會時報 第二卷第八號 岩手縣議會事務議會時報 第二卷第八號 岩手縣議會事務議會時報 五號 岩手縣議會事務 医會時報 五號 岩手縣議會事務 医會時報 五號 岩手縣議會事務 医管时報 二卷二號 精馬縣籌會事務 医管时報 二卷二號 標島縣壽會事務 医管时報 二卷二號 東京都壽會事務 医管时報 二卷二號 中奈川縣 會事務 医管节器 第三卷第一號 中京都壽會事務 医管节器 第二式 中奈川縣 會事務 医管节器 第二式 中菜 中菜 中菜 中菜 中菜 中菜 中菜 中菜 中菜 中菜 中菜 中菜 中菜	議會時報 第十一號 岩手縣議會事務議會時報 第三卷第六號 宮城縣議會事務議會時報 第三卷第六號 宮城縣議會事務議會時報 五號 門號 宮城縣議會事務 第一月號 常會時報 三卷二號 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣	議會時報第三卷第六號 岩手縣議會事務議會時報第三卷第六號 宮城縣議會事務議會時報第三卷第六號 宮城縣議會事務議會時報 三卷二號 標馬縣議會事務 三卷二號 標馬縣議會事務 三卷二號 群島縣議會事務 三卷二號 群島縣議會事務 三卷二號 群島縣議會事務 三卷二號 群島縣議會事務 東京都籌會事務	議會時報第三卷第六號 宮城縣議會事務 議會時報 五號 三巻第十號 神奈川縣 新會時報 五號 三巻二號 一月號 一月號 一月號 一月號 本於所會事務 三巻二號 本京都籌會事務 三巻二號 本京都籌會事務 三巻二號 本京都籌會事務 三巻二號 本京都籌會事務 三巻二號 本京都籌會事務 三巻二號 本京都籌會事務 三巻二號 本京都籌會事務 三巻二號 本京都籌會事務 京都府議會事務 「日間報	議會時報 五號 同 同	議會時報 第八號 奈良縣議會事務 選會時報 三卷二號 群馬縣議會事務 正卷二號 群馬縣議會事務 運營について 大阪府會事務 第一月號 東京都籌會事務 京都府議會事務 第一月號 東京都籌會事務 京都府議會事務 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都	議會時報第二条二號 標点縣議會事務 医會時報 三卷二號 標志縣議會事務 医會月報 一月號 標志縣議會事務 医管口分 一月號 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務 東京都籌會事務	第八號 三卷二號 三巻二號 第三一號 第三一號 東和二五年度	第二 號 第三一號 第三一號 第三一號 第三一號 第三一號 第三一號 第二十號 第二十號 第二十號 第二十號 第二十號 第十二五年度	第二一號第三一號	第三一號第三一號	第八號昭和二五年度		第二七號	鳥収縣議會事務局
議會 日報 第二七號 震會 事務概要 同 國立國會圖書	議會 片報 第二七號 震會 事務概要 同型 電	大阪府賣事務 三巻二十弦	議會時報 第三卷第六號 宮城縣議會事務議會時報 第三卷第六號 宮城縣議會事務議會時報 第三卷第六號 宮城縣議會事務議會時報 第三卷第六號 宮城縣議會事務 第一月號 第一月號 有余縣議會事務 三卷二號 中奈川縣 神奈川縣 會事務 医管骨根 一月號 東京都籌會事務 下級府會事務 東京都籌會事務 東京都灣會事務 東京都灣會事務	議會月報 第二七號 岩平縣議會事務議會時報 第二卷第六號 岩平縣議會事務議會時報 第三卷第六號 岩平縣議會事務議會時報 第三卷第六號 岩平縣議會事務議會時報 五號 岩三卷第六號 岩灰縣議會事務 医會月報 一月號 精馬縣議會事務 三卷第一號 東京都籌會事務	漢會 片報 第二七號 岩手縣議會事務議會 時報 第三卷第六號 宮城縣議會 事務議會 時報 第三卷第六號 宮城縣議會 事務議會 時報 第三卷第六號 宮城縣議會 事務議會 時報 第三卷第六號 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣	漢會時報第二七號 岩三縣三會事務 三十號 岩三条第六號 宮城縣三會事務 三十號 新灣縣三會事務 三十號 三十號 神奈川縣三會事務 三十號 中京 和時會事務 東京 和時會事務 東京 和時會事務 東京 和時會事務 東京 和時 會事務 東京 和時 會事務 京 和 日	議會時報 第三卷第六號 宮城縣議會事務議會時報 第三卷第六號 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣	議會月報 第二七號 鳥	議會 月報 第三七號 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 神奈川縣 東京都評會事務 選會 日報 一月號 ボーラ號 東京都評會事務 第一月號 東京都評會事務 第一月號 東京都評會事務 第一月號 東京都評會事務 第一月號 東京都評會事務 第一月號 東京都評會事務 東京都評會事務 第一月號 東京都評會事務 京都府議會事務 京都府議會事務 京都府議會事務 京都府議會事務 京都府議會事務 第一日號 東京都評會事務 第一日號	議會月報 第三卷第十號 神奈川縣議會事務議會時報 三卷二號 群馬縣議會事務 運營について 一月號 東京都籌會事務 三卷二號 東京都籌會事務 三卷二號 東京都籌會事務 三卷二號 東京都籌會事務 三卷二號 東京都籌會事務 東京都籌會事務 京都府議會事務 京都府議會事務 京都府議會事務 京都府議會事務 京都府議會事務	第三一月號 第三一号號 第三一號 第二一號 第二一號	三巻二號 第三一號 第三一號 第二一號	第二一月號 第三一號 第三一號 第三一號	第二一號 第二一號 第二十號	第二七號 第三一號		一月號	山口縣籌會事務局

北海道議會時報 第四卷 第三號 北海道議會時報 第四卷 第三號 編 集 北海道議會事務局調查課